

金融負債の公正価値測定：自己信用リスクの変動に 焦点を当てて

陳, 釗

<https://hdl.handle.net/2324/1959071>

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（経済学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：



平成 30 年度博士学位論文

金融負債の公正価値測定
—自己信用リスクの変動に焦点を当てて—

九州大学大学院経済学府
経済システム専攻
学生番号：3EC15008N
氏 名：陳 釗

目 次

序 章 研究の課題および研究のアプローチ	1
I 本論文の目的	1
1. 研究の背景	1
2. 問題意識および研究の目的	2
II 先行研究のレビュー	3
1. 金融負債の公正価値測定と負債のパラドックス	3
2. 負債のパラドックスと財務諸表利用者の判断	5
3. 先行研究の小括	6
III 分析のアプローチと論文の構成	7
1. 金融負債に対する公正価値適用とその派生問題	7
2. 自己信用リスクの影響の反映	8
3. 自己信用リスクの変動による金額の処理とその実践的な効果	8
4. リサイクリングの要否	10
第1章 公正価値における属性選択の帰結とその理論の展開	12
I はじめに	12
II 経済環境の変化と測定属性の指向	14
1. 経済構造に対応する測定モデル	14
2. 経済構造の重点変化への会計の対処	16
3. 金融危機と公正価値	17
(1) S&L 危機と公正価値会計への期待	17
(2) リーマン・ショックと公正価値への批判	18
III 会計目的の変遷と測定属性の指向	20
1. 単一測定属性の支配地位の形成	20
2. 多元的測定属性の試み	22
3. 多元的測定属性から公正価値への収斂	23
4. 公正価値に対する「壁」の解消	27
IV 公正価値測定とその理論特徴	29
1. 公正価値概念の変遷と統一	29
2. IFRS No.13における公正価値の特徴	30
(1) 市場参加者の視点	30
(2) 出口価格の測定目的	31
(3) 負債の移転	34

V おわりに	35
第2章 金融負債の公正価値会計に関する理論的基礎	38
I はじめに	38
II 負債の概念	38
1. 資本主理論による負債の概念	39
2. 企業主体理論による負債の概念	41
3. 将来キャッシュ・フローに立脚する負債概念とその測定属性の指向	42
III 金融負債の公正価値測定の論拠	44
1. 会計理論の転換と金融負債の測定	45
(1) 資産負債アプローチにおける負債の位置づけ	45
(2) 金融負債の性質と現在価値	47
2. 金融資産との理論的整合性	49
3. 会計上のミスマッチの緩和	50
IV 金融負債の公正価値測定に係る問題点	50
1. 負債のパラドックスの発生	50
2. 負債パラドックスの解消の可能性	52
(1) 評価益計上の場合	52
(2) 評価損計上の場合	56
V おわりに	57
第3章 負債の公正価値測定における自己信用リスクの変動の反映	59
I はじめに	59
II 負債における公正価値測定の定着	59
1. 現在価値を巡る測定目的	59
2. 企業固有の価値の削除とその理由	61
3. 出口価格で定義される負債の公正価値	62
III 自己信用リスクを反映させることの導出	63
1. 自己信用リスクの反映に関する最初の議論	63
2. 自己信用リスクの反映に関する議論の転回	64
3. 負債の出口価格における信用リスク不変の仮定	65
IV 自己信用リスクの反映に関する論争	66
1. 当初認識時の反映	66
2. 当初認識後の反映	67
(1) 自己信用リスクの変化を反映することへの賛成論	67

(2) 自己信用リスクの変化を反映することへの反対論	68
(3) 追加的検討	72
V おわりに	73
 第4章 自己信用リスクの変動による金融負債の公正価値変動額を巡る会計基準の変遷と その評価	75
I はじめに	75
II 全面公正価値会計と自己信用リスク	76
1. IASC における全面公正価値会計の基準開発.....	76
2. FASB における全面公正価値会計の基準開発	77
3. 複雑性低減プロジェクトにおける全面公正価値会計の基準開発.....	78
III 全面公正価値会計の頓挫と公正価値オプションの導入	79
1. 全面公正価値会計の頓挫.....	79
2. 公正価値オプションの導入.....	81
(1) 国際会計基準における公正価値オプション	81
(2) 米国会計基準における公正価値オプション	83
IV 2つの会計処理方式とその収斂	84
1. 会計処理方式とその効果.....	84
2. 会計処理方式の部分的統一	86
V おわりに	87
 第5章 OCIに計上された金額のリサイクリングの要否	89
I はじめに	89
II 包括利益概念の導入とリサイクリング	90
1. FASB における包括利益の制度化	90
2. IASB における包括利益の制度化.....	93
III 利益の見方とリサイクリングの方式	96
1. 伝統的「会計利益モデル」とリサイクリング	97
2. 「純資産価値モデル」とリサイクリング	98
3. 混合属性モデルの解釈	98
IV 意思決定に有用な利益モデル	100
1. 純利益の有用性	101
2. 包括利益の有用性	101
3. 企業価値評価と有用な利益モデル.....	102
V IASB 概念フレームワークにおけるリサイクリングの検討.....	104

1. リサイクリングのアプローチ (IASB [2013a])	104
2. 目的適合性の再強調 (IASB [2015])	107
VI 自己の信用リスクを巡る会計処理の根拠とその合理性	108
1. IASB における会計処理の根拠	108
2. IASB の主張の欠陥	110
VII おわりに	112
 終 章	 114
I 本論文の総括	114
1. 財務諸表に計上される自己信用リスク変動の原因	114
2. 損益計算書に自己信用リスクの変動を反映させる形式	117
II 今後の研究課題	119
 参考文献	 122

序章 研究の課題および研究のアプローチ

I 本論文の目的

1. 研究の背景

近年、負債の会計が大きくクローズアップされるようになってきている。その背景としては、一般的傾向として企業においてオンバランスされている負債の金額が大きくなってきたことに加えて、資本市場のグローバル化に伴って様々な新しいタイプの取引や金融商品が出現した結果、オフバランスの負債が潜在的に多額化していることなどが挙げられる。そうした取引や金融商品は、伝統的な取得原価主義に基づく会計思考に再検討を迫っており、現在では、資本市場で広く受け入れられる会計測定基準の開発が求められている。

資産と負債は貸借対照表では左右対称の関係にあり、資産を「表」とすれば、負債はその「裏」にあたる（藤田 [2006], 24 頁）。それゆえ、基本的に資産の測定問題と負債の測定問題は表裏一体の関係にあり、一括して検討すべきであると考えられることもできよう。しかしながら、資産と負債とでは論点が異なるのも事実である。とりわけ、負債への公正価値測定のあり方を検討する際には、企業の自己信用リスクの影響は避けて通れない問題である。

従来、償却原価で測定される金融負債は、契約によって将来の支払金額が確定されていることから、自己信用リスクの変動による債務価値の変動は、投資の成果とは無関係な現象であるとされ、業績の測定を目的とする利益計算では無視されてきた。しかし、近年では、公正価値によって財務諸表に計上される資産項目が金融資産を中心に徐々に増加し、公正価値測定の範囲は、従前の金融資産だけではなく金融負債にまで広がってきている。金融負債を公正価値で測定すれば、企業の自己信用リスクの変動により評価差額が生じるが、その際の大きな問題として挙げられるのは、企業の財政状態の悪化により評価益が計上され、反対に財政状態の改善により評価損が計上されることである。この問題は多くの論者によって「負債のパラドックス」として指摘されてきた（Barth and Landsman [1995], p.97; 岩村 [1997], 42 頁; Lipe [2002], p.170; 田中 [2003], 61 頁; Upton [2009], para.48; 徳賀 [2010], 18 頁; 草野 [2010], 58 頁; Lachmann et al. [2011], p.385; Couch and Wu [2016], p.83）。

自己信用リスクが悪化するとデフォルト・リスクが高まり、その結果、負債の金利は上昇する。そのような金利の上昇は金融負債の公正価値の減少をもたらす、財務諸表においてそれを認識すると、企業の経営状態のネガティブな変化とは反対に、財務諸表には評価益というポジティブな項目が表示されてしまうことになる。これは、一般常識や直観に反する結果である。そうした問題があることから、公正価値測定の拡大を目指す会計基準設定機関の活動のもとで、金融負債の公正価値会計は論争的となっていった。特に、リーマン・ショック後の米国金融機関が公正価値オプションを適用して多額の負債評価益を計上したことは、

金融負債の公正価値会計に対する多くの批判や懐疑を惹起した。

このように、金融負債の公正価値測定については異論も多いにもかかわらず、公正価値評価を規定する会計基準は国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) と米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) によって、それぞれ導入された。当初、国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) 第 39 号『金融商品：認識と測定』 (Financial Instruments—Recognition and Measurement: IAS No.39 [revised 2003]) と財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards: SFAS) 第 159 号『金融資産および金融負債に対する公正価値オプション』 (The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities: SFAS No.159) はいずれも、自己信用リスクの変動に起因する金額を、当期純利益に計上すると規定した。

しかし、このような会計処理は、財務諸表の利用者に誤解を与える可能性があるとして、各方面から強い懸念が表明された (Chasteen and Ransom [2007])。これを受けて IASB は 2010 年に公表した国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) 第 9 号『金融商品』 (Financial Instruments: IFRS No.9) において公正価値オプションを採用した企業に対して、公正価値による測定差額のうち、自己信用リスクの変動に起因する変動額を、純利益ではなく、その他の包括利益 (Other Comprehensive Income: OCI) に表示するとともに、純利益にはリサイクリングしない取り扱いを定めた。一方、FASB は、財務諸表利用者からのフィードバックを受けて、2016 年に公表した会計基準更新書 (Accounting Standards Update: ASU) 第 2016-01 号『金融商品—全般的事項：金融資産金融負債の認識および測定』 (Financial Instruments—Overall [Subtopic 825-10] : Recognition and Measurement of Financial Assets and Liabilities: ASU 2016-01) において自己信用リスクの変動に起因する変動額については、IFRS No.9 と同様に OCI に計上することを要求することとした。しかし、ASU 2016-01 が IFRS No.9 と大きく異なるのは、その金額がその後実現した場合には純利益にリサイクリングされることになっている点である。

このように、自己信用リスクの変動に起因する変動額に関して、IASB の会計基準と FASB の会計基準はともに、当初は純利益に計上することを求めていたが、現在ではいずれも OCI に計上するとされている。両会計基準の間において現時点で特に問題となる相違は、OCI に計上された部分がリサイクリングされるべきか否かである。

2. 問題意識および研究の目的

上記の背景を踏まえて、本論文で考察を行うにあたっての問題意識は以下 3 つである。

第 1 の問題意識：2008 年の金融危機以来、金融負債の公正価値会計について多くの批判や懐疑的な意見が寄せられた。そこで、金融負債を継続的に公正価値で再評価することの是

非を検討する前に、土台となる準備作業として、金融負債の公正価値測定に関する根拠を改めて検討しておく必要があると考える。

第 2 の問題意識：自己信用リスクの変動に起因する金額が財務諸表に反映されるべきか否かという「財務諸表への計上」の問題である。自己信用リスクの影響は、金融負債の公正価値測定のあり方を検討する際に避けては通れない問題であり、制度上は負債の公正価値に自己信用リスクの影響を反映するとされているものの、会計学界においてはそれを反映すべきとする賛成論と反映すべきではないとする反対論が混在している。そこで、自己信用リスクの反映に関する論争を取り上げ、それぞれの妥当性を分析したうえで、それを継続的に反映するとすれば、その根拠を明確にすることが必要であると考ええる。

第 3 の問題意識：自己信用リスクの変動に起因する金額が、どのように表示されるべきかという「損益計算書の表示」の問題である。自己の信用リスクの変動に起因する金額について、FASB と IASB の間における現時点の差異は、OCI に計上された部分をリサイクリングするか否かである。そこで、リサイクリングとノンリサイクリングのいずれの方式が、より妥当な会計処理なのかを、理論的に検討することは重要であると考ええる。

上記の 3 つの問題意識をもって、公正価値に関する学説の理論的検討を行い、それらを実証研究・実験研究の成果と照らし合わせるとともに、現行基準の妥当性を検証することで、金融負債にかかる自己信用リスクの変動に起因する金額の望ましい会計処理のあり方を導き出すことを本論文の目的とする。

II 先行研究のレビュー

1. 金融負債の公正価値測定と負債のパラドックス

制度的には、財務報告に初めて公正価値測定が導入されたのは、金融商品の評価においてであった。米国では、FASB によって 1991 年に公表された SFAS No.107『金融商品の公正価値に関する開示』(Disclosure about Fair Value of Financial Instrument)において公正価値の概念が定義された。以降、2000 年に公表された財務会計概念書 (Statement Financial Accounting Concept : SFAC) 第 7 号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用』(Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements: SFAC No. 7) を経て、公正価値の概念は、2006 年の『SFAS No.157 公正価値測定』(Fair Value Measurements)で再び定義されるに至っている。Power [2010] は、公正価値測定が進展した理由として、金融経済学が隆盛になったこと、金融商品を全面公正価値で測定する要望が高まったこと、基準設定主体の専門的・規制的アイデンティティーを高めるうえで公正価値が重要になったことなどを挙げている。

しかし、従前から会計的評価における論争は資産の問題に集中して展開され、負債の評価が問題視されることは少なかった。その主な理由は、重要な負債項目の多くが契約上の価額を有しており、当該金額で決済され则认为されてきたからである。したがって、金融負債の公正価値測定について、その理論的妥当性の検討は、これまで必ずしも十分にはなされていない。例えば、徳賀 [1998] では、①会計理論のパラダイムの転換、②金融資産との理論的整合性、および③金融商品の発展への会計測定の対応という 3 つの視点から、金融負債を公正価値で評価する理由が提示されているが、それ以上の詳細な議論は展開されなかった。

金融負債の公正価値測定に債務者の信用状態の変動を反映することによって、自己信用の悪化から生じる負債の公正価値の減少は、債権者から株主への富の移転を意味する (Barth and Landsman [1995], p.104; Bradbury [2000], p.23)。このような直感に反する「負債のパラドックス」の現象を事例で検討した Lipe [2002] は、Boston Chicken という事業会社が発行した債券に公正価値測定を適用したときに、自己信用の悪化による評価益が財政状態や財務指標にどのような影響を与えるのかを検証した。具体的に Boston Chicken 社は、1998 年から 2000 年までに認識した累積損失が 1,812.3 千ドルであったのに対して、自己信用の悪化による累積利得が 739.5 千ドルであった。また、1997 年において 239,677 千ドルの純損失が報告されたが、公正価値測定を適用した後は 87,338 千ドルの純利益となり、その結果、自己資本利益率 (Return on Equity: ROE) が -22.3% から 7.4% になると推定された (Lipe [2002], p.176)。Lipe [2002] は、財務指標への波及効果を考えれば、負債評価益に関する利益情報の有用性には疑問があると指摘している。この点に関連して、当時 IASB 議長であった David Tweedie は、自己信用リスクの悪化に苦しんでいる企業がこれに対応する評価益を計上する場合に、こうした会計処理が有用な情報を提供するものと擁護するのは難しいと述べている。つまり、自己信用リスクの変動による評価損益を財務諸表に反映することには慎重な態度を取ると主張したのである。

負債測定における自己信用リスクの反映の是非について、2009 年公表の IASB スタッフ・ペーパー『負債の測定における信用リスク』(Credit Risk in Liability Measurements: IASB [2009]) では、自己信用リスクの変動を反映することへの賛成の立場から、①当初認識との整合性、②富の移転、および③会計上のミスマッチ (解消) という 3 つの主張が討議されているのに対して、他方で、①直観に反する結果、②会計上のミスマッチ (発生)、および③実現という 3 つの反対の主張も挙げられている。IASB と FASB の現行ルールにおいて負債の公正価値には自己信用リスクの変動を反映することが規定されているが、理論的な観点からすれば、一致した結論に達しているとはいえない。

自己信用リスクの反映に関する問題が顕在化したのは、世界金融危機の影響を受けた 2009 年度第 1 四半期の決算において、公正価値オプションを採用する米国の大手金融機関が巨額の負債評価益を計上したときである。具体的には、伊藤真 [2011] や小川 [2013] は、

HSBC や Citigroup などの金融機関を対象に、世界金融危機の時に金融機関が損失を計上するとともに、公正価値オプションの適用により自己信用リスクの悪化から多額の利益を認識した詳細な事例研究を行っている。HSBC の事例分析では、公正価値オプションを適用した範囲での負債の信用リスクの変動に起因する利益は、HSBC の経営成績の測定に目的適合ではなく、この利益を純利益に計上した場合、財務諸表利用者に誤解を与える可能性は極めて高いと指摘されている（伊藤真 [2011], 24 頁）。Citigroup の事例分析では、企業の信用状態を反映した金融負債の評価損益は、自己信用リスクの変動が大きいかほど評価損益も大きくなり、また、業績が良好な時には評価損の影響は相対的に低く、他方業績が悪い時には評価益の影響は相対的に高くなる関係があることが明らかにされた（小川 [2013], 116 頁）。

欧州連合（European Union: EU）では、2002 年 7 月に採択された「国際的会計基準の適用に関する EU 議会および理事会の命令」に基づき、EU 域内の上場企業に対し、2005 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から、連結財務諸表を IAS/IFRS に基づき作成することが義務づけられた。ただし、ここでの IAS/IFRS は IASB が公表する会計基準そのものではなく、EU の正式な手続きを経て承認されたもの（「EU でエンドースされた IAS」）でなければならない。この承認の際に、金融機関を監督する立場にある欧州中央銀行が、公正価値オプションを採用する金融機関の自己信用リスクの悪化による利益の計上を問題視したことから、金融負債に対する公正価値オプションを、「EU でエンドースされた IAS」からカーブ・アウトすることを決めた（河野 [2005], 45-48 頁；服部・野村 [2010], 1-6 頁）。こうしたカーブ・アウトにより、EU 域内の金融機関は、公正価値オプションの採用を通じて利益水準を嵩上げする機会が剥奪されてしまったのだが、他方でその結果として、2008 年の金融危機において、自己信用リスクの変動を反映することは、米国とは違って EU 域内の企業に実質的影響を与えなかったのである。

では、SFAS No.159 のように負債の評価益を純利益に計上する会計処理は、財務諸表利用者の判断にどのような影響を与えるのであろうか。次にこの点を検討している先行研究をレビューする。

2. 負債のパラドックスと財務諸表利用者の判断

前述の通り、SFAS No.159 にしたがって、自己信用リスクの変動に起因する金額は純利益に計上され、その変動の原因および確定方法に関する情報が開示されている。こうした会計処理を通じて「負債のパラドックス」の影響を低減しながら財務諸表利用者に有用な情報を提供できると期待されている。しかし、実践的效果をみれば、このような期待が満たされるのか疑問が残る。この点を実験研究により検証したものとして、以下のような先行研究がある。

まず、Koonce et al. [2011] では、MBA の大学院生を被験者とする実験研究によって、

金融負債と金融資産の公正価値を比べると、金融資産の公正価値の方がより目的適合的と評価する被験者の割合が高いことが明らかになった。それゆえ、金融負債と金融資産を同列に論じることができないということがいえる。

また、会計専門家を想定して 184 名の米国公認会計士を被験者とした Gaynor et al. [2011] は、SFAS No.159 にしたがって純利益に計上される負債評価損益が、自己信用リスクの変動を示していることを被験者が適切に判断できるか否かを検証した。結果は財務諸表のみが提示された場合（自己信用リスクの変動に関する情報が開示されない場合）、70%以上の被験者は、評価益（評価損）が発生した企業を、誤って自己信用リスクが改善（悪化）している企業と判断してしまうことが明らかとなった。また、補足開示を行った場合でも、全体のおよそ半数が、自己信用リスクの変動と負債評価損益のパラドキシカルな関係を誤って判断してしまった。この点について増村 [2015] は、日本企業を対象に、注記に開示されている金融負債公正価値の変動情報が、財務諸表利用者の誤解を低減するか否かを検証した。日本基準は公正価値オプションの会計処理を採用していないが、金融負債の公正価値情報の注記による開示を要求している。その注記情報からみれば、「負債のパラドックス」は、投資者にとって財務諸表の内容の適切な判断を導きにくくする可能性があることが明らかになった。

これらの研究は、財務諸表に負債評価損益を計上することは、財務情報利用者がパラドックスによってミスリードされる可能性があること示している。また、自己信用リスクの変動情報を注記で開示する方式によっても、財務諸表利用者の誤解を十分には解消できないことを示唆している。会計学界だけでなく規制機関も、これに懐疑的な態度を取っている。例えば、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）は、注記開示という方法は「保証的な意味での改善（warranting improvement）」に過ぎず、誤解の排除にとっては十分ではないことを指摘している（SEC [2008], p.5）。

これに対して、自己信用リスクの変動による部分について、純利益ではなく、OCI に計上される場合は、純利益に計上されている場合に比べて、財務諸表利用者はミスリードされる可能性が低減することを示す研究がある。その代表例として Lachmann et al. [2015] を挙げることができる。当該実験研究は、監査業務に携わる 93 人のドイツの監査人を対象に実施された。その結果は、IFRS No.9 の規定にしたがって、自己信用リスクの変動に起因する金額を純利益ではなく OCI に計上すると、被験者が信用リスクの変動に関する情報を正確に判断ができるようになる傾向があることを明らかにした。つまり、その変動額を純利益から除くことで、財務諸表利用者がミスリードされるのを緩和することができると結論づけた。

3. 先行研究の小括

以上、自己信用リスクの変動に基づく金融負債の公正価値についての先行研究を概観して

きた。まず、2008 年世界金融危機以前および直後の研究は主に、いわゆる「負債のパラドックス」の検討を中心として、負債の公正価値会計の是非の考察が大半を占めていた。金融危機以降のものは主に、自己信用リスクの変動に起因する変動額の計上形式が「負債のパラドックス」の影響を低減させるか、投資家の意思決定に役立つか、ということが研究の焦点になっている。また、「負債のパラドックス」の影響で財務情報の利用者は評価損益の発生と信用リスクの関係を適切に判断できない可能性が高いこと、および自己信用リスクの変動に起因する金額を純利益に計上させる場合にはミスリードされる可能性がより高いと考えられることが明らかになった。しかし、自己信用リスクの変動に起因する金融負債の測定額の変動において OCI に計上された部分のリサイクリングの要否について、あるいは、いずれかの優位性について検討するような研究は未だ行われていない。

Ⅲ 分析のアプローチと論文の構成

自己信用リスクの変動に起因する金額にかかわる会計処理を中心に、経済的意思決定に裏打ちされた会計処理のあり方を導くために、本論文では、「財務諸表の計上」と「損益計算書の表示」という 2 つの面から以下の通りの構成で論を進める。

1. 金融負債に対する公正価値適用とその派生問題

自己信用リスクの変動に起因する金額の会計処理を巡る問題は、金融負債に公正価値を適用することによって惹起されているものである。そこで本論文では、まず、公正価値がどのような会計測定理論のもとで行われているか、それはどのように形成され、いかに変化してきたのかを明確にした上で、公正価値測定の金融負債領域での適用へと検討を進める。

会計とは、主体の経済事象を伝達するシステムである(井尻 [1968], 1 頁)。Bedford [1973] は、(主体を取り巻く)社会は常に変化するものであって、会計的概念もそれに応じて変化しなければならないと主張した。このような会計システムのあり方は、他の社会システムの多くがそうであるように、その目的によって規定される。しかも、こうした会計目的は、企業を取り巻く経済的環境の変化と、それに伴う財務諸表利用者ないしステークホルダーの情報要求によって変化する。そこで、第 1 章では、「経済環境の変化」と「会計目的の変化」という 2 つの要因が、会計システムにおいて求められる測定属性に作用することを手掛りとして、公正価値測定の選択要因、形成過程および概念特徴を丹念に追跡解明するとともに、本論文の主題、すなわち、自己信用リスクの変動を巡る問題を検討することの必要性を引き出している。

近年、会計理論の潮流は、収益費用アプローチから資産負債アプローチへと転換するとともに、公正価値測定が負債の領域に浸透しつつあるにもかかわらず、長きにわたって会計学

の研究対象は主として資産の評価であったので、負債の評価は研究上の注目を浴びることはさほどなかった。また、「負債のパラドックス」が生じる点が問題視されるので、公正価値の適用を巡っては、金融資産と金融負債で論点や反応が異なってくる。そこで、第2章では、まず、議論の基礎を固めるために、金融負債の公正価値測定に関する会計理論の根拠をさらに明確にする。そのうえで、「負債のパラドックス」の解消の可能性を取り上げ検討する。

2. 自己信用リスクの影響の反映

Littleton [1953] では、会計理論と会計実務の関係は、音楽における主旋律と伴奏のように相互補完の関係であると説明されている。その意味で、妥当な会計理論に基礎をもたない会計実務は、主旋律のない伴奏と同様であり、実行可能であるが好ましくないものである。実際的応用をともしない理論は、伴奏のない主旋律と同様、それ自身は満足なものでありうるが、不完全であることは明瞭である (Littleton [1953], p.140; 訳 207 頁、一部改訳)。したがって、合理的で有用な会計実務は、より妥当で堅実な会計理論に依存することになる。そして、質の高い実務の背景には必ずといってよいほど精緻で妥当性の高い理論が存在していることになるのである (成瀬 [2007], 206 頁)。

これまで、自己信用リスクの影響を、財務諸表に反映することを支える堅実な会計理論が明確にされないままに、実務的处理が実行されている。それゆえ、第3章では、まず、負債を現在価値で測定する目的および形式が確立した過程を跡づける。そのうえで、自己信用リスクの変動を反映させることを巡る賛成論および反対論を取り上げて、それぞれについて検討を加える。

3. 自己信用リスクの変動による金額の処理とその実践的な効果

会計制度を構成する個々の会計基準の新設改廃がもたらした効果や影響は、基準設定主体および研究者に注目されるべきである。なぜなら、基準設定の実践をみれば、基準設定主体に期待されていた効果が必ずしも達成されてきたわけではないからである。例えば、近年、企業リスクへの関心の高まりを背景に、負債の発生に係る偶発損失についての将来キャッシュ・フローの蓋然性、時期や金額を、1975年に公表された『偶発事象の会計』(Accounting for Contingencies: SFAS No.5) に基づいて開示することは、財務諸表利用者に十分な情報を提供していないと指摘されている (FASB [2008a], p.V; Desir et al. [2010], p.526)。

偶発損失が将来において現実に起きる蓋然性の程度は、財務諸表の確定日までに入手可及な情報を検討することにより判断されるが、その発生の蓋然性の度合いは大小さまざまである。SFAS No.5 では、蓋然性を高さに応じて、「a.ほとんど確実 (Probable)」、「b.合理的に起こり得る (Reasonably Possible)」、「c.ありそうにない (Remote)」に3区分して会計処理方法を規定している (FASB [1975], para.3)。偶発損失は以下の2条件が満たされる

場合には、偶発損失について引当金を計上しなければならない。1.財務諸表の公表前に利用可能な情報が、貸借対照表日前に既に資産の毀損または負債の発生が生じていることがほとんど確実であることを示している、2.損失額を合理的に見積もることができる。この2条件のうちの一方しか満たされない場合には注記での開示になる。また、損失の生起確率が「合理的に起こり得る (Reasonably Possible)」と判断される場合にも注記での開示になる。そして、損失の生起確率が「ありそうにない (Remote)」の場合には開示も行わない (FASB [1975], paras. 8-12)。

この SFAS No.5 の規定は不十分であるとの指摘を受けて、FASB は偶発損失の開示の境界線を、「合理的に起こり得る (Reasonably Possible)」から「発生の可能があれば (More Than Remote)」に拡大する公開草案『偶発事象：特定の偶発損失の開示』(Exposure Draft: Disclosure of Certain Loss Contingencies an amendment of FASB Statements No.5 and 141(R)) を公表した (FASB [2008a], para.5)。基準設定者は、開示の強化を通じて財務諸表利用者に十分な情報が提供されると期待している。

FASB [2008a] においては以下の2条件を充足する場合には、企業は偶発損失の生起確率の高低にかかわらず、偶発損失の開示をしなければならないと提案している (FASB [2008a], para. 6)。1.偶発事象が近い将来 (near term) に解決されると期待されること、2.偶発事象が企業の財政状態、キャッシュ・フローまたは経営成績に重篤な影響 (severe impact) を与え得ること。さらに、上記の2条件を充足する場合には、a.偶発事象からの損失に対する企業のエクスポージャーについての定量的情報、b.利用者が企業の負っているリスクを理解するのに十分な偶発事象についての定量的情報、c.回復金額に影響し得る上限、限度または控除額などの可能損失の回復をもたらし得る適切な保険または免責契約の約定に関する定性的および定量的な記述を開示しなければならないことも提案されている (FASB [2008a], para.7)。

しかし、Fanning et al. [2011] では、FASB [2008a] の提案に従って偶発損失開示の境界線を「発生の可能があれば (More Than Remote)」に拡大させた場合には、高確率のリスク事象に対する敏感性が低減されてしまうので、財務諸表利用者は、偶発損失へのリスク判断を弱めることが検証された。また、このような改訂は、企業の経営者に高確率のリスク事象を低確率のリスク事象で開示する機会を与えることも指摘された (Fanning et al. [2011] p.77)。この結果は、財務諸表利用者の偶発損失へのリスク判断が向上するのではなく逆に低下していくことを示しているので、そうしたことを踏まえて、当該公開草案は2012年7月にFASBの改定プロジェクトから削除されたのである。

この偶発事象会計基準の事例は、負債の公正価値測定に関する会計基準の設定に、重要なインプリケーションを与える。自己信用リスクの影響を純利益として反映することが、財務諸表利用者に誤解を与える可能性があることは、FASB という基準設定主体によって認められた。それゆえ、2007年に公表されたSFAS No.159は、公正価値オプションを採用して

いる企業は、自己信用リスクの変動により公正価値が著しく影響を受けている場合、自己信用リスクの変動を引き起こす原因に関する定性的な情報、およびそれらの変動額がどのように確定されるのかを開示しなければならないと規定している (FASB [2007], para. A36)。つまり、FASB は、こうした開示を通じて、直感に反する効果を解消することができると主張しているのである。

このような会計基準の改訂によって、基準設定主体が期待した結果が得られているのか、実践的にみて望ましい結果が得られているのかを、事実に照らして確かめる必要がある。ここでは、第4章では、このような疑問を手掛かりとして、まず、IASB と FASB における自己の信用リスクに関する会計処理の形成過程を考察する。そのうえで、その変動額を、純利益ではなく OCI として計上する論拠を明らかにする。

4. リサイクリングの要否

一般に包括利益は、資産と負債の差額である純資産のうち持分所有者との直接的な取引によらない部分の期中変化額として定義される。そのため、資産負債アプローチと親和性の高い利益である。一方、純利益は、発生原則、実現原則、対応原則に基づき計算されるものであり、収益費用アプローチと親和性の高い利益である。この2つの会計思考を巡る対立点、言い換えれば両者を併存させる際の「矛盾」は、会計基準において OCI の項目に明確に表れる。このような OCI 項目は、収益費用アプローチに根ざす伝統型会計と資産負債アプローチに根ざす現代型会計の境界に位置すると考えられるが、2つの利益モデルを分ける1つの基準は、OCI の純利益へのリサイクリングを行うか否かである。

OCI として認識した全項目のリサイクリングを行う場合、すべての損益取引の項目を純利益として認識するので、この利益の考え方は伝統型重視の会計と解釈できる。これに対して、リサイクリングを全面的に（または部分的にでも）禁止する場合、純利益が最終的なボトムラインとして位置づけられないことになるので、この利益の考え方は現代型重視の会計と解釈できる。

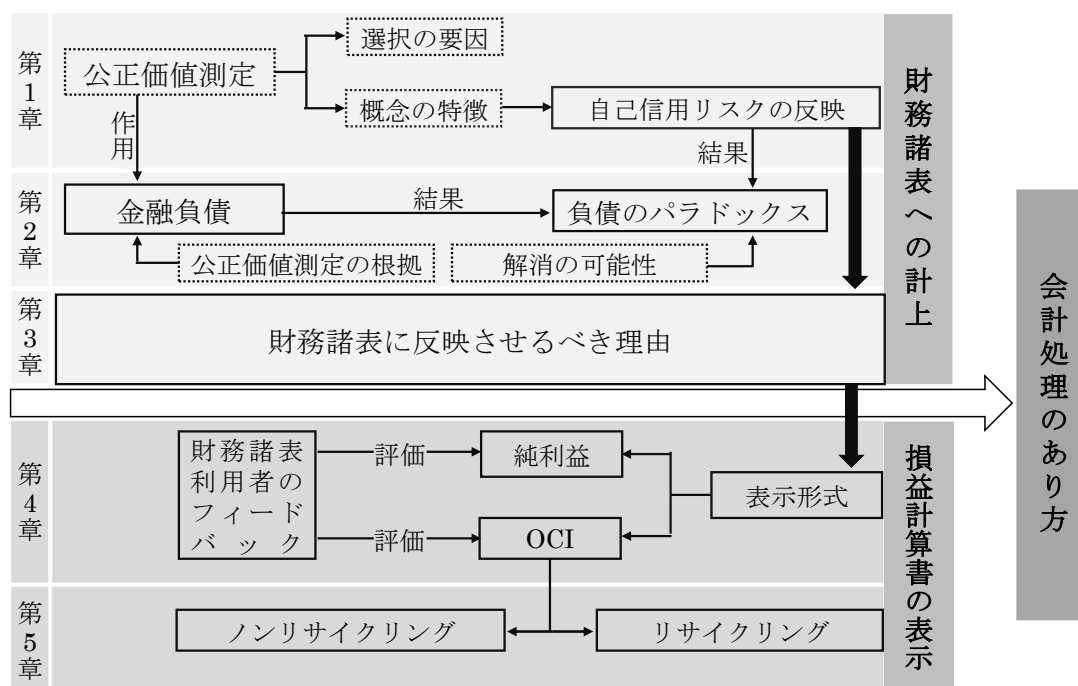
したがって、OCI/リサイクリングは、いわば現代型と伝統型の会計が交渉・交錯するところに出現し、両者の矛盾・乖離 (inconsistency、非整合) の調整役 (媒介性) の機能をもつ (石川 [2013], 28 頁)。こうした処理は、現代型の包括利益と伝統型の純利益という両モデルが共存するための知恵であるといえる。さらには、リサイクリングの有無だけでなくその程度の検討を行うことを通じて、現行会計基準の制定や会計学研究の進展について、伝統的な会計思考との乖離の程度、あるいは現代の会計思考との接近の程度を判断することができる。

包括利益が会計基準として登場して以来、包括利益と純利益の関係、あるいはリサイクリングの是非を巡り、数多くの議論が繰り返されてきた。IASB の議論においては、純利益の表示の廃止を試みようとしたが、その度に強い反対を受け、現在では包括利益と純利益の両

方を公表する方向性で、会計基準や概念フレームワークの改訂作業が進んでいる。しかし、リサイクリングを巡っては、いったん OCI に計上するすべての項目をリサイクリングすべきであるとする米国と、OCI に計上する項目をリサイクリングするものとリサイクリングしないものに分けることを主張する IASB との間で、意見の対立がみられる。特に、OCI に計上された自己信用リスクの変動に起因する金額についてのリサイクリングの可否に対して、FASB と IASB が異なる方法を採用している。

そこで第5章では、包括的な視点から、FASBとIASBにおけるそれぞれの利益観、およびそのような利益観に基づくリサイクリングの程度を明らかにしたうえで、有用な利益モデルという判断基準に照らしてリサイクリングの要否を検討する。その後、IASBにおいてノンリサイクリングを支えている主張の合理性を検討するとともに、最適な処理方法を明らかにする。

図表 本論文の構成のフローチャート



第 1 章 公正価値における属性選択の帰結とその理論の展開

I はじめに

本章の目的は、「経済環境の変化」と「会計目的の変化」という 2 つの視点から、公正価値という測定属性が選択される要因を検討し、その理論の進化の過程を跡づけるとともに、公正価値の理論的特徴を明らかにすることにある。

会計測定領域においては、これまで様々な測定属性が理論的および実務的に提唱され、その一部は現実に実践化されるに至っている。例えば、1960 年代には「時価」として議論された測定属性が、近年、公正価値という名称で一般化されつつあり、伝統的に歴史的原価（取得原価）会計を基礎としてきた会計のフレームワークの中に浸透しつつある。さらに、会計基準の国際的なコンバージェンスが FASB および IASB を中心に急速に進展していく過程で、歴史的原価のもとでの収益費用アプローチから公正価値のもとでの資産負債アプローチへと、会計基準において 1 つのパラダイム変革が起きたといわれることさえある。こうした状況において、ここに極めて素朴な問いかけとはいえ、なぜに公正価値という測定属性が、会計のフレームワークのなかに取り入れられなければならないのかという問題が提起される。

会計は実務であるから、企業を取り巻く外部環境が変われば、それに伴って会計理論およびそれに基づく測定手段も変わるのは必然である。それを会計の定義からみれば、経済事象のどのような側面を表現すべきかについての合意は時代により異なっている。例えば、1941 年に設置された米国会計士協会（American Institute of Accountants: AIA）の会計用語委員会が、1953 年に公表した『会計用語公報』（Accounting Terminology Bulletin）第 1 号では、次のように述べられている。会計とは、少なくとも部分的に財務的性質をもつ取引と事象を、意味のあるやり方で貨幣単位によって記録し、分類し、要約するとともに、その結果を解釈する技術である（AIA [1953], para.9）。こうした「計算システム」として捉える考え方が、1960 年代中頃まで支配的だった。

一方、会計を「情報システム」として捉える考え方が正式に提唱されたのは、1966 年に米国会計学会（American Accounting Association: AAA）が公表した『基礎的会計理論に関する報告書』（A Statement of Basic Accounting Theory: ASOBAT）においてである。ASOBAT は、会計を、情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスであると定義した（AAA [1966], p.1; 訳 2 頁）。かかる定義を会計用語公報のそれと比較すると、会計の内部過程（記録、分類、要約）から外部過程（経済的意思決定）へと強調点が移行していることが分かるであろう。

したがって、公正価値測定の進展という問題を検討する第 1 の視点として、経済環境の変化（外的要因）に注目する必要がある。すなわち、現行の会計は歴史的原価と公正価値との混合属性会計であるが、そこに至った背景にあるものとして、会計上の関心の置き所が、従来の「産業経済」から、近年では「金融経済」を前提とする理論に向けて大きな舵を切りつつあるとみるのである。経済環境の変化は、デリバティブや債券の流動化などの取引の増大、価格・市場・為替リスクの存在による金融財の多様化ひいては、企業活動の国際化および会計基準の国際的なコンバージェンスを招き、その結果として、会計ディスクロージャーや会計測定における公正価値による評価の必要性が求められていると考えることができる。

また、経済の発展においては、しばしば、1929 年の大恐慌、1980 年代の S&L 危機や 2008 年の金融危機といった極端な環境の変化が生じる。こうした経済環境の極端な変化は会計測定理論に多大な影響を与えてきたが、他方で、それは会計測定属性選択の効果を検証する手がかりともなる。すなわち、極端な経済環境の試練に耐えられた測定属性は、良好な安定性と広範な適用性を持っているものとみなされ、そうでなければ、改善する必要があると考えられる。このような思考のもとで、本章では、極端な経済環境に直面した際の公正価値測定の進展を検証する。

一般に理論を構築する場合、ある特定の「目的」が設定され、それに基づき「対象－手段－結果」という一連の組み合わせによって整合的に体系づけられたときに、精緻な理論体系を持った理論が構築されたということが出来る（古賀 [2014], 878 頁）。つまり、一定の目的を措定しなければ、その目的を達成するための手段を導くことは不可能であると考えられる。

会計は、一定の目的観をもって会計事実のインプットを行い、選択可能な複数の手続きの中から、当該目的に照らして最適なものを選択し、それによって会計事実を会計数値へと変換する過程である（浦崎 [2011], 395 頁）。しかしながら、時代によって会計行為の目的指向は同一ではないから、その目的を達成するために必要とされる手段も絶対不変のものではない。したがって、本章では、会計目的の変化（内的要因）を第 2 の視点として、公正価値という測定属性について、その選択要因および発展の過程を跡づける。

本章は、次の 3 つの部分から構成されている。第 1 に、会計測定に公正価値が導入され、拡大されてきている要因は何かという問題の検討にあたって、企業経営を取り巻く経済的環境の変化を取りあげ、その変化が会計測定システムに及ぼす影響およびそれに伴う測定属性の変化を明らかにする。第 2 に、米国の会計理論および会計基準における会計目的が、1930 年代から現在に至るまでどのように変遷していたのかについて、大まかな整理を試みながら、測定属性の変化について丹念に追跡し、その本質を解明する。第 3 は、公正価値概念に関する所説の検討である。公正価値とその測定をめぐる意味について、市場参加者の視点、出口価格の測定目的、および負債の移転という 3 つの立脚点を取りあげ、その理論の特徴を明確にする。

Ⅱ 経済環境の変化と測定属性の指向

1. 経済構造に対応する測定モデル

会計においては、実体の経済事象という対象物は、主体の支配下にある経済財 (economic resource) およびその変動という形で把握される (井尻 [1968], 44 頁)。こうした形の測定値に関する変動は、次の 2 つに分けることができる。すなわち、①フローの結果としてのストックの変動と②フローを伴わないストックの変動である。具体的には①は、企業の生産・販売活動による「価値の流れ」から生み出されるインカム・ゲインであり、②は、金融商品の公正価値による「価値の変動」から生み出されるキャピタル・ゲインである (松本 [2003], 30 頁; 高橋 [2008], 45 頁)。 Tweedie and Whittington [1990] は、会計行為は、企業の経済的実質を写像すべきであると主張している。この見解に従えば、会計は市場経済の経済的実態を反映する測定ルールを選択する必要がある。

このような考え方のもとで武田 [2001] は、上記①を中心とする経済を「プロダクト型市場経済」として捉え、これに対応する会計理論は「原価－実現アプローチ」を基軸とする理論体系として構成された、と主張した (武田 [2001], 4-10 頁)。かかる会計理論では、有形財を主たる認識対象とし、資産評価の確実性の視点 (測定の信頼性) が重視されている。また、利益計算については、受託責任の遂行・利害調整と経営者の業績評価を主要な目的とすることから、分配可能利益 (つまり、過去指向的計算) が課題とされる。その場合、利益決定アプローチとして、収益費用アプローチ (取引というフロー重視した計算) に焦点が当てられ、資産の評価基準として、歴史的原価が適用されることとなる (古賀 [2009], 5 頁; 浦崎 [2002], 24-25 頁)。

これに対して、武田 [2001] は②のような経済を「ファイナンス型市場経済」と呼び、そこにおける会計理論は「時価－実現可能性アプローチ」を基軸とする理論体系として構成された、と主張した (武田 [2001], 4-10 頁)。かかる会計理論では、金融財を主たる認識対象とし、投資意思形成促進の視点 (測定の目的適合性) が重視される。さらに利益計算については、その場合、利益決定アプローチとして、資産負債アプローチ¹ (価値評価というストック重視した計算) に焦点が当てられ、資産の評価基準として、公正価値が適用されることとなる (古賀 [2009], 5 頁; 浦崎 [2002], 24-25 頁)。

このように、武田 [2001] およびその流れをくむ論者は、会計処理の対象となる財務諸表項目を、事業資産または事業投資と金融資産または金融投資とに区別したうえで、前者に対

¹ 資産負債アプローチに関しては、AAA [1957]、Moonitz and Sprouse [1961]、および AICPA [1970] などにその萌芽的見解を観察できるが、当該用語を用いて最初に明確な説明を行ったものは、FASB [1976] である。

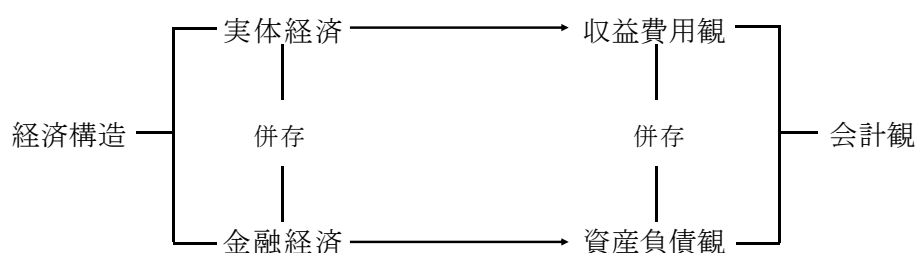
して収益費用アプローチが適用できるが、後者に対して資産負債アプローチが当てはまると考えている。

これに対して、石川 [2008] は、実物財（現実資本）と金融財（貸付資本・擬制資本）の相違に着目し、異なる利益計算活動に対して、異なる会計システムを考えるべきとする。同様に、笠井 [2005] も、企業の経営活動を、価値生産活動と資本貸与活動の 2 つのタイプに識別して、それぞれに対応する損益認識・測定方式を提示しており、その根底には測定対象の経済的性質に即して理論構築の思考がみられると指摘している。

以上、それぞれの立論には多少の差異もみられるが、経済構成の違いに応じて、異なる利益計上基準や評価基準を割り当てようとする点では共通性が見出される。こうした 2 つの会計観の関係を解釈すると、図表 1-1 のようになる。そこでは併存会計の考え方が示されている。これによって、現在の会計は、収益費用観に基づく会計と資産負債観に基づく会計との混合測定会計システムであるということができる。

では、その混合会計測定思想をどう理解すればよいのか。実物経済であれ金融経済であれ、経済基盤の構成部分であるから、両者は排他的な対立関係にはない。そのため、ここでの公正価値会計は取得原価主義会計と対立するものではなく、取得原価主義会計の本質を変質させることなく、その延長線上に部分領域会計としての公正価値会計を包み込んだと解釈される（井上 [2014], 30 頁）。辻山 [2018] は、これを拡張された原価主義会計と称している（9 頁）。徳賀 [2012] は、上記の測定モデルは、フロー・ベースの伝統的な会計利益モデルの欠点を埋める形で修正・補強が行われている過程にあると捉える混合属性会計である、と解釈することもできると指摘している（152 頁）。

図表1-1 経済構造と会計観との併存関係



出所：筆者作成

2. 経済構造の重点変化への会計の対処

Bedford [1973] は、社会は常に変化するものであって会計的概念もそれに応じて変化しなければならないと主張した。今日の経済は、金融経済の側面を有するとされるが、その変貌過程を具体的にみれば、金融技術の進展や情報通信技術の発達により、世界各国においても、金融・資本市場が実体経済を上回る規模で急速に成長していることが分かる。例えば、世界の金融資産残高の推移をみると、1980年から2000年の20年間で急速に伸長し、2012年にはGDP総額の3倍に相当する約200兆ドルの資産残高となった。1996年から2006年の11年間における金融資産残高の成長のペースは9.1%と、同期間の世界の実体経済の名目GDP成長率（年平均）5.7%を大きく上回っている。金融資産残高は、1980年には名目GDPとほぼ同じであったが、2007年には3.5倍へと拡大している（三和 [2012], 87頁）。

現代の市場経済において金融市場と金融産業の重要性と影響力が極度に高まっている現象を「経済の金融化」というが、このような現象は特に1980年代から顕著になったといえる。さらには、経済の金融化のもとでは、経済活動を通して生み出された富は生産手段に投下されるよりも、金融市場に向かい、さらに増殖していくようになっている（三和 [2012], 86-87頁）。これを受けて、金融経済ないし擬制資本の比重がますます高まっているのは明らかであり、武田 [2001] のいう「ファイナンス型市場経済」に移行しているといえる。

こうした状況において、企業の真実な経営成績、財政状態およびキャッシュ・フローの状況はどのようにすれば把握することができるのであろうか。改めて指摘するまでもなく、フローを重視する伝統的な取得原価主義会計では、ますます比重が高まっている金融経済ないし擬制資本を十分に把握するのは難しい。これについて、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）の討議資料『金融資産および金融負債の会計処理』（Discussion Paper: Accounting for Financial Assets and Liabilities）は、製造業を前提として精緻化された原価実現アプローチに基づく伝統的会計理論は、経済社会の変容とともに理論と実務の両面において金融資産・金融負債の会計処理に対してその妥当性を失っており、伝統的な原価・実現の概念を基礎とする会計測定は金融リスク管理のために利用される金融商品には適合しないと指摘した（IASC [1997a], para.4.9-4.11）。具体的に伝統的な取得原価主義では、金融の自由化・グローバル化によって顕著になった為替リスク、金利リスク、価格リスク等の減殺を目的としたヘッジ取引は、ヘッジ手段が決済される時点までオフバランスとなるために、ヘッジ取引の有効性が途中の期間において把握できないという問題がある。

その結果、金融資産および金融負債を公正価値で測定することが、企業実態を忠実に表すことができる目的適合的な測定属性であるとして、金融商品の公正価値測定の是非が評価基準を巡る焦点となってきた。つまり、経済構成の比重ないしは重点の変化に対応して、ストックを重視する資産負債中心観に基づき測定属性として公正価値を用いることにより、企業の真実な経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況を包括的に把握することが可

能となるのである。このように金融資産に徐々に浸透してきた公正価値が混在する測定基準を取り入れているように見えるが、これはあくまでも経済基盤のもとでより合理的な利益計算を追求した結果であるといえよう。

3. 金融危機と公正価値

(1) S&L 危機と公正価値会計への期待

米国の 1980 年代における貯蓄貸付組合 (Savings and Loan Associations: S&L) の崩壊による預金保険システムの危機によって、金融システムの再生が喫緊の課題となった。かかる S&L 危機は、伝統会計を支えている取得原価主義会計の信頼性を失墜させ、これに代わる公正価値会計の導入を促した。

S&L 危機の要因としては、規制緩和、税法改正、歴史的な高金利、経営者の不正、不動産市場の下落など様々なものがあげられているが (田中健二 [1999], 157 頁)、なかでも原価主義会計が採用されていたことが S&L 危機を深刻化させた一因とみなされ、強く批判された。例えば、S&L は、投資有価証券が原価で評価されることを利用して、投資有価証券のうち含み損のあるものは保有し続け、含み益のあるものだけを売却して利益を計上したのである。そうした処理を続けているうちに、S&L の資産内容は「腐ったバナナ」のように内部からいたみ始めたと指摘されている (田中弘 [1999], 259 頁)。また、取得原価主義に基づく一般に認められた会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles: GAAP) による財務諸表では、S&L への支援資金がどれだけ必要になるか見積るのが困難だという点も批判された (GAO [1991], pp.20-24)。

その結果として、S&L 危機に伴う損失を拡大させたとの認識から、公正価値会計の必要性が主張されるようになってきた。特に SEC の R. C. Breeden 委員長は、1990 年 9 月に連邦議会上院で、取得原価主義会計の限界を指摘し、投資家および規制当局によって公正価値会計は有用であるとの証言を行った (大石 [2015], 222 頁)。

S&L 危機による影響を受けて、会計の専門家、SEC、銀行監督当局、そして多くの財務諸表利用者は、これまでの会計基準は不完全で不適切であるという理由から、FASB に対してこの問題を包括的に取り扱うように強く要請した。そこで、1986 年に FASB は、金融商品プロジェクトを発足させた。このプロジェクトは、「開示」と「認識・測定」という 2 つのフェーズに分けて作業が進められた。第 1 フェーズの成果として 1991 年に公表された SFAS No.107 においては、オン・バランス項目かオフ・バランス項目かにかかわらず、すべての金融商品の公正価値情報の開示 (財務諸表本体もしくは脚注での開示) を要請した (FASB [1991], para.7)。このことは、公正価値の目的適合性を強調することによって、開示レベルではあるが財務諸表に公正価値情報を織り込むことを理論化した、ということを意味する。

一方、第 2 フェーズの成果として公表された『負債および持分証券への特定の投資に関する会計処理』(Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities: SFAS

No.115) は、有価証券について公正価値情報の注記開示から財務諸表本体における認識・測定へと議論を展開したものと捉えることができる。SFAS No.115 においては、有価証券の保有目的別に異なる会計処理を行う「混合属性アプローチ」が採用されている。そのうち、売買目的の有価証券については、公正価値で測定され、その結果生じる評価差額は当期純利益に計上されることとなった。

このように、S&L 危機を契機として公正価値によって測定すべき金融商品の範囲の問題は顕在化した。また、SFAS No.115 公表の時点においては、FASB は、明示的にすべての金融商品を公正価値で測定することを表明してはいなかったが、金融負債へも公正価値測定の範囲を拡大することによって何らかの解決策が与えられると期待されていたと考えられる(川村 [2014], 49 頁)。さらには、これ以後の金融商品に関する会計基準の議論に焦点を当ててみると、公正価値の導入は、S&L 危機に対応する手段にとどまらず、金融商品の全体に拡大する動きが出てきた。例えば、IASB [1997a]、FASB の予備見解『金融商品および特定の関連する資産と負債の公正価値での報告』(Preliminary Views: on Major Issues Related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value: FASB [1999b])、およびジョイント・ワーキング・グループ (Joint Working Group of Standard-Setters: JWG) のドラフト基準『金融商品および類似項目』(Financial Instruments and Similar Items: JWG [2000]) において、金融商品の全面公正価値測定を巡る議論が活発化してきた。

混合測属性会計のもとでは、上記の金融商品のすべてを公正価値評価するという考え方は、辻山 [2015] が指摘するように、投資成果に着目したフローモデルにおける利益計算の整合性を追求すると資産負債の評価の一部に公正価値評価が混じったハイブリッドなものになるのに対し、逆に資産負債の評価に着目したストックモデルの整合性を追求するとフローモデルからみた利益計算とは異質の利益が利益計算の中に混在するハイブリッドなものになる(辻山 [2015], 23 頁)。

(2) リーマン・ショックと公正価値への批判

2008 年 9 月、米国大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズの経営破綻を契機として起こった信用収縮は、その後、世界金融危機と呼ばれるまでに発展した。世界金融危機に至った背景には、証券化およびデリバティブ等の普及、過度なレバレッジ運用や証券化自体を目指すビジネスモデルの濫用が指摘される。そうしたなか、金融危機の深刻化に伴って、流動性の欠如や景気循環増幅効果の観点から、公正価値測定にサブプライム危機責任があるとする主張もみられるようになった(Ryan [2008], pp.1607, 1633; 草野 [2010], 1 頁)。一方、今回の金融危機において公正価値はさほど大きな役割を果たしておらず、金融危機は公正価値が引き起こしたものではないといった、Barth を代表とする研究者の主張もある。公正価値は金融危機の誘因であるか、あるいは危機を深刻化させた要因であるか否かについて、

論争はまだ続いている。ただ、いずれにせよ、リーマン・ブラザーズ問題の起点となった証券化商品の公正価値評価モデルの限界が露呈したことは確実である。

近年、公正価値測定を支える環境は確かに整ってきている。資本市場が発展し、資本の流動性が増していることから、市場価格が入手できるケースが増えたからである。とはいえ、流動性が必ずしも高くなく、直接的に市場価格が入手し得ない場合には、何らかのモデルを援用しなければならないという公正価値測定の問題点ないし限界が、世界金融危機では浮き彫りにされた。

リーマン・ブラザーズの経営破綻当時、公正価値測定に関する会計基準は、FASB が 2006 年に公表した SFAS No.157 のみであった。公表時の SFAS No.157 には、市場流動性が著しく低下した場合の公正価値測定の取扱いが明記されていなかったため、FASB は 2008 年 10 月にスタッフ意見書 (FASB Staff Position: FSP) 157-3 および 2009 年 4 月に FSP FAS157-4 を公表することで緊急対応を図っていた。これらの意見書の趣旨は、公正価値測定にかかる階層構造の硬直的適用を戒めるものであった。具体的に、公正価値の算定に当たって、市場流動性が枯渇する場合には観察された市場価格ではなく、観察不可能なインプットにより算定することを認めた。例えば、当該資産にかかる売買活動の量とレベルが著しく減少した場合には、入手可能な価格は、時間によってまたは市場参加者において大きく異なる。また、価格が最新のものではなく、観察可能なインプットが目的適合なものではなくなるため、重大な調整が必要となるであろう。かくして FASB は、市場流動性が著しく低下した場合には、公正価値を推定することに重大な困難があることを認め、公正価値の階層構造について見直しを行ったのである。

金融危機への FASB と IASB の対応を巡っては多くの批判が出され、また公正価値会計が持つ景気循環増幅効果に関する懸念が示された。これは、景気拡大時には公正価値会計は金融商品の価値上昇により、バランスシートを企業実態より良く見せ、必要以上の投資誘因となるが、反対に景気後退期には逆の効果が生じ、投資意欲を必要以上に萎えさせるという指摘である (西川 [2010], 25 頁)。このような景気循環増幅効果を緩和するために、当時の G7 の金融監督機関からなる金融安定化フォーラム (Financial Stability Forum: FSF) は、2009 年 4 月に『金融システムの景気循環増幅効果の検討に関する金融安定化フォーラム報告書』(Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System: FSF [2009]) を公表し、FASB と IASB は、公正価値モデル、期待損失利益モデル、そして動的引当金も含め、幅広い利用可能な信用情報を含む貸倒損失の認識・測定する代替的アプローチを分析することによって発生損失モデルを再考すべきであると勧告した (FSF [2009], p.4 and p.20)。

実際に世界金融危機が顕在化する前に、IASB は 2008 年 3 月に討議資料『金融商品の報告における複雑性の低減』(Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments:

IASB [2008c])²を公表した。この討議資料では、金融商品会計の最重要課題として複雑性の解消が挙げられていた。具体的には金融商品の測定方法が数多く存在することを指摘したうえで、その長期的解決策として、すべての金融商品に公正価値会計を導入することをIASBは提案した。すなわち、単一の測定属性は公正価値会計とし、公正価値の変動損益を純損益に計上することで複雑性は大幅に緩和するほか、財務情報の理解可能性や比較可能性が高まると主張されたのである。

しかしながら、世界金融危機以降の 2009 年 7 月に金融危機諮問グループ (Financial Crisis Advisory Group: FCAG) は、『金融危機諮問グループ報告書』(Report of the Financial Crisis Advisory Group: FCAG [2009]) を公表し、概念的かつまたは実務的理由のために、損益を通じた全面公正価値モデルよりも、単純化した混合属性モデルが望ましいと指摘していた (FCAG [2009], p.5)。

このように、2008 年金融危機を契機として、金融商品プロジェクトは、全面公正価値会計導入から、混合属性モデルの維持へと方針が大きく転換されてきた。さらには、今回の世界金融危機を受けて、各国はにわかに公正価値測定 (部分的) の凍結を打ち出した。これを一時避難的な措置と割り切ることができるか否かは定かではないが、少なくともいえることは、それまで FASB と IASB が推進してきた全面公正価値会計を巡る議論を鈍化させて、公正価値オプションを金融商品の全面公正価値への暫定的段階と捉えたということである。

Ⅲ 会計目的の変遷と測定属性の指向

1. 単一測定属性支配地位の形成

20 世紀初頭の米国会計の特徴は、主に債権者保護を中心とする貸借対照表重視の財産計算体系であったが、第一次世界大戦後の米国企業は、旺盛な需要に応えるべく企業の規模拡大に伴う事業資金を、銀行借入の短期資金から株式や社債のような長期資金に依存するようになり始めていたため、投資家保護の損益計算書重視の思想が芽生えてきた (安藤[2007], 199 頁; 伊藤 [2010], 55 頁)。そして 1929 年の株価大暴落に端を発する大恐慌によって甚大な被害を被ったのは、一般の投資家であり、これを契機として、会計は債権者保護から投資家保護へ転換したと一般に理解されている。このように、近代会計理論は、1930 年代に、債権者保護の会計 (財産計算の体系) から投資者保護の会計 (損益計算の体系) の転換によって確立された (Paton and Littleton [1940], pp.9-11; 笠井 [2009], 551 頁)。

この影響を受けて、企業の受託責任および投資者と債権者の利害調整が重視されるようになった。ここでは、処分可能利益を計算することが求められ、計算の確実性と客観性的証

² FASB でも、IASB との共同資料ではないが、同時期にこの討議資料を添付資料とするコメント募集を行っている。

拠に基づいて利益計算をするために、取得原価会計を採ったとされている(伊藤 [2011], 147 頁)。その後、Gilman [1939]³、Paton and Littleton [1940]、Littleton [1953]⁴、Ijiri [1967]⁵などの学者が取得原価会計の論理を展開していくに従って、取得原価会計が近代会計理論の主潮として漸進的に形成されてきた。おそらく、このうちで近代会計理論および会計制度の形成ならびに発展に多大な影響を与えたものは、Paton and Littleton [1940]による『会社会計基準序説』(*An Introduction To Corporate Accounting Standards*)である。

伝統的な会計のパラダイムをもっともよく代表した『会社会計基準序説』は、収益と費用の定義が資産の増減に基づくことを確認しつつ、企業活動において取得された用役と供与された用役の対応(努力と成果)を、収益や費用だけでなく資産や負債の認識を含めた会計システムに基礎に据えていた(斎藤 [2013], 378 頁)。それゆえ、会計の主たる目的は、費用と収益を対応させる組織的なプロセスを通じて、期間利益を算定することである、とされたのである(Paton and Littleton [1940], p.123)。

こうした期間利益の計算により、ミクロ的には投資者をはじめとした利害関係者に対する情報提供によって利害調整が行われ、マクロ的には正しい資源配分が行われることになる。このような目的に適う利益を計算するためには、経営者が実際に行った投資と投資から実際に回収されたものを比較する必要がある。そして、これを比較するために経営者が持ち出した道具立てが、測定された対価⁶、原価の凝着性⁷、努力と成果⁸、検証力ある客観的な証拠⁹といった諸基礎概念である(万代 [2011], 344 頁)。

これらの基礎概念の下で、測定対象に投下資金としての原価が選択され、それゆえ、測定属性として歴史的な原価が導かれる。また、『会社会計基準序説』において、特に利益計算に

³ Gilman [1939] によれば、会計は3つの会計慣行から成り立っており、それは(1)企業実体(entity)、(2)貨幣的評価(valuation)、(3)会計期間(accounting period)である。これは会計機構の基礎にあるものであり、現在、会計公準と言われているものである。

⁴ Littleton [1953] において、Littleton が主張する取得原価会計の理論は、方法論としての帰納法と取得原価のもつ客観性である。その場合、帰納法と客観性は一体であり、さらには、客観性が帰納法的前提条件となる。

⁵ Ijiri [1967] において、会計現象を一貫して会計責任のもとに還元して捉える。すなわち、すべての取引が記録されるという会計実務から帰納的に会計責任を導出し、その評価として業績測定を導き、業績測定を支える記録手続として、測定値の硬度、取得原価による評価、そして複式簿記による記録関連付けて導き出す。

⁶ 測定された対価とは、企業活動は他企業との交換取引によって成り立っているため、会計はこれらの交換を数量的に表現しなければならず、会計の基本的な対象は交換活動によって測定された対価であるという仮定である。

⁷ 原価の凝着性とは、材料から製品に至る製造過程に伴って、材料費、労務費等の諸原価が仕掛品原価や製品原価に凝集していくという仮定である。

⁸ 努力と成果は、努力と企業成果を測定し、利益を決定するために、それらの指標として費用と収益とを期間的に対応させ、利益を算定するという仮定である。

⁹ 検証力のある客観的な証拠は、事実を打ち立てるのに尽力するような性質を備えた証拠であり、客観的な証拠とは、非個人的でその当事者の根拠なき意見または希望と対照的に最も関係の深い当事者にとって外的な証拠である。

関する実現主義の根底には、取引の完了による金額の確実性を重視する考え方が存在する。これから得られた会計情報の質的特性については、その質的特性を真実性と信頼性に求める見方がある（興津 [1996], 4 頁；山口 [2011], 65 頁）。『会社会計基準序説』は、検証可能かつ客観的な証拠によって、測定値の正確性や真実性を裏付けることができるという意味において、会計情報は信頼できると説明する。

2. 多元的測定属性の試み

会計の目的観に関する議論は、1960 年代後半に大きな転換を迎えることになった。その契機となったのが、アメリカ会計学会による ASOBAT (AAA [1966]) の公表である。ASOBAT では、会計の目的は利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供することであると定義され、かかる会計目的により、従来の利益計算にみられた利害調整機能という会計手続中心の目的から、利用者指向的会計目的へと、その方向・役割が変化した。

Whittington [1983] によると、こうした利用者指向への動きは 2 つの帰結をもたらしたとされる。すなわち、第 1 の帰結は、会計情報は利用者の意思決定に関連するものでなければならぬという見解が導き出されていることである。さらに、意思決定は現在行われるものであり、過去ではなく現在もしくは将来に関係を持つものであるから、取得原価を評価基準とすることの欠点が指摘され、現在市場価額ないしは将来の見通しに関する評価に基づく価値が好まれるようになった。第 2 の帰結は、財務諸表の利用者と利用目的は多様であり、その各々が異なる情報要求をもっているという認識がもたらされたことである（Whittington [1983]; 訳 29-30 頁）。

このような会計思考を受けて、より有用な情報を提供するために会計測定システムはいかにあるべきかが模索されてきた。具体的に ASOBAT は、歴史的原価の検証可能性に関する優位性および時価（入口価格）¹⁰の目的適合性に関する優位性をそれぞれ認めたうえで（AAA [1966], p.30; 訳 46 頁）、単一の測定属性によるばかりでなく、歴史的原価と時価を併記した「多元的情報」（multi-valued information）を提供せよという勧告を行っている（AAA [1966], p.30-32; 訳 45-48 頁）。この勧告を実施するために ASOBAT で付録として提示された財務諸表の例示によれば、同一資産・負債・資本の各項目につき、二欄を設け、歴史的原価と時価を二者択一的に使用するのではなく、両者を併記することによって、会計情報の意思決定有用性を改善しようとした。なお、ASOBAT は、意思決定有用性アプローチを提唱したうえで、「潜在的会計情報を評価するための基準」として、目的適合性、検証可能性、不偏性、数量化可能性という 4 つの「会計情報基準」を提示している（AAA [1966], p.8; 訳 12-13 頁）

¹⁰ この時価とは、入口価格が意味されている。このことは、勧告した時価基準は経済主体の財貨および契約の中に表された用役を再調達するための原価である（AAA [1966], p.47）と述べられていることから明らかにした。

こうした多元的報告書の理論的意義については議論が分かれるところではあるが、それは、時価の導入が企図されていたものと一般に見なされている。これ以降、利益計算の目的によって会計情報がアウトプットされ、単一属性のもとで多目的に利用される伝統会計は、有用な会計情報を生み出すための測定にあてはまらないと批判されるようになり、多元的属性測定の幕が開かれたのである。

3. 多元的測定属性から公正価値への収斂

ASOBAT の公表以来、会計理論の展開においても、会計基準の設定においても、意思決定有用性によって方向づけが行われるようになった。そして、意思決定に有用な会計情報とはどのような情報であるのか、これによる財務報告の目的をいかに達成するか、ということに関して議論が展開されてきた。

意思決定有用性を重視する会計思考は、1970 年に米国公認会計士協会（The American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）の会計原則審議会（The Accounting Principles Board: APB）から公表されたステートメント第 4 号『企業の財務諸表の基礎をなす基本概念と会計原則』（Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises: APB ステートメント No.4）や、1973 年に同じく AICPA より公表された『財務諸表の目的に関する報告書』（Report of the Study Group on Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements: 通称 トゥループラッド報告）に承継された。

APB ステートメント No.4 では、財務諸表の基本目的は、財務諸表の利用者（特に所有者と債権者）が経済的意思決定を行ううえで有用な、企業に関する計数的な財務情報を提供することであると言明している（AICPA [1970], para.73; 訳 42 頁）。1973 年のトゥループラッド報告では、この見解を踏襲したうえで、財務諸表の基本目的を、経済的意思決定の役に立つ情報を提供することであると規定した（AICPA [1973], p.13; 訳 7-8 頁）。かかる目的を達成するための会計情報の質的特性として、トゥループラッド報告においても APB ステートメント No.4 と同様に、「目的適合性」が最重要の質的特性と位置づけられたうえで、「信頼性」が初めて挙げられた¹¹。しかも、トゥループラッド報告は、単一属性の排他的使用によって財務諸表の目的を最も適切に達成させることはできないとして、異なる種類の資産と負債には多元的属性測定が望ましいと結論づけている（AICPA [1973], p.41; 訳 55 頁）。この結論によって、情報利用者の情報ニーズを満たす望ましい測定のあり方として、

¹¹ APB ステートメント第 4 号では、目的適合性、理解可能性、検証可能性、中立性適時性、比較可能性および完全性の 7 項目が、会計情報を有用なものとする質的目的として挙げられている（AICPA [1970], paras.73, 87-94; 訳 42, 46-48 頁）。これに対して、トゥループラッド報告では、目的適合性、重要性、実質優先性、信頼性、不偏性、比較可能性、首尾一貫性および理解可能性、の 8 つが財務諸表および他の報告書において利用者のニーズを満たすために情報が有すべき質的特性として挙げられている（AICPA [1973], pp.57-60; 訳 73-79 頁）。

歴史的原価 (historical cost)、出口価値 (exit value)、再調達原価 (current replacement cost)、および割引キャッシュ・フロー (discounted cash flows) という 4 つの測定属性に基づく「複数測定基準の組合せ」が提案されている (AICPA [1973], p.42; 訳 55 頁)。

もっとも、このような「複数測定基準の組合せ」の具体的なあり方について、何ら規範的な判断および指針は提示されていない。言い換えれば、トゥルーブラッド報告が会計規制上の最高規範の価値とみなしているのは、伝統な真実利益計算ではなく、情報の意思決定有用性であり、かかる観点から「複数測定基準の組合せ」に基づく測定の提案がなされているのである。かかる意味において、この会計の考え方は、目的指向の会計思考として特徴づけることができるのである。

このように、情報の意思決定有用性の改善に寄与する点で、ASOBAT における多元的報告の提案と、トゥルーブラッド報告における「複数測定基準の組合せ」に基づく測定の提案は、軌を一にしているといえる。

その後、目的指向の会計思考がより徹底されたのが、FASB が公表した概念フレームワークである。1978 年の SFAC No.1『営利企業の財務報告の目的』 (Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises) では、財務報告の目的は、経営的および経済的意思決定を行うにあたり有用な情報を提供することであり (FASB [1978], para.33; 訳 25 頁)、いいかえると、現在及び将来の投資者、債権者及びその他の情報利用者が、合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない (FASB [1978], para.34; 訳 26 頁) と規定されている。その中で、意思決定に影響を及ぼし得る有用な情報は、当該企業が受領するであろう将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期およびその不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報であると述べている (FASB [1978], para.37; 訳 28 頁)。すなわち、情報の有用性は、将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性の評価、より端的に言えば、情報利用者による将来予測に焦点を当てた概念であることを明らかにしているのである。

このように、SFAC No.1 は、従来の会計における資産、負債、持分、費用、収益、利益、損失の測定による情報を、将来のキャッシュ・フローの予測を可能にする予測目的に見合う情報として位置付けている。換言すれば、財務諸表の要素に将来に対する視点を導入する理論になっている。

たとえ測定属性については直接触れられていなくても、そこで示されている議論およびそれと平行して行われている測定属性に関わる議論は、将来の方向性を示していると考えられている。このことは、1984 年に公表された SFAC No. 5『営利企業の財務諸表における認識と測定』 (Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises) から明らかである。SFAC No. 5 は、「現在、財務諸表において報告される項目は、異なる属性によって測定されており、それはその項目の性質ならびに測定される属性の目的適合性及び信頼性に左右される。FASB は、今後も引き続き異なる属性を用いる予

定である」(FASB [1984], para.66; 訳 241 頁)とした上で、歴史的原価(実際現金受領額)(historical cost)以外にも、現在原価(current cost)、現在市場価値(current market value)、正味実現可能(決済)価値(net realizable (settlement) value)及び将来キャッシュ・フローの現在(または割引)価値(present (or discounted) value of future cash flows)の5つを測定属性として挙げている(FASB [1984], para.67; 訳 241-242)。しかし、SFAC No. 5でも、どのような場合にどのような測定属性を使用すべきかに関する指針を示しておらず、「帰納法」によって実務面から帰納して混合測定モデルに基づいて5種類の測定属性を並列的に列挙しているにすぎない。

このうち、歴史的原価が原初認識時以後の再測定に適用されないことを除けば、歴史的原価、現在原価、および現在市場価値は、SFAC No. 5の測定面の延長線上に位置づけられる2000年公表のSFAC No. 7『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用』で提案した公正価値の概念、すなわち、「市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産(または負債)に購入(または負担)または売却(または弁済)を行う場合の金額」(FASB [2000], para.24-a; 訳 431 頁)と矛盾しない。なぜなら、原初認識時においては、支払われまた受け取られた現金または現金と同等物の金額(歴史的原価または実際現金受領額)は、反証のない限り、通常、公正価値の近似値であると考えられているからである(FASB [2000], para.7; 訳 424 頁)。

これに対して、杉本[1991]によれば、歴史的原価は、経済財の取得時点における価値を表していると見なされる市場価格であるとされる(杉本[1991], 74 頁)。現在原価および現在市場価値は測定時点の市場価格であるから、いずれも公正価値に当てはまるのである(FASB [2000], para.7; 訳 424 頁)。したがって、Stevenson[2007]は、SFAC No. 5においては公正価値測定が想定されていると指摘する(Stevenson[2007], p.142)。

残りの将来キャッシュ・フローの現在価値と正味実現可能価値は、貨幣の時間価値を考慮するか(現在価値)、考慮しないか(正味実現可能価値)という点によって区別されるとされている(FASB [1976], para.390; 訳 285 頁)。正味実現可能価値は、企業の資産を代替的な用途に振り向けることによる潜在的な収益を見積ろうとするすべての利用者にとって価値があると指摘されているにもかかわらず(Whittington [1983], p.119)、SFAC No. 7における公正価値の定義に合致しないので、公正価値には該当しないと考えられる(FASB [2000], para.7; 訳 424 頁)。

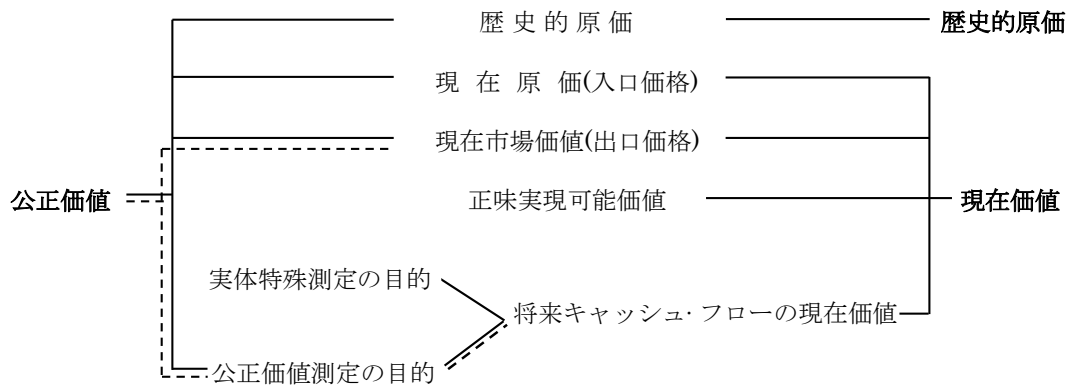
また、SFAC No. 5では、将来キャッシュ・フローの現在価値という測定属性は、歴史的原価、現在原価、もしくは現在市場価値を用いて測定された後に適用しうる償却原価法(利息法)であると述べられている(FASB [2000], para.6; 訳 424 頁)。つまり、SFAC No. 5においては、現在価値は会計的配分方法の一手段として記述されにとどまっているのである(徳田[2001], 110 頁)。その後、1997年に公表されたSFACの公開草案『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用』(Using Cash Flow Information and Present Value

in Accounting Measurements: FASB [1997a]) では、現在価値を用いることによって測定されるべき資産・負債の属性として、当該資産・負債の公正価値測定または実体特殊測定 (entity-specific measurement) の見積もりが挙げられていた。すなわち、現在価値測定の測定目的として、公正価値の見積もりと実体特殊測定の見積もりという 2 つの目的が提示されていたのである。

公正価値測定も実体特殊測定も将来キャッシュ・フローの現在価値であるという点では同じであるが、将来キャッシュ・フローの見積もりや割引率の選択に誰の期待が反映されるかという点では大きな相違がある。流動市場で成立する価格である公正価値は、市場参加者が最終的に合意した値であるため、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性についての市場参加者の加重平均的な期待が反映される。これに対して、実体特殊測定は資産の使用から得られる将来キャッシュ・フローを測定時点の割引率で割引いた現在価値であり、この将来キャッシュ・フローについての期待は経営者によってなされる (徳賀 [2012], 151 頁)。このような実体特殊測定は、当初認識またはフレッシュ・スタートにあたって公正価値よりも目的適合な情報を提供する状況を識別できなかった (FASB [1999a], para.108) との理由から、SFAC No. 7 においては、実体特殊測定が排除され、現在価値測定に基づく会計測定目的が、公正価値の見積もりへ一本化されることになったのである。したがって、SFAC No. 7 の公表時点から、会計上の測定属性に基本的なシフトがみられ、測定属性としての適性が公正価値に与えられたとみなされている (Stevenson [2007], p.136; 山口 [2009], 295 頁)。

以上の議論を踏まえて、SFAC No. 7 で提示された公正価値と他の測定属性との関係をまとめると、図表 1-2 (実線) のようになる。さらに、この SFAC No. 7 に基づいて包括的で具体的な個別会計基準として、FASB は 2006 年に SFAS No.157 を公表した。SFAS No.157 では、企業の将来キャッシュ・フローの予測に役立つものとして、出口価格が公正価値とされた。すなわち、公正価値は、資産または負債にとっての主たる市場において成立する出口価格を意味する。こうした新たな提案に基づいて公正価値と他の測定属性との関係を、整理すると図表 1-2 (点線) のようになる。

図表1-2 公正価値と他の測定属性との関係



出所：筆者作成

4. 公正価値に対する「壁」の解消

FASB は、概念フレームワーク・プロジェクトの一環として 1978 年に SFAC No.1 を公表してから 2000 年の SFAC No.7 の公表まで、一連の概念フレームワークを作成してきた。その後、会計基準の国際的な収斂に向けた動きにも呼応する形で、概念フレームワークの国際的な収斂およびその内容の時代に合わせた改訂を目的として、FASB は 2004 年に IASB と共同で、既存の概念フレームワークを統合・改善するためのプロジェクトを開始した。そして、この共同プロジェクトでは、段階を分けて作業を進めるアプローチが採用され、その第 1 段階の成果として、FASB は 2010 年 9 月に『財務報告のための概念フレームワーク「第 1 章：一般目的財務報告の目的」および「第 3 章：有用な財務情報の質的特徴」』（Conceptual Framework for Financial Reporting: SFAC No.8 もしくは IASB [2010]）を SFAC No.1 と SFAC No.2 に差し替える形で公表した。したがって、アメリカの FASB における企業の会計にかかわる現在の概念フレームワークは、SFAC No.5 から SFAC No.8 までの 4 つの文書（FASB [1984]、[1985]、[2000]、[2010b]）から構成されていることになる。

概念フレームワークに関する FASB と IASB の共同プロジェクトは、8 つの段階に分けられていたが、第 1 段階の成果を公表した直後に作業を中断することとなった。中断の理由は、それぞれのアジェンダにある他のプロジェクトに集中するためとされている。それゆえに FASB と IASB の共同プロジェクトは、第 1 段階の成果をもたらしただけで頓挫し、概念フレームワークの改訂作業は中途半端な状態に置かれることとなった。

SFAC No.8 では、一般目的財務報告の目的を、現在及び潜在的な投資者、与信者及びその他の債権者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業に関する

る財務情報を提供することである（FASB [2010b], para.OB2）としているように、財務報告の目的については、投資家の意思決定に焦点を合わせた従来の観点を承継しながら、広い範囲の利用者を対象に、エンティティーそのもの（所有者ではなく）の視点がうたわれている（斎藤 [2013], 118 頁）。他方、質的特性については、目的適合性（relevance）と忠実な表現（faithful representation）の 2 つがあげられている（FASB [2010b], para.QC5）。とりわけ重要なことは、このなかでも忠実な表現が、従来の FASB および IASB の概念フレームワークのいずれにおいても主要な一支柱であった信頼性（reliability）に代わる属性として位置づけられていることである。信頼性を排除して、忠実な表現でそれに代替させることは、トレード・オフを忌避することを意味し、その結果として測定属性については公正価値への傾斜を強めることになるという指摘がある（大石 [2011], 463 頁）。

質的特性に関するトレード・オフ関係については、ASOBAT では、目的適合性と検証可能性のトレード・オフ関係が強調され、このトレード・オフを解消する具体的試みとして歴史的原価情報と時価情報による「多元的情報」の導入が提唱されていた。SFAC No.2 では、目的適合性と信頼性はトレード・オフの関係にあるとされた。そして、この 2 つの特性間でトレード・オフを行うことが必要な場合もあり、またそれが有効な場合もある（FASB [1980], para.42; 訳 83 頁）。ここでは、目的適合性と信頼性のどちらか一方が完全になくならない程度のトレード・オフを推奨している。具体的には、目的適合性に重心が移動すれば主観性が強まり、時価主義的傾向が強まるのであり、信頼性に重心が傾けば客観性が強まり、歴史的原価主義の傾向が強まることになるのである（津守 [2002], 233 頁; 梶田 [2016], 94 頁）。かかる意味で測定属性の選択においては目的適合性と信頼性のトレード・オフ関係が、多元的属性の選択可能性を保証していたのである。

しかし、SFAC No.8 では、そのようなトレード・オフの関係はないと考えられている。この点について米山 [2014] は、次のように解説している。

目的適合性の観点から「財務報告に反映させるべき経済事象」が決められる。次いで報告すべきと判断された経済事象について、想定可能な認識・測定手法の中から「当該事象を最も忠実に表現しているもの」が選ばれることとなる。目的適合的な事象を報告対象とするとは「既定の方針」とされているから、これに続く「何が最も忠実な表現か」の検討過程で、忠実な表現の観点から報告対象に含めるべきではない、と判断される項目が生じる余地は残されていない。こうしたから、SFAC No.8 では、2 つの基本的な質的特性間にトレード・オフの関係が生じることは想定されていないように見える（米山 [2014], 89 頁）。

これらのことを換言すれば、有用な財務情報を識別する適用プロセスを視座として、忠実な表現という基本的な質的特性は、表示しようとする事象の対象範囲を決定するための指標にはなりえず、単に測定属性の選択のための指標となるに過ぎないと考えられる。そしてその場合、目的適合性を重視することで、測定属性として公正価値が選択される可能性を高めるといえる。

他方、SFAC No.8 では、検証可能性を忠実な表現から分離し、補強的な質的特性に含めたことで、その位置づけは後方に押し下げられ、見積・予測要素を含んだ情報の有用性が優先されている¹²。このことは、現在の財務諸表において増大している公正価値測定による将来の予測・見積が、有用な財務情報の質的特徴を有しているものとして概念レベルで保証されることを意味する（志賀 [2011a], 289 頁）。これは、測定値の検証可能性・正確性の点で制約を持つ公正価値拡大に向けて大きな門戸を開くものである。

このように概念フレームワークは、1970 年代からほぼ 40 年近く続いてきた意思決定会計と受託責任会計、資産負債中心観と収益費用中心観、包括利益と純利益、公正価値会計と取得原価主義会計との併存状態を解消し、前者すなわち意思決定会計、資産負債中心観、包括利益、公正価値への一元化を図ろうとする改善作業が行われている（津守 [2012], 18 頁）。

上記の基準改定や新設にあたって、明示的にしろ（例えば目的適合性の重視）、黙示的にしろ（例えば検証可能性の軽視）、2 つの会計観が排他的な対立関係にあり、前者を廃止して後者を受け入れるという収益費用観から資産負債観への転換が強調されている。徳賀 [2012] は、このような状況は、信頼性の問題から現状はやむなく混合属性モデルを採用しているのであり、純資産価値モデルへのパラダイム転換のプロセスにある、と解釈することもできると指摘している（152 頁）。

IV 公正価値測定とその理論特徴

1. 公正価値概念の変遷と統一

今日、FASB と IASB は、会計基準の設定において歴史原価から離れて公正価値へ傾斜する傾向を強めている。前章で明らかにしたように、経済環境の変化および会計目的の転換からして、これは当然のことであるともいえよう。しかしながら、公正価値の概念については、過去から現在に至るまで一定ではなかった。

例えば、FASB の SFAS No.107 は、ここでの公正価値とは、金融商品が強制的または清算による売却以外の自発的当事者間の経常的取引において交換されうる価格であると定義している（FASB [1991], para.5）。また、SFAC No.7 は、公正価値を、市場参加者が独立し

¹² SFAC No.8 では、検証可能性は、忠実な表現に含められると、検証可能性に欠けるような情報を除外する結果を招くという指摘があった。なぜなら、目的適合的な情報の提供において非常に重要な将来見積数値（たとえば、期待キャッシュ・フロー、耐用年数および残存価額）の多くが、直接的に検証できないからである。しかし、それらの見積数値についての情報を除外すれば、財務報告の有用性が大きく失われることになるという意見に FASB は同意し、検証可能性を、非常に望ましいが必ずしも要求されない補強的な質的特性として再配置した（FASB [2010b], para. BC 3.36）として、直接的に検証できない財務報告への将来の見積の導入を優先づけている。

た当事者間による現在の取引において、資産（または負債）の購入（または負担）または売却（または弁済）を行う場合の金額と定義している（FASB [2000], para.24-a）。

これに対して、IASC による 1982 年公表の IAS No.16『有形固定資産』（Property, Plant and Equipment: IASC [1982]）では、公正価値について次のような説明がみられる。すなわち、公正価値とは、取引の知識を有する自発的な買主と売主との間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換される金額とされる（IASC [1982], para.6）。また、IASB による 2003 年改訂の IAS No.39 号においては、公正価値を、取引の知識のある自発的な当事者間の間で、独立第三者取引により、資産が交換され、または負債が決済される金額と定義している（IASB [2003b], para.9）。

このような状況の下で、これまで分散していた公正価値に関する指針を統一し、整合的な単一の基準を制定することを目的として、FASB は 2006 年に SFAS No.157（現在は Topics820）を公表した。そして、これを受けて IASB は、FASB と共同で 2011 年に IFRS No.13『公正価値』（Fair Value Measurement: IASB [2011b]）を公表した。そこでは、公正価値は測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格と定義されている（IASB [2011b], para.9）。これは、SFAS No.157 の公正価値の定義とまったく同じであり、その考え方を完全に引き継いでいる。

上記の公正価値概念の変遷を跡づけたとき、その変化の動向は、図表 1-3 のように明確にすることができる。さらには、IFRS No.13 で述べられている公正価値の概念は、紆余曲折を経ながらも、理論的に精緻化が進められている。

図表 1-3 公正価値概念の変化の動向

構成要素		発展の動向	
測定対象	資 産	——→	資産と負債
取引主体	当事者	——→	市場参加者
時 点	取引日	——→	測 定 日
価 格	入口価格と出口価格	——→	出 口 価 格

出所：筆者作成

2. IFRS No. 13 における公正価値の特徴

(1) 市場参加者の視点

IFRS No.13 において公正価値は、市場参加者の視点から市場における価値を表すものである。市場参加者とは、当該資産または負債についての主要な（あるいは最も有利な）市場

における買手および売手のうち、互いに独立しており、専門の知識を有しており、取引の執行能力があり、かつ取引を自発的に行う意思があるという 4 つの要件を有する者が想定されている (IASB [2011b], BC56)。

古賀 [2000] によれば、公正価値は、大きく市場価値 (客観価値) の側面と使用価値 (主観価値) の側面の 2 つに区分される (古賀 [2000], 105 頁)。前者は、市場価格のメカニズムから導出された市場価格または市場の予測を基礎として公正価値を算定する方法である。後者は、経営者の仮定と判断に基づいて導出された将来キャッシュ・フローの現在価値を基礎として公正価値を算定する方法である。かかる現在価値は、企業固有の価値と考えられている。市場が完全・完備であれば、市場価値はすべての価値関連情報を反映するので市場価値と使用価値は等しくなると考えられる (Barth and Landsman [1995], p.99)。ただし、完全・完備市場を想定することは現実的ではないため、市場価値と使用価値とは異なる。

以上の公正価値の 2 つの側面を踏まえると、IFRS No.13 において「市場参加者」という用語が果たす効果は 2 つある。

1 つ目は、公正価値を市場に依拠した価格にする。市場参加者の条件から、公正価値は強制的な資産の売却あるいは負債の移転ではなく、公正価値は市場参加者間の秩序ある取引における価格であると考えられる。したがって、公正価値は市場の価格決定のメカニズムに依拠した価格である。

2 つ目は、公正価値を決定するのは、企業ではなく市場参加者であることが明らかになる。資産または負債の公正価値は、市場参加者が資産または負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に基づいて決定されなければならない (IASB [2011b], para.BC55)。つまり、その測定値は、資産または負債を保有する企業の意図を反映したものではなく、市場参加者が利用するであろう価格に基づいて決定されることになる。

それゆえ、一部の資産および負債については、観察可能な市場取引または市場情報が利用可能ではない場合には、その代替値として、市場参加者の用いる諸仮定を前提とした測定を行う。このような意味で、公正価値会計は、実際の取引や企業固有の測定ではなく、仮想的な市場の (数値) 情報を重視したもの (仮想的市場計算ベース) であるという特徴が見られる (岩崎 [2011], 99 頁)。

(2) 出口価格の測定目的

一般に公正価値の適用形態は、資産または負債の市場における交換において成立する価格という市場価値を具体化したものであり、入口時価 (現在原価) と出口時価 (現在市場価値) の両方の意味を含んでいる。

入口時価による会計システムを主張した会計理論として Edwards and Bell [1961] の学説を挙げることができる。Edwards and Bell [1961] の学説は、理論の中心が経営利益に概念にあり、その利益計算ための会計システムとして、入口時価による会計システムを提唱す

るものである。彼らの学説は、原価情報と時価情報（入口価格）をともに含む形での多元評価報告書の導入を提案した ASOBAT へと継承されている。ASOBAT では、原価と時価という情報に加えて、一般物価指数の変動による購買力の維持も考慮に入れていた。それゆえ、その内容は、Edwards and Bell [1961] が提唱した現在原価を踏襲したものといえよう。

これに対して、Sterling [1979] は出口時価による会計システムを主張する。具体的に、Sterling [1979] は、個々の資産を評価することにより、財の集合体として企業を捉える観点から会計を考えている。このような考え方によって、会計は資産の評価を行うものであるという、財務諸表重視の会計観になる。このような会計観で要請されるのは、出口時価を重視した会計システムである。

Sterling [1979] は、ほとんどの経済的意思決定モデルでは、キャッシュ・フローの予測をして、そのキャッシュ・フローの割引現在価値と必要犠牲とを比較することが要求されると述べている（Sterling [1979], p.104; 訳 151 頁）。具体的に未所有資産を取得する意思決定においては、当該投資の犠牲である入口時価と、当該投資によってもたらされるキャッシュ・フローの割引現在価値とを比較する。入口時価より、現在価値が大きい時に、取得の意思決定が行われる。一方、所有資産の継続に関わる意思決定では、犠牲である当該資産の出口時価と、当該資産の現在価値とが比較される。出口時価が現在価値より大きい時には、売却の意思決定が行われる。逆に現在価値が大きい時に、資産は所有される（Sterling [1979], pp.100-101; 訳 147-148 頁）。以上、意思決定モデルの検討から、目的適合性の条件を満たす基準は、入口時価、現在価値および出口時価であることが分かった。しかし、Sterling は、入口時価と現在価値は評価基準として目的に適合してないとしている。

Sterling [1979] は、入口時価が評価基準として適合的でない理由を、所有資産の入口時価は、（それは出口時価によって売却しなければならない）その資産にとっては適合性を持たないし、（それら資産をすでに所有してしまっているのだから）その購入にとっても適合性を持たないと指摘している（Sterling [1979], p.124; 訳 182 頁）。一方、現在価値の目的適合性については、人々が抱く私的予測はその人自身にとって適合性を持つが、他人から与えられる公的な予測は適合性を持たないという理由から、現在価値を否定している（Sterling [1979], p.139; 訳 198 頁）。したがって、最終的に Sterling は出口時価による会計システムを主張するのである。

IFRS No.13 において公正価値として出口価格を採用した理由について、IASB は、資産または負債の出口価格には、測定日において資産を保有しまたは負債を負っている市場参加者の視点からの、当該資産または負債に関連するキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローに対する現在の期待が具体化されていると結論を下したと記述している（IASB [2011b], para. BC39）。すなわち、出口価格は、資産と負債の定義に合致し、経済便益の流入と流出に関する現在の市場ベースの期待を反映しているものであり、公正価値の定義に適切だと判断されているのである。

この点について、上野 [2011] は、「企業会計において資産とは企業が現に所有しているものを指示しており、資産の出口価格は現に所有している資産の測定額であり、経済便益を生み出す市場参加者の能力を考慮するものとして、資産の測定に理論的に適合するものである。同様に負債とは企業が現に負っているものを指示しており、負債の出口価格は現に負っている負債の測定額であり、経済便益の犠牲をもたらす市場参加者の負担を考慮するものとして、負債の測定に理論的に適合するものである」（上野 [2011], 25 頁）と指摘している。資産を所有しているか否かという観点から出口価格を主張する Sterling [1979] は、上野 [2011] の観点と軌を一にしている。

また、資産・負債を公正価値で測定するにあたり、IFRS No.13 は SFAS No.157 と同様に、市場の流動性に応じて、公正価値の階層構造（fair value hierarchy）の考えにしたがって、公正価値の算定に用いられるインプットを市場の観察可能により、観察可能なインプットと観察不能なインプットとに分類している。なお、IFRS No.13 は、公正価値の測定および開示の首尾一貫性と比較可能性の視点から、インプットに基づいて公正価値を階層構造化した上で、レベル 1 インプットを最優先とし、次いでレベル 2 インプット、レベル 3 インプットは最劣とする適用順位を定めている。各レベルの内容は次のようである。

図表 1-4 評価技法への入力数値（インプット）

レベル 1	測定日に企業が入手できる、活発な市場における同一資産または負債に関する公表価格
レベル 2	資産または負債について直接（価格として）または間接的（価格から算出して）に観察可能となる、レベル 1 に含まれる公表価格以外のインプット
	i 活発な市場における類似の資産または負債に関する公表価格
	ii 活発ではない市場における同一または類似の資産または負債に関する公表価格
	iii 当該資産または負債に関する相場価格以外の観察可能なインプット
レベル 3	資産または負債について観察できないインプット

出所：(IASB [2011b], paras.76-86) を参照して筆者作成

さらには、観察可能な価格がない場合には、企業は公正価値を他の評価技法を用いて測定するが、その評価技法は、関連する観察可能なインプットの使用を最大限に、観察不能なインプットの使用を最小限とする必要がある。IFRS No.13 は、広く一般に使用されているア

プローチ（マーケット・アプローチ¹³、コスト・アプローチ¹⁴、インカム・アプローチ¹⁵）を提示しており、これらは原則として、継続的に適用しなければならない（IASB [2011b], para.B5-11）。

既述したように、2008 年の世界金融危機を招いた一因として、公正価値測定にかかわる基準の不備、特に公正価値測定にかかる階層構造を硬直的に適用したことが批判された。そこで IFRS No.13 は、観察可能なインプットである相場価格が存在する場合でも、それが秩序ある取引から得られた値でなければ、自己のデータをもとに当該相場価格に調整を加えて、他の参考指標に対してウェイト付けを低くすることを通じて、レベル 3 インプットの使用を認めることとした。

このように、状況に応じてレベル 3 インプットの弾力的な使用を認める IFRS No.13 は、将来的に世界金融危機と同様な経済事象が生じた場合でも、会計基準として措置済みという点で評価できると考えられている（吉田 [2016], 140 頁）。

（3）負債の移転

金融負債および非金融負債の公正価値測定を行うに当たっては、公正価値の定義により、測定日に市場参加者に移転されると仮定する。そして、さらにその移転に関する仮定を突き詰めれば、以下のような特徴が付与される。

① 自己の信用リスク反映の明確化

IFRS No.13 では、負債の公正価値には、不履行リスクの影響を反映することが規定されている。そして、不履行リスクの定義には、不履行リスクとは「企業が債務を履行しないというリスクであるとした上で、報告企業の自己の信用リスクがこれに含まれると明記している。このように、IFRS No.13 では、不履行リスクという用語を用いているが、その中核には、自己の信用リスクがあることが明確にされている（IASB [2011b], para.BC92）。

IFRS No.13 が公表される以前の基準、例えば、IAS No.39 と IFRS No.9 においては信用リスク一般に言及されており、自己の信用リスクには具体的に言及されていない。また、自己信用リスクを、従来、公正価値の定義における決済の概念を用いて、負債の公正価値にどのように反映すべきかについては、さまざまな解釈があった。その結果、負債の公正価値を測定する際に、自己の信用リスクを考慮に入れていた企業もあれば、入れていない企業もあった。したがって、IASB は、IFRS No.13 において、負債の公正価値は、企業の自己信

¹³ 同一又は比較可能な資産、負債又は資産及び負債のグループに関連した市場取引によって生み出された価格及びその他の関連する情報を使用する評価技法（IASB [2011b], para.B5）。

¹⁴ 資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額（現在再調達原価）を反映する評価技法（IASB [2011b], para.B8,9）。

¹⁵ 将来の金額（例えば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用）を単一の現在の金額に変換（割引）する評価技法（IASB [2011b], paras.B10-11）。

用リスクを含むことを明確化することにした（IASB [2011b], para.BC92）。

負債の評価に不履行リスクを含めることに関しては、多くの関係者が反対した。これは、金融危機の時に顕現化した自己の信用リスクの低下に起因して負債の評価益を計上するという直観に反する結果への懸念によっている。しかし、IASB は、不履行リスクが含まれないと公正価値は真の公正価値ではなくなるという理由から、これらの懸念を受け入れなかった。

このように FASB と IASB は負債についても市場理論を重視する方向性にあり、不履行リスクが含まれることについても肯定的である。

② 不履行リスク不変の仮定

公正価値は、出口価格（負債を移転するために支払う価格）として定義されているが、ここでは負債の移転前後で自己信用リスクを含む不履行リスクが変わらないという仮定が置かれている（IASB [2011b], para.42）。

これは、負債の譲渡人である当初に負債を負った企業とそれを引き受ける譲受人である市場参加者との信用度が同一であるという意味であり、通常、このようなことが起こる可能性は極めて低い。しかし、この仮定を置くことによって、負債の移転が起る場合には、譲渡人と譲受人の信用度の違いが譲渡価格に反映されること（すなわち、その結果、譲渡人と譲受人の信用度は同一となるように調整されること）を公正価値の測定に反映できること、及び義務を引き継ぐ企業の信用度を特定しない場合には、譲受人に特徴に関する仮定の置き方によっては、異なる公正価値が測定されてしまうことになることを回避できるため、不履行リスクは負債の移転の前後において同一であるという仮定が必要とされると説明されている（IASB [2011b], para. BC94）。

V おわりに

本章では「経済環境の変化」と「会計目的の変化」という 2 つの視点から、公正価値という測定属性に関する選択の要因および進化の過程について考察を行った。検討の結果、概ね次の事柄が明らかにされた。

第 1 に、「経済環境の変化」という外的要因の分析により、現在の会計は取得原価会計に属する会計測定対象と、公正価値会計に属する会計測定対象が併存しており、混合測定会計となっていることが明らかになった。この混合的な評価の合理性については、思想的な深みを持つ理論として、武田 [2001]、石川 [2008]、および笠井 [2005] は、実物経済と金融経済との違いを前提として、経済実態に応じた会計観・会計システムの適用を唱えており、併存会計の合理的な説明を示している。この考え方に基づけば、資産負債アプローチは、伝統

的な会計パラダイムの枠組みにおいて補完的に機能すると捉えることができる。

また、市場経済が金融資本、あるいは、グローバル資本主義に移行した 1980 年代以後、金利・為替の自由化、企業活動の国際化による為替リスクに対処するため、リスク・ヘッジのためのデリバティブ取引の導入とともに、公正価値測定が求められるように経済状況が変化してきた。市場経済が金融資本主義にシフトするにしたがって、それに適合する公正価値の構築が必要になってきたのである。さらに、1980 年代の S&L 危機は、伝統会計を支える取得原価主義会計の信頼性を失墜させ、これに代わる公正価値の導入を促した。これ以後、公正価値導入の議論が金融商品全体に拡大する動きが出てきた。

しかしながら、公正価値の理論の構築は、必ずしも順調に進んだとはいえない。2008 年の金融危機を分水嶺に、金融商品プロジェクトは全面公正価値会計導入から、混合属性モデルの維持へと方針が大きく転換された。その結果、FASB と IASB は、公正価値オプションを金融商品の全面公正価値への暫定的段階と捉えるようになった。

第 2 に、「会計目的の変化」という内的要因の分析により、公正価値が選択される要因と発展の方向が明らかとなった。アメリカにおいて、1929 年の大恐慌後、根拠のない時価評価を規制し、確実性と客観性を備えた財務情報を提供する手段として、歴史的な原価会計が注目された。そうした中、Paton and Littleton は 1940 年に『会社会計基準序説』を公表し、損益計算の目的から原価主義会計が制度的にも採用された。

その後、アメリカにおける会計の理論的潮流は、ASOBAT の公表を境に、損益計算から情報提供への目的転換を遂げた。それは、FASB による本格的変革の時代の前期前衛的な会計学革新の時代といえるものである。会計情報の意思決定有用性を改善するために、ASOBAT は、歴史的な原価情報と時価情報を併記した「多元的情報」の導入を提案していた。このような意思決定有用性を重視する会計思考は、APB ステートメント No.4 およびトゥルーブラッド報告でさらに醸成された。この時期を過ぎると、いよいよ FASB 時代へと舵が切られることになる。

こうした変革の渦の中で、FASB は、「概念フレームワーク」を制定した。「概念フレームワーク」で重要なのは、情報利用者の意思決定に役立つ会計を、その中核に置いていることである。そして FASB は、この意思決定に有用な情報として、個々の資産や負債は、いかなる測定属性によって測定されなければならないのかを、会計情報の質的特性に照らすことで、常に検討してきた。SFAC No.2 は、目的適合性と信頼性を基本的質的特徴として挙げ、両特徴間のトレード・オフ関係が、SFAC No.5 における多元的属性の選択可能性を保証するものと考えられた。

FASB では、財務報告の目的は情報利用者の意思決定に適合な情報の提供であるとされるが、その情報とは、企業に流入が予想される正味キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を評価するのに助けとなる情報であるとされ、まさに会計測定における公正価値、なかんずく現在価値が重要な機能を担って登場することとなるのである。また、SFAC No.

7においては、現在価値測定に基づく会計測定目的が、公正価値の見積へと一本化されことによって、多元的属性測定から公正価値へと収斂した。それを受けて、SFAC No.8では、信頼性を忠実な表現に置き換え、検証可能性を補強的な特性としたが、その過程は、質的特性の改定の根底に存在する資産負債観の徹底や公正価値の導入といった、FASB と IASB の狙いをより浮き彫りにしている。これを背景とする会計の変革は、収益費用アプローチから、資産負債アプローチへの転換と捉えることができる。

ここでの混合測定モデルは、前述した併存会計、すなわち伝統的な会計パラダイムの中で資産負債アプローチが補完的な役割を果たすものとしてではなく、旧モデルから新モデルにパラダイム転換を目指すプロセスの途中の状態であると解釈されることになる。つまり、徳賀 [2012] のいう「純粹型資産負債観」へのパラダイム転換を目指しているが、公正価値会計が採用されない領域について一部取得原価会計に基づく会計処理が残されているため、それはパラダイム転換の過渡期を指しているということになる。

以上のように、経済構造の変化と会計の目的の変化から析出した混合属性会計の 2 つの解釈は、利益観の指向と密接な関係を示している。この点についての議論は第 5 章で詳しく展開したい。

本章の最後に、公正価値の概念とその特徴を考察した。SFAS No.157 と IFRS No.13 は、これまで分散していた公正価値を統一させるものである。その定義で重要なのは、公正価値が市場参加者の仮定に基づいていること、仮想な取引による出口価格に基づいていること、負債の測定にあたり不履行リスク（自己信用リスクを含む）が考慮されることである。

この中で特に注意を払うべき点は、自己信用リスクの変動も公正価値の変動に含めることが求められていることである。なぜなら、公正価値の変動の一部として自己信用リスクの変動を含める場合、負債の信用度が悪化すると評価益が認識され、信用度が改善すると評価損が認識されることになるからである。このような事態は不合理な帰結であり、財務諸表の利用者にミスリードを与える可能性があるという指摘も多かった。では、なぜ、FASB や IASB はこのような批判を無視して、負債を公正価値で測定するだろうか。そこで次章では、この疑問を出発点にして、負債の公正価値測定に関する論拠を考察する。

第2章 金融負債の公正価値会計に関する理論的基礎

I はじめに

前章で見たように、経済環境と会計目的の変化は、公正価値測定を導入および適用範囲の拡大を促進してきた。しかし、いかなる理念の革新も、それは一挙に成し遂げることはできない。論争、疑念、あるいは不信の壁を突き破らなければ、理論は成熟を迎えることはない。であり、会計理論の発展も例外ではない。

伝統的に、会計学の研究対象は主として資産の評価であり、そこから期間利益計算を通じて企業資本の維持を取り扱ってきた。これに対し、これまで負債の評価は研究上の注目を浴びることはさほどなかった。それは、負債の多くは金融負債であり、そのほとんどが契約上の決済額と契約利率を有しているからである。このように、契約によって確定的なキャッシュ・アウトフローが発生することから、従来、引当金のような不確定義務の見積もりなどを除けば、負債をいかに評価するかということは制度会計のもとで大きな問題とならなかったのである。

しかし近年、会計の理論の潮流は、フローの期間配分を重視する収益費用アプローチから、ストックの評価を重視する資産負債アプローチへと転換したとされている。従来とは異なり、企業の経営成果の事後的評価よりも、むしろ投資の成果に対する事前の期待に応えることが、会計情報に要請されるようになってきたというのである。資産負債アプローチにおいては、 $\text{資産} - \text{負債} = \text{持分}$ とし、持分の増減によって損益を計算する。それゆえ、負債の評価は資産の評価とともに持分の算定、ひいては期間利益の計算において重要な役割を果たすことになる。

こうした資産負債アプローチのもとで、公正価値によって財務諸表に計上される資産項目が、金融資産を中心に徐々に増加するにつれて、その反面としての金融負債に対する公正価値測定の問題が脚光を浴びるようになってきた。この負債の公正価値測定は論争の多い領域であるにもかかわらず、必ずしも論点が十分に整理されているとはいえない。そこで本章では、資産負債アプローチに立脚した上で、金融負債の公正価値測定に関する論拠を改めて問い直すとともに、その問題点を明確にしたい。

II 負債の概念

20世紀初頭、Hatfield [1909] や Paton [1922] が負債の定義を試みた。その後、AAA [1948] や FASB [1985] が負債を体系的に説明しようと努力してきた。これらの文献では、

負債はそれがもつ多様な性格を反映して様々に定義されているが、いずれもその背後には会計主体論があり、それに基づいて貸借対照表の構成項目である資産、負債および資本の相互関係が決定されている。

ここでは、まず議論の前提として、会計主体論の意義と代表的な学説を確認しておくこととする。会計理論上、会計主体論とは、会計の判断を誰の観点ないしどのような立場から行うべきか、すなわち会計の主体は誰かという考え方のことである（飯野 [1993], 1-16 頁）。会計主体論としてこれまで主張されてきたものとしては、図表 2-1 のように諸説がある。

概括的にみると、資本主理論と代理人理論は、所有と経営との結び付きを重視する会計主体論であるのに対して、企業主体理論と企業体理論は、所有と経営を切離して考え、企業自体の存在を重視する会計主体論であり、資金理論はこのような企業観をとらずに企業会計を単に資金の動きとみる中立的な会計主体論である。これらの諸説のなかで最も基本的ものは、資本主理論（proprietary theory）と企業主体理論（entity theory）¹⁶との 2 つであり、それぞれ、資産、負債および資本（持分）の関係について独自の理論を示している。日本では、伝統的に「資本」と呼ばれていた貸借対照表の一部が、近年、「純資産」と呼ばれるようになったことについては、周知の通りであるが、以下では、資本主理論と企業主体理論という 2 つの会計主体論を手掛かりとして、負債の概念を考察する。

図表 2-1 会計主体論の代表的な考え方

考え方	会計上の判断を行う立場
資本主理論	資本主の立場
代理人理論	経営者が資本主の代理人であるという立場
企業主体理論	資本主から独立した企業の立場
企業体理論	資本主、経営者、債権者などから独立した公共的制度としての立場
資金理論	企業を資金投入の場とする、中立的立場

出所：齋藤 [2012] を参考に筆者作成

1. 資本主理論による負債の概念

資本主理論は、企業を所有する資本主（株式会社の場合には株主）の立場を重視する考え方であり、それは Hatfield の著書 *Modern Accounting* によって提唱された。資本主理論に

¹⁶ 企業主体理論は、いわゆる企業実体（または会計実体）の公準とは異なるものである。企業実体の公準は、会計の対象の範囲を決定するものであって、会計が行われる対象の目的や性質をどのように見るかという会計主体論とは別の次元の問題である。Vatter [1947] が指摘するように、資本主理論と企業主体理論のいずれの場合であっても、記録・報告すべき関心の対象としての企業の存在を前提をとしなければならないのである。

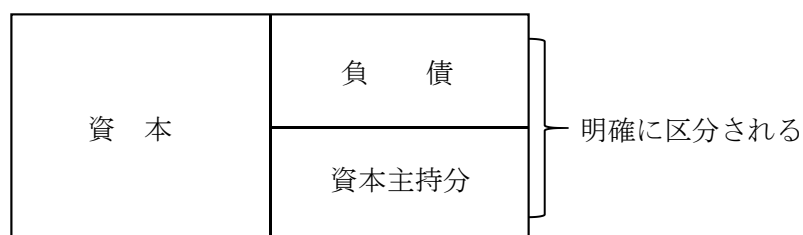
における資産、負債、および資本の関係は次の式で表されることになる (Hatfield [1909], pp.1-2, 14)。

$$\begin{array}{c} \text{財産 (Goods)} = \text{資本主持分 (Proprietorship)} \\ \swarrow \quad \searrow \\ \text{資産 (positive goods)} - \text{負債 (negative goods)} \end{array}$$

上式における財産は、価値が付着するところの有形および無形のことをいい、かつそれは、積極的財産を示す資産のみならず消極的財産を示す負債も含意している (Hatfield [1909], p.8)。このように Hatfield が唱える資本主理論においては、積極的財産と消極的財産との差額である純資産は資本主に帰属する持分とみなされ、負債は資本主持分のマイナスの構成要素であるので、資本主持分とは明確に区分しなければならない (図表 2-2 参照)。すなわち、負債と資産の同質性 (財産という概念で一括する) および負債と資本の差異性が主張されている (Hatfield [1909], p.185)。

なお、資産と負債との関係について、Canning [1929] では、負債は資産とキャッシュ・フローの方向が異なるだけで、それ以外は何も変わらないと述べられている (Canning [1929], p.50) が、これは本質的には負債と資本の異質性を強調するものであり、したがって Canning の所説は負債を消極的財産とみなす資本主理論に属する。また、Fisher [1930] でも負債はマイナス資産であって、資産は資本主へのサービスの流れを表すのに対して、負債は資本主からのサービスの流れを表すと指摘されている (Fisher [1930], p.612)。

図表2-2 資本主理論による負債の位置づけ



出所：筆者作成

資本主理論では、純資産の運用による成果である純利益を獲得するための犠牲が費用とみなされるので、支払利息は費用項目となるが、支払配当金は成果である純利益の配分としての利益処分項目であると考えられる (小見山 [2013], 86 頁)。したがって、支払利息と支払配当金は異なって処理される。

2. 企業主体理論による負債の概念

Paton は、その著作 *Accounting Theory* において Hatfield らの資本主理論を批判し、これにかわる主体論として企業主体理論を提唱した。Paton は、所有と経営が分離した大規模株式会社の普及に伴い、資本主理論の妥当性に懐疑を抱き、大規模株式会社だけでなく、個人企業やシンプルな組合にも適合する企業主体理論の展開を試みた (Paton [1922], pp. xiii-xiv)。

Paton の企業主体理論のもとでは、企業を資本主から独立した個別の実体として存在すると考える。資本主理論が資本主を中心とする企業観をとるのに対し、企業主体理論においては、資本主から分離した権利義務の主体というものの存在を強調するのである。また、企業主体理論では、支払利息および支払配当金は資産の運用による成果である純利益を獲得するための犠牲としての費用項目または純利益の配分としての利益配分項目と考えられ、両者はいずれも同様に処理される。Paton の企業主体理論は、次の等式を基礎とする (Paton [1922], p.38)。

$$\begin{array}{c} \text{資産 (Properties)} = \text{持分 (Equities)} \\ \quad \swarrow \quad \searrow \\ \text{債権者持分} + \text{資本主持分} \end{array}$$

このように企業主体理論においては、負債と資本は、資産に対する権利という要素に還元されることによって、同質なものとなみなされている (徳賀 [1982], 55 頁) ので、両者を明確に区分する必要はないと考えられている。また、資本主と債権者はともに企業に対する資金提供者として位置付けられる。そして、この思考のもとに行われてきたのが持分概念、あるいは資金概念に基づく負債の定義である。

まず持分概念による場合、負債は債権者持分、資本は資本主持分と定義される。ここで持分とは企業資産に対する抽象的な請求割合のことである。例えば、A 氏が現金 250 万円を出資して株式会社を設立し、友人から 150 万円を借り入れて機械設備 170 万円と原材料 100 万円を購入したとしよう。この場合、資本主である A 氏も債権者である友人も個々の材料や機械設備の引き渡しを要求することはできない。しかし A 氏は資産の全体に対して 250 万円 (62.5%)、友人は 150 万円 (37.5%) の割合で請求権を持つ。図表 2-3 のように、企業資産に対する間接的かつ割合的な請求権に着目するのが持分概念による負債と資本の定義である。米国会計学会 (AAA) は、1948 年の『会社財務諸表の基礎をなす会計諸概念及び諸基準』 (Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements) において、このような会計思考のもとで負債を過去の活動から生起する企業

に対する債権者の請求権であって、会社資源の支払または利用によって弁済されるべきものであると定義している（AAA [1948], p.342）。資本主と債権者が企業資産に対して割合的な請求権を持つのは、もともと資本主と債権者が企業に資金を提供しているからにほかならない。図表 2-4 のように、この資金の具体的な存在形態を資産とし、資本主からの資金調達を資本、債権者からの資金調達を負債とするのが、資金概念に基づく負債の定義であるといえる。

この思考に従えば、資産は「資本の具現形態」あるいは「運用形態」であるのに対して、負債は「由来」あるいは「調達源泉」である。つまり、資産と負債はプラスとマイナスとい

図表2-3 持分概念による負債の定義

図表2-4 資金概念による負債の定義

資 産	負 債 資産に対する債権者持分
	資 本 資産に対する資本主持分

資 産 資金の存在形態	負 債 債権者からの資金額
	資 本 資本主からの資金額

出所：筆者作成

う関係にあるのではなく、負債は自己資本と並ぶ資本の調達源泉、すなわち全体としての財産増加の原因とみなされているのである。

以上検討してきたように、資本主理論と企業主体理論との会計思考の差異は、負債に対する異なる解釈をもたらしている。すなわち、企業を資本主（株主）の所有物であり、私的用具とみる資本主理論によれば、資産は積極的財産、負債は消極的財産である。これに対して、企業を資本主（株主）から独立した社会的制度とみる企業主体理論によれば、負債は他人資本、資本は自己資本であり、資産に対する請求権の強弱はあるが、ともに資金調達形態であることに変わりはない。

3. 将来キャッシュ・フローに立脚する負債概念とその測定属性の指向

企業主体理論に基づく負債は、負債と資本を同一の概念（持分概念あるいは資金概念）によって説明したものであり、またその定義は過去のキャッシュ・フローに立脚している。これとは逆に、資産負債アプローチのもとで、将来キャッシュ・フローに基づく資産と負債の定義を展開しているのが FASB と IASC から公表されている概念フレームワークである。

具体的に、FASB は 1985 年の SFAC No.6『財務諸表の構成要素』(Elements of Financial Statements) において、資産とは、過去取引や事象の結果として、特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済便益であると述べ (FASB [1985], para.25)、また、負債とは、過去取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来、資産を引渡しまたは役を提供しなければならない現在の義務 (obligation) から生じる、発生の可能性が高い将来の経済的便益の犠牲であると定義している (FASB [1985], para. 35)。

一方、IASC は、1989 年に『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク』(the Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements: IASC [1989]) を公表しているが、FASB と同様に資産・負債アプローチを採用し、資産と負債をそれぞれ次のように定義している。すなわち、資産とは、過去の事象の結果として特定に企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源であり、負債とは「過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するために経済的便益を有する資源が当該企業から流出する結果になると予想されるものである (IASC [1989], para. 49)。

FASB および IASC では、若干の表現の相違はあるが、基本的には将来のキャッシュ・フローの観点から資産と負債が定義され、過去の取引価格あるいは法的な拘束から切り離されている。そして、この観点から従来とは違った新たな測定属性が導き出されているのである。

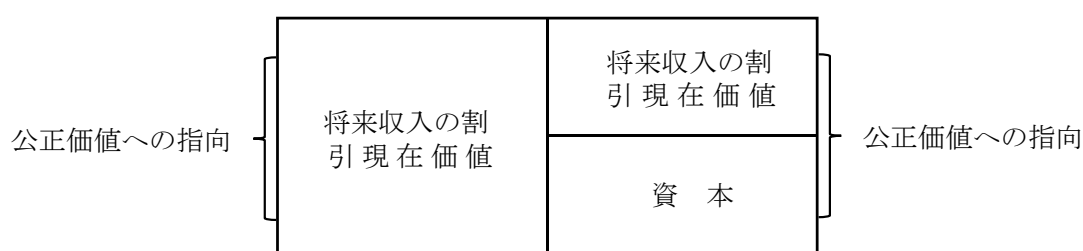
もし企業主体理論のように過去のキャッシュ・フローに着目するならば、負債と資本とは過去の収入ないし資金の調達源泉として同一属性のものと考えられる。この考え方のもとでは、貸借対照表日に企業が調達した資金額を過去の収入として貸借対照表の貸方に収容し、その運用額を過去の支出として、その借方に計上する。こうして、資産は過去の支出額すなわち取得原価で測定され、負債と資本は過去の収入額 (調達額) によって測定されるべきだと考えられる。

これに対して、将来のキャッシュ・フローに着目するときには、資産を将来、企業にもたらされる経済的便益と捉えて、それを将来キャッシュ・インフローの割引現在価値で表わし、負債は経済便益の将来の犠牲であるから、将来キャッシュ・アウトフローの割引現在価値で表わすことになる。このような資産・負債の概念を前提とする場合、資産と負債がともにキャッシュ・フロー要因として同一のカテゴリーに属し (プラスのキャッシュとマイナスのキャッシュとしてベクトルは逆)、そして両者の差額を資本として表示する。こうした関係によって資本にも将来キャッシュ・フロー概念が内在している。したがって、FASB [1985] および IASC [1989] に定義されている資産・負債は、形式上、資本主理論に属するものとみな

されている¹⁷。

図表 2-5 のように、このような思考のもとで資産・負債は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値あるいは、現在価値に基づく会計測定目的としての公正価値で測定されることが理論的に求められるようになってきた。

図表2-5 将来の視点から定義された資産・負債



出所：筆者作成

Ⅲ 金融負債の公正価値測定の論拠

上述したように、FASB [1985] および IASC [1989] においては、将来に対する視点を負債に導入することが資産負債アプローチのもとで理論化されたが、それが直ちに負債の公正価値測定を意味したわけではなかった。すなわち、FASB や IASC の概念フレームワークが公表された後も、負債の貸借対照表額は「公正価値」ではなく、過去の「取引価格」とし

¹⁷ IASC の後身である IASB は 2004 年の Agenda Paper No.10 において、会計主体論に関する当時の現状認識としては、資本主理論でも企業主体理論でもなく、両者を併用した混合モデルによっているという考えを示していた (IASB [2004a], 40-43)。しかし、その後 2008 年に公表された予備見解『報告企業』において IASB は、会計主体論として、混合モデルではなく、企業主体理論によることを暫定的に決定して (IASB [2008b], para.107)、混合モデルから企業主体理論へ移行し、それに従って報告企業について統一的説明を試みようとしたが、企業主体理論では、現行の（改訂版）概念フレームワーク等の内容を説明できない多くの矛盾が生じてきており、それに成功していないことが明らかになった。例えば、IASB の財務諸表の構成要素の定義では、負債の定義は、マイナスの資産と定義されている (IASB [2013b], para.2.11)。また、IASB は、貸借対照表を重視し、かつ負債と持分とを明確に区別し、持分が資産から負債を差し引いた残余持分 (IASB [2013b], para.5.2)、すなわち資産－負債＝持分と考えている。さらには、IASB では、配当を、資金調達コスト（費用）としてではなく、利益処分と考えている。こうしたことから、岩崎 [2014] では、これらの主張が、資本主理論に基づくものであると考えることができると述べられている。

て表れ、その金額は取得原価主義会計によって維持されたのである。他方、資産については、経済環境の変化に伴って、会計的制度としての取得原価主義と実現主義に疑問が投げかけられ、その結果、1990 年代初頭には金融資産に公正価値測定が導入されるに至った。これを受けて、1990 年代の後半から、公正価値による負債測定を巡る議論が始まった。つまり、金融負債に対する公正価値測定は、金融資産の公正価値測定に端を発しているのである。

以来、金融負債の公正価値測定については、さまざまな問題が指摘されてきた。特に 2008 年の金融危機以降、資本市場に著しい信用の収縮をもたらした（ないしは助長した）原因が広く問われ、1980 年代の S&L 危機の場合と同じように、会計にも追及の目が向けられた。その際に、金融負債への公正価値の適用による評価損益の認識について、否定的な見解が多くみられた。

このように、公正価値の適用を巡っては、金融資産と金融負債では論点や反応が異なっている。それゆえ、金融負債を継続的に公正価値測定することの是非を検討する前に、土台となる準備作業として、金融負債の公正価値測定に関する根拠をさらに検討する必要がある。

1. 会計理論の転換と金融負債の測定

(1) 資産負債アプローチにおける負債の位置づけ

長い間、制度会計の目的は期間利益の計算であり、それは経営資本の維持に昇華されなければならないとされてきた。そのため、評価は資産についてのみ求められ、負債は、等閑視されてきたのである。このような会計思考は、その根底に収益費用アプローチによる利益観がある。しかし、会計の目的の変化は、過去指向の利益計算よりも未来指向の意思決定に有用な情報の獲得という観点から利益観に変化をもたらし、資産負債アプローチによる利益観に辿りついた。両アプローチは、FASB が 1976 年 12 月に公表した討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに係る問題の検討：財務諸表の構成要素およびそれらの測定』（Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement: FASB [1976]）で詳細に検討されていた。そこで、まず両アプローチに関して、その利益測定モデルについて考察するとともに、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの会計理論の転換による負債の位置づけの変容について明らかにする。

収益費用アプローチは、会計の重要な概念として収益と費用に重きをおき、収益と費用をもって中心概念とする考え方である（山口 [2015], 77 頁）。収益費用アプローチでは、利益を、アウトプットを獲得し販売するためにインプットを用いる企業の効率性の測定値と捉えるので、利益は一期間の収益と費用差額に基づいて定義される（FASB [1976], para.38）。すなわち、企業の利益稼得活動からのアウトプットの財務表現である収益と企業の利益稼得活動へのインプットの財務表現である費用が当該アプローチの鍵概念（key concept）となる。したがって、収益費用アプローチによる利益とその測定は、基本的には、以下のよう

に表すことができる (FASB [1976], para.194 E-3)。

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$$

そして、そのことから、収益・費用の測定、ならびに一期間における成果（収益）と努力（費用）を関連づけるための収益・費用の認識時点の選定が、財務会計の基本的な測定プロセスとして位置づけられる (FASB [1976], para.39)。その結果、収益・費用が支配的な概念であり、資産・負債の測定は利益測定のプロセスの必要性によって規定される。

一方、資産負債アプローチは、会計の重要な概念として資産と負債に重きをおき、資産と負債をもって中心概念とする考え方である (山口 [2015], 82 頁)。資産負債アプローチでは、利益を一期間における企業の正味資源の増分の測定値と捉え、利益は資産と負債の増減額として定義される (FASB [1976], para.34)。すなわち、当該アプローチにおいては、企業の経済的資源の財務表現としての資産と将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す企業の義務の財務表現としての負債が鍵概念とされている。したがって、資産負債アプローチによる利益とその測定は、基本的には、以下のように表すことができる (FASB [1976], para.194 E-1)。

$$\text{資産} - \text{負債} = \text{正味資産}$$

$$\text{正味資産の増加（ただし資本の拠出を除く）} = \text{利益}^{18}$$

そして、そのことから、資産・負債の属性およびそれらの変動を測定することが、財務会計の基本的な測定プロセスとして位置づけられ、その結果、他の財務諸表構成要素（資本、収益、費用など）が、資産・負債の属性測定値の差額または属性測定値の変動額として測定されることになる。

上記の両アプローチを比較すると、収益費用アプローチは、鍵概念である収益および費用を定義し、それらの時点決定を行った結果から、帰納的に他の構成要素を導き出すという特質を有している。一方、資産負債アプローチは、鍵概念である資産および負債を定義し、これらの定義とそれらの増減の観点から、演繹的に他の構成要素を定義するという特徴を有している。それゆえ、会計理論のパラダイムが収益費用アプローチから資産負債アプローチへと転換したことに伴って、負債の地位とその評価の理論的重要性が増しているのである。

¹⁸ この式は、以下のような変形で表すことができる (松本 [2002], 105-109 頁)。すなわち、利益 = 期末純資産 - 期首純資産 = (資産の増加 - 資産の減少) - (負債の増加 - 負債の減少) = (資産の増加 + 負債の減少) - (資産の減少 + 負債の増加)。

(2) 金融負債の性質と現在価値

IASB の IAS No.32 では、金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債または資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいうものとされており、そのうち、金融負債とは、他の企業に現金もしくは他の金融資産を支払う契約上の義務、もしくは金融商品を該当企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する契約上の義務と定義されている (IASB [2004c], para.11)。このような金融負債を構成する契約上の義務も最終的に契約当事者にキャッシュ・フローの受払いをもたらすものである。それゆえ、金融負債の本質は将来キャッシュ・フローに対する契約上の義務であるといえる (古賀 [2000], 92 頁)。

金融商品の場合、将来キャッシュ・フローが受払いされる時期は契約によって如何にも定めることが可能であることから、個々の将来キャッシュ・フローの金額を単純合計しても、金融商品の価値にはならない。受払いの時期が異なるキャッシュ・フローの価値を、現時点を基準として統一的に測定するためには、貨幣の時間的価値や不確定性を織り込む必要がある。

ここで、なぜ測定値に時間的価値や不確定性を織り込む必要があるのかを考えてみる。非割引額では 10,000 ドルとして測定される 4 つの資産があり、それらは、それぞれ次のように異なる特性を持っているとしよう。

- a. 1 日満期で契約により確定した 10,000 ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。キャッシュ・フローの受け取りは確実である。
- b. 10 年満期で契約により確定した 10,000 ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。キャッシュ・フローの受け取りは確実である。
- c. 1 日満期で契約により確定した 10,000 ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。最終的に受け取る金額は不確実である。
- d. 10 年満期で契約により確定した 10,000 ドルのキャッシュ・フローを生み出す資産。最終的に受け取る金額は不確実である。

これらの資産は、合理的な企業にとっては、無差別なものであるとはいえない、しかしながら、将来キャッシュ・フローの非割引額でこれらの資産が測定されていると、その額はいずれも 10,000 ドルになる。したがって、キャッシュ・フローの生起するタイミングの異なる資産の差別化を図るには、時間的価値や不確定性を反映させる必要がある。

一般に、将来キャッシュ・フローの価値は、貨幣の時間的価値を組み込むと、たとえその金額が同じであっても、その時期が早いほど大きくなり、遅いほど小さくなる。また、将来キャッシュ・フローの価値は、たとえその金額や時期が同じであっても、その不確実性が高いほど小さくなり、低いほど大きくなる。このような将来キャッシュ・フローの時期や不確実性に起因する経済的差異を識別するための共通の価値尺度を提供するのが将来キャッシ

ュ・フローの現在価値である（FASB [2000], para.20）。

現在価値とは、将来キャッシュ・フローをその発生までの期間に対応する利子率によって現在に割引いた金額である。具体的に、現在価値 V は、 i 期に期待されるキャッシュ・フローを C_i 、割引率を γ とすると以下の式で求められる（ $i = 1, 2, \dots, n$ ）。

$$V = C_i / (1 + \gamma)^n$$

ここでは、将来キャッシュ・フローの発生までの期間が長いほど分母の割引係数が大きくなるのでその現在価値が小さくなる。また、将来キャッシュ・フローの不確実性が高いほどリスク・プレミアムが高くなり利子率が高くなるのでその現在価値が小さくなる。

現在価値は、近年、評価基準の一般概念として定着しつつある「公正価値」概念と密接に結びついている。具体的に、FASB の SFAC No. 7 では、一次認識およびフレッシュ・スタート測定において現在価値が用いられる場合、その唯一の目的は公正価値を見積もることであるとされている（FASB [2000], para.25）。さらには、FASB の SFAS No.157 と IASB の IFRS No.13 は、出口時価を、公正価値の適用形態として具体化させた。出口時価が公正価値であり得るのは、資産・負債に対する観察可能な価格を市場で入手することができる場合に限られる。この場合には、現在価値による測定を行う必要がない¹⁹。しかし、観察可能な価格を入手することができない場合（レベル 3 の場合）には、価格をいくらに見積もるかを決める上で、現在価値が唯一の利用可能な評価基準となる。すなわち、この場合は現在価値が唯一の公正価値となるのである。

Leggett et al. [2015] は、2008 年（SFAS No.157, 159 の発効年）から 2012 年までの COMPUSTAT データベースに掲載されているすべての利用可能な米国企業から得られた 35,255 社を分析対象としており、公正価値ヒエラルキーで評価される負債を報告する企業の割合を年ごとで示したのが、図表 2-6 である。

図表 2-6 負債に公正価値を適用する割合 (n=35,255)

	2008	2009	2010	2011	2012
レベル 1	0.0509	0.0683	0.0730	0.0777	0.0840
レベル 2	0.1976	0.2813	0.2927	0.3097	0.3242
レベル 3	0.0700	0.1138	0.1437	0.1601	0.1538
全 体	0.2433	0.3590	0.3917	0.4142	0.4159

出所: Leggett et al. [2015] を参考に筆者作成

¹⁹ それは、市場における現在価値の評価が、そのような価格の中にすでに織り込まれているからである。すなわち、この場合には、出口時価と現在価値が一致するので、現在価値で測定する必要がないのである。

図表 2-6 に示すとおり、負債に公正価値を採用する企業数は、2008 年の 24.33%から 2012 年には 41.59%に増加した。そしてレベル 3(現在価値)の使用は 2012 年で 15.38%と、2008 年との比較では 2 倍強の水準となり、その伸びは、2009 年最大で、つまり 4%程度増やした。

以上のことから、金融資産・負債は、契約上の権利または義務から生じると期待される将来キャッシュ・フローの現在価値によって統一的に評価することができる。今日における財務報告の目的の中心は、投資家をはじめとする企業の利害関係者に対して、企業成果の予測や企業価値の評価に役立つ情報を提供することにある。それゆえ、企業の金融・財務活動の実態やその成果を的確に把握する上では金融資産・負債の現在価値が理想的な測定値であり、その測定手法も金融資産・負債の定義に合致するものである。また、FASB は、現在価値測定による会計測定目的が、公正価値の見積もりへ一本化されるので、金融資産・負債の評価は公正価値測定によって基礎づけられるべきであるとしている。

2. 金融資産との理論的整合性

前述のように FASB [1985] および IASC [1989] においては、資産は「将来の経済的便益」、負債は「将来の経済的便益の犠牲」という形で定義されている。このことから、負債の定義が資産の定義を含んでいること、すなわち、負債の定義は資産の定義に依存していることが分かる (佐藤 [1992], 114 頁)。FASB および IASC のみならず、例えば、資産と負債の関係については、Kerr [1988] の第 2 章や Miller and Islam [1988] の第 2 章でも、このような依存関係が述べられている。ゆえに、会計測定の整合性の観点から考えると、金融資産に公正価値測定を適用するのなら金融負債も同様に公正価値測定すべきであるという主張は、一見すれば、ある意味で当然の主張ともいえる。

実際、資産と負債は当然に同一の尺度で評価されるべきとする説が古くから存在している。例えば Baxter [1984] は、資産を積極財産と捉え、負債を消極財産と捉える見解に立脚することにより、資産および負債の評価基準に「論理的対称性」(logical symmetry) を求めている (Baxter [1984], p.224)。もっとも、Baxter [1984] では、資産に適用されるのは Bonbright のいう剥奪価値²⁰であり、それは負債には解除価値²¹として適用されると提唱されている。また、Solomons [1986] でも、負債の解除価値は、資産に適用される企業にとっての価値を鏡に映した写像であると述べられている (Solomons [1986], p.174)。

これらの説は、前述の資本主理論のように、負債は資産と同質的なもの、つまりマイナス

²⁰ Bonbright [1937] は、剥奪価値を所有主が当該資産を剥奪されると仮定した場合に被るであろう、直接的および間接的なあらゆる損失の逆の値に等しい金額と定義している (Bonbright [1937], p.71)。

²¹ Baxter [1984] は、解除価値を、企業が当該負債に係る負担から解放されたと仮定した場合に得られるであろう便益と定義している (Baxter [1984], p.224)。

資産として捉えている。それゆえ、かかる関係に見合う測定基準は、資産・負債ともに同一の尺度での出口価値であると考えても不思議ではなく、この「論理的対称性」の観点からすると、金融資産に公正価値測定を適用するのなら金融負債も同様に公正価値測定すべきである、ということになる。これを突き詰めれば、負債の公正価値が適用可能であることの論拠は、資産の定義と負債の定義の対称性に求められるのである。

3. 会計上のミスマッチの緩和

金融負債の公正価値測定を支持するもう 1 つの論拠として、「会計上のミスマッチ」の緩和が挙げられる。現行の会計制度は、金融資産および金融負債のそれぞれを複数のモデルで測定する混合測定モデルを採用している。このため、資産と負債が同じポートフォリオで管理されるなど、資産と負債の間に「貸借対照表上の対応関係」(Nissim and Penman [2008], p.57) が存在する場合に異なる測定アプローチを適用すると、問題が生じる可能性がある。

例えば、運用サイドの金融資産が公正価値で測定される資産で、調達サイドの金融負債が償却原価で測定される負債である場合には、資産の評価損益が純利益に計上される一方、負債の公正価値の変動が認識・測定されないため、経済的な相殺効果が反映されないことになる。これに対して、資産・負債の双方が同じ認識・測定ルールに基づいて報告されるならば、それぞれの公正価値変動額が相殺しあって期間利益のミスマッチが緩和されることが期待される。これが、金融負債と金融資産に同じ測定アプローチを適用すべきという主張につながっている。

IV 金融負債の公正価値測定に係る問題点

1. 負債のパラドックスの発生

前節では金融負債に公正価値測定を適用する論拠を検討したが、批判的な見解も根強く存在する。とりわけ、金融負債を公正価値で測定する際に大きな問題点として常に存在し続けているのは、自己信用リスクとの関係の問題である。金融負債の発行企業の経営状態が悪化し信用リスクが上昇した時、金融負債を公正価値で測定すると負債の減少により利益が計上され、反対に信用リスクが低下すると負債の増加により損失が計上されるという「負債のパラドックス」現象である。市場における価値の認識という点からすれば、金融資産（債権）の減価は自然なものとなるが、第三者から見れば、債務者の信用状態が悪化すると利益が生じることは、一般の直観的認識と逆行する（徳賀 [2011], 137 頁）。それゆえ、金融負債の公正価値測定の是非は論争的となってきたのである。

ここで「負債のパラドックス」の発生について、簡単な設例を用いて説明する。この例は Crooch and Upton [2001] を参考にした。また、この設例では、自己信用リスクの変動を描

写するため、X社とY社が発行したゼロ・クーポン債が公正価値で測定される場合を仮定し、さらに、公正価値の変動は、両会社の信用リスクの変動のみが原因となっていると仮定している。

【設例】

- ①X社とY社は、新設工場の建設資金として、20X0年1月1日にゼロ・クーポン債を発行して資金調達を行った。
- ②X社は事前償還のない期間5年のゼロ・クーポン債\$10,000を資金提供者に発行する。X社の信用格付けはAAであり、それに合わせて当該債券は金利7%で割引され、X社は\$7,131 ($10,000/1.07^5$) を現金で受領する。
- ③Y社も事前償還のない期間5年のゼロ・クーポン債\$10,000を資金提供者に発行する。Y社の信用格付けBであり、それに合わせて当該債券は金利10%で割引され、Y社は\$6,209 ($10,000/1.1^5$) を現金で受領する。
- ④第2年の期末から、X社の信用状態は格付けAに悪化し、市場金利は8%に上昇した。同じく第2年の期末から、Y社の信用状態は格付けAに改善し、市場金利は8%に低下した。それ以降返済日までに両会社の信用状態の変動はないと仮定する。

設例において、ゼロ・クーポン債を発行した両社における会計処理は、図表2-7のようになる。

図表 2-7 自己信用リスクの変動とその影響

期間	X 社		Y 社	
	信用状態に応じた利子率		信用状態に応じた利子率	
	第 1-2 年	7%	第 1-2 年	10%
	第 3-5 年	8%	第 3-5 年	8%
	利息	帳簿価格	利息	帳簿価格
0	—	7,130	—	6,209
1	499	7,629	621	6,830
2	534	8,163	683	7,513
2'	—	7,938	—	7,938
評価損益	—	225	—	△425
3	635	8,573	635	8,573
4	686	9,259	686	9,259
5	741	10,000	741	10,000
注 1 225 = 8,163 - 7,938			注 2 △425 = 7,513 - 7,938	

出所：筆者作成

図表 2-7 のように、X 社は第 2 年の期末から信用リスクが悪化したことによって資金調達の市場金利が 7%から 8%に上昇した。そこで、当初の利子率 7%で計算した\$ 8,163 と改定後の利子率 8%で計算した\$7,938 の差額\$225 が社債評価益として計上される。これに対して、Y 社は信用リスクが改善したので資金調達の市場金利が 10%から 8%に低下した。そこで、当初の利子率 10%で計算した\$7,513 と改定後の利子率 8%で計算した\$7,938 の差額\$425 が社債評価損として計上されることになる。

このように、金融負債の公正価値測定に企業の信用状態を反映させる場合、信用リスクの悪化は、計上される負債を減少させてしまう。この負債の減少という借方計上の貸方相手は利得であるが、その結果、企業は経営が悪化したおかげで利益を獲得しているように見える。逆に、企業の信用リスクの改善は、債務の計上額を増加させるので、企業は信用格上げの結果、経営成績が悪化しているように見える。

こうした測定結果は明らかに直観に反するので、IASC は、投資家およびその他の財務諸表の利用者によって理解されないであろうという懸念を示していた（IASC [1997a], para.6.8）。実際、その後に展開される金融負債の公正価値の反対論の多くは、企業の業績の悪化に伴う自己信用リスクの上昇という不利な状況の発生にもかかわらず、評価益が計上されること、すなわち「負債のパラドックス」を根拠としている。

2. 負債パラドックスの解消の可能性

(1) 評価益計上の場合

企業の信用リスクの悪化は、通常、その企業が保有している資産の毀損を伴うか、あるいはそれを原因として生じる。それゆえ、前述の「負債のパラドックス」の中身をより詳細に検討すると、それとマッチングし得る資産の評価損との対応関係の観点から、以下の 2 つのケースに分解できることが分かる。すなわち、①毀損する資産が財務諸表で認識されている場合と、②それが認識されていない場合、の 2 つである。

自己信用リスクの悪化によって負債の評価益が発生するような状況においては、自己信用リスクが悪化した原因として企業が得る収入の減少が生じており、その結果、資産も減少しているはずである。こうした点を考慮して、JWG [2000] では、資産価値の減少による評価損と負債評価益が相殺され、マッチングすることで、ネットでは評価益が生じないということが指摘されている（JWG [2000], para.4.55）。このような考えが妥当なのかどうか。以下では具体的な例を用いて検討する。

社債の信用格付けの悪化は、通常、経営状態の悪化（例えば、製品の売上不振）によってもたらされるので、これに伴って企業設備の減損を認識した場合を考えてみることにする。上述の設例に、さらに X 社が発行した期間 5 年のゼロ・クーポン債によって調達した資金を利用して作った工場設備から、第 2 年の期末に減損が発生するという仮定を追加する。

【設例の追加】

X 社はゼロ・クーポン債で調達した\$7,131 を製造設備の建設資金に充当した。当該設備の経済的耐用年数は 5 年、残存価額をゼロとして、定額法で減価償却を行う。当該工場は、20X0 年 1 月 1 日に稼働をはじめたが、製品の売上不振で、20X1 年 12 月 31 日に減損\$1,000（仮定の数字）を認識した。

図表 2-8 製造設備の減価償却

年 度	期首簿価	減価償却費	減損損失	期末簿価
20X0	7,131.0	1,426.2	—	5,704.8
20X1	5,704.8	1,176.2	1,000	3,528.6
20X2	3,528.6	1,176.2	—	2,352.4
20X3	2,352.4	1,176.2	—	1,176.2
20X4	1,176.2	1,176.2	—	0
合 計	—	6,131.0	1,000	—

注¹ $d_1 = c_1/n_1 = 7,131/5 = 1,426.2$ 注² $d_2 = (c_2 - 1,000)/n_2 = (5,704.8 - 1,000)/4 = 1,176.2$

出所：筆者作成

当該設例において、販売不振が原因となって X 社債券の信用格付けが悪化し、この結果として、20X1 年末に工場設備から減損が\$1,000 認識されるとともに、社債からは公正価値測定によって\$226 の評価益が計上される。これらはいずれも経営状態の悪化（製品の売上不振）という原因によって引き起こされたものであり、相互に関連しているので、結果として、当期純利益のレベルで両者は相殺し合う効果があって、ネットで見れば負債の評価益は発生していない。この点に関して、先行研究では、信用格付けが悪化した企業について、平均的に見れば資産の減損は負債の評価益を上回るという証拠が示されている（Barth et al.[2008], p.659）。そうであるならば、自己信用リスクの悪化によって計上される負債の評価益が、同原因の資産価値の減少額を上回るということを懸念する必要はないだろう。

この場合、表面上のパラドックスは残るが、評価益を超える評価損が計上されるので、企業全体として考えたとき、パラドックスとしての実質を伴っておらず、基本的には問題は生じていない。すなわち、金融負債の評価益は資産価値の減少による評価損と相殺されるため、企業全体としてのパラドックスは生じていないこととなる。

しかし、この関係が常に成り立つとは限らない。毀損する資産が財務諸表で認識されていない場合には、金融負債の評価益が資産の評価損で相殺される保証がないからである。そうした財務諸表で認識されていないオフバランスの資産の典型例が、事業用資産の取得原価を上回る「のれん価値」の部分である。

周知のように、事業投資の場合、個々の企業が市場平均的な期待を超えて見込む成果の分

だけ、現在価値にオフバランスの無形価値、すなわち「のれん価値」が含まれている。これに対して、随時その全部または一部を市場の平均的な期待を反映した価格で売却できる金融資産には、のれん価値の部分は存在しない。負債で調達した資金は、必ずしも金融資産に投資されるわけではないし、また金融投資として運用されるわけでもない。一般事業会社では、むしろ大部分が事業用の資産に投資されている。

こうした事業投資に含まれるのれん価値の部分は、M&Aの際に計上される「買い入れのれん」と区別する意味で「主観のれん」や「自己創設のれん」とも呼ばれるが、企業全体としてみた場合の「のれん価値」の総体を「自己創設のれん」ということもある。ここでは斎藤 [2013] に従い、自己創設のれんを、バランスシートの資産総額を超える企業価値（ないし純資産額を超える持分価値）と定義しておく（斎藤 [2013], 358 頁）。その認識は、経営者など測定者の主観に依存せざるを得ないので、測定の信頼性が得られない。また、自己創設のれんを資産として計上すると、その分だけ期待された成果が事実として確定する前に利益が認識されてしまう。このように将来の利益を予想して先取する自己創設のれんは、オンバランスする積極的な意味がなく、FASB や IASB においても現在は計上することを認めていない²²。

上記設例のように、事業投資を行った後に経営環境の著しい悪化（例えば、製品の売上不振、材料価格の高騰、あるいは重要法律の改正など）が生じ、それにより当該事業投資に期待していた収益性が低下した際、一定の要件を満たしたならば資産の減損が認識される。ただし、事業投資の価値は、前述のオフバランスののれん価値部分から減少していくはずなので、のれん価値部分よりも大きな収益性の低下が起こらない限り、減損は財務諸表で認識されない。つまり、事業投資ののれん価値部分を考慮するならば、その評価益と評価損とが完全には対応しないので、表面上ばかりでなく、実質上もパラドックスが生じる可能性があるのである。

実は、先の設例では、毀損される資産がすべてオンバランスされているわけではなく、当然、のれん価値の部分がある。それゆえ、20X1 年に計上した減損損失が意味するのは、事業の収益性の低下がのれん価値よりも\$1,000 大きかった、ということである。このように、のれん価値を完全に喪失した上でさらに、負債の評価益を上回る額の減損が計上されて初めて、パラドックスは解消されるのであり、その意味で上記設例はケース②の特殊事例なのである。前述のように Barth et al.[2008] は、信用格付けが悪化した企業について、平均的に見れば資産の減損は負債の評価益を上回るという証拠を示したが、これは、一定数の企業は負債の評価益を下回る減損損失しか計上していなかったということを意味する。その原

²² FASB の SFAC No.5 は、財務諸表での認識を制約する 4 つの基準（定義、測定可能性、レバンス、信頼性）を掲げて、事実上、自己創設のれんの認識を排除してきた。また IASB の IAS No.38 では、自己創設のれんを資産として認識してはならないと規定している（FASB [1984], para.48）。

因としては、減損についての認識の遅れ、見積もりの誤り、経営者の恣意性の介入などが考えられるが、それらに加えて、のれん価値の部分も影響しているはずである。

結局、ケース①が完全に妥当するのは、金融負債で調達した資金が公正価値で評価される金融資産（つまり、のれん価値がない資産）に投資された場合か、のれん価値をすでに完全に喪失した事業投資の場合に限定される。このケース①であれば、理論的には、信用格付けが悪化した企業について、認識された資産の減損は、それが収益性の低下を正しく反映している限り、負債価値の減少による利得を超える。なぜならば、貸借対照表の借方で生じた資産の減少（減損）は、貸方では負債の減少（評価益）と純資産の減少（純利益のマイナス要素）の2つの部分に分けられるからである。それゆえ、資産の評価損と負債の評価益との相殺効果は十分となる。

一方、ケース②では、この相殺効果が不完全にしか発現しないことも、あるいはまったく発現しないこともある。まったく現れない例として、自己創設のれんを考えてみよう。存続している企業の自己創設のれんは、多様な原因によって生じる。例えば、特殊な技能を持つ優秀な従業員が在籍しているような場合が挙げられる²³。このような状況を反映して高い格付けが維持されていたが、そうした従業員の退職によって、当該企業が発行する社債の格付けが引き下げられることもあり得る。このようなときには、公正価値で測定される金融負債からは、自己信用リスクの低下に起因する評価益が計上されるのに対して、自己創設のれんは、それ自体が認識されていないので、その毀損によって減損が認識されることはない。すなわち、金融負債の評価益と資産の評価損は、いずれも優秀な従業員の退職という原因によって引き起こされたものであるが、自己創設のれんの資産計上が認められない限り、金融負債の評価益を相殺することはできないのである。

したがって、事業投資ののれん価値部分であれ、あるいはその総体としての自己創設のれんであれ、オフバランスの無形価値がある②の場合には、自己信用リスクの変化に起因する金融負債の評価益を、財務諸表で認識されていない無形資産の評価損と完全に対応させて相殺することはできないので、パラドックスとしての実質を伴っていることになる。

これまでの検討から明らかなように、①のケースのパラドックスは、現行会計制度を前提としても解消が可能なのに対し、②のケースのパラドックスは自己創設のれんの計上が認められない限り、完全には解消することはない。その意味で徳賀 [2010] は、①のパラドックスを「見かけ上のパラドックス」と呼び、②のパラドックスを「真のパラドックス」と呼んで区別している（徳賀 [2010], 18-20 頁）。この指摘は非常に重要であるが、徳賀 [2010] は負債の評価益が計上される場合のみを取り上げており、評価損が計上される場合を取り扱っていない。むしろ、重大な問題が生じるのは後者の場合であり、それは信用格付けの向上に伴うパラドックス、いわば「アップ・グレーディング・パラドックス（up-grading

²³ 自己創設のれんをもたらす原因は、信用力、立地条件、優秀な企業経営陣、優れた技術、ブランド力、独占的特権等さまざまである。

paradox)」である。そこで、次にこの点について検討する。

(2) 評価損計上の場合

前述のように企業の信用状態が改善する場合、金融負債の公正価値の増加により損失が計上される。この改善は、さまざまな原因によってもたらされる。例えば、企業の主たる事業活動が好調になる場合などが考えられよう。しかしながら、このような事業活動に伴う要因と負債とを結びつけること、さらには特定の事業資産と信用状態の改善とを結びつけることは、収益性が低下して減損を計上する場合よりも遥かに難しい。仮にそれができたとしても、「負債のパラドックス」の解消は期待できない。

たとえ製品の売上が増大しても、基本的には工場設備を公正価値で測定し直すことはなく、取得原価で測定され、これを基にした減価償却によって費用配分が行われる。減損が起る場合には回収可能額まで評価減されるので、評価損と評価益が相殺される可能性があるが、収益性が改善した場合では、工場設備の評価益の計上は行われないので、そうした相殺効果は発現しない。すなわち、自己信用リスクの低下によって負債の評価損が発生することは、必ずしも資産の評価益をもたらすわけではないので、「負債のパラドックス」は解消されないことになる。

もっとも、IFRS では、現行の日本基準やアメリカ基準とは異なり、過去に認識した減損損失であっても、回収可能額が回復したときには戻し入れることが認められている。これは事実上、事業用資産の評価替えであり、そうした収益性の回復によって企業の信用状態が改善したのであれば、減損の戻し入れ益と負債の評価損との相殺効果がある程度は期待できる。しかしながら、そうした例外的な場合でさえも、のれん価値の部分に相当する減損の戻し入れは認められないので、相殺効果は不十分とならざるを得ない。

このように、減損の戻し入れを認めない日本基準やアメリカ基準はもちろんのこと、それを認める IFRS においてでさえ、負債のアップ・グレーディング・パラドックスは解消されない。これは ISRS において任意適用が認められている有形固定資産の再評価モデルを適用した場合でも、自己創設のれんの計上は認められないので同様である。要するに、事業用資産ののれん価値部分や自己創設のれんの増大（例えば、売上が激増した場合や、特殊な技能を持つ優秀な従業員を受け入れる場合）に起因した負債の信用度の改善が起こったとしても、これら無形資産の増値部分を評価益として認識することが行われない限り、負債の評価損が資産の評価益と相殺されることはない。したがって、企業の信用状態悪が悪化して評価益が計上される場合よりも、それが改善して負債の評価損が計上される場合の方が、「負債のパラドックス」が解消される可能性は遥かに小さいのである。

V おわりに

近年、金融負債の公正価値会計は、注目を浴びている研究テーマの 1 つである。特にリーマン・ショック後の米国金融機関が、公正価値オプションを適用して多額の負債評価益を計上したことは、金融負債の公正価値会計に対する多くの批判や懐疑を惹起してきた。そこで本章では、公正価値に基づく測定基準を金融負債に適用することの論拠を改めて検討し、その問題点を明確にした。

まず、資本主理論と企業主体理論という 2 つの会計主体論を手掛りとして、負債の概念を根源に遡って検討した。その結果、資本主理論が負債をマイナス資産とみなしているのに対して、企業主体理論は負債を資産の反対面である持分の範疇に位置付けていることが明らかになった。その上で、FASB および IASC における負債の定義に、資本主理論の特徴を見いだした。

次に、金融負債の公正価値測定の論拠としては、主に 3 点があることを確認した。第 1 に、会計理論のパラダイムが転換したのに伴い、資産・負債の定義と現在価値測定との親和性が強調されるようになったこと。第 2 に、負債と資産との「定義上の対称関係」を測定面に延長して、その評価基準にも「論理的対称性」を求め、金融資産および金融負債にはともに公正価値を適用すべきと主張されるようになったこと。第 3 に、「会計上のミスマッチ」の緩和という観点から金融負債の公正価値会計を支持する論者が現れたこと。

しかし、リーマン・ショック後、金融負債の公正価値会計に対する批判や懐疑も多く提示されている。そこで、金融負債の公正価値測定の問題点を考察した。具体的には、金融負債の公正価値測定における問題点として「負債のパラドックス」という直観に反する現象を取り上げ、その発生原因を説明した上で、この「負債のパラドックス」に対する解消の可能性を検討した。その結果、次の 2 つのことが明らかになった。

第 1 に、自己信用リスクの悪化によって負債の評価益が計上される場合、その評価益が財務諸表で認識されている資産価値の減少による評価損と相殺されるならば、「負債のパラドックス」としての実質を伴っておらず、基本的には問題は生じない。しかしながら、かかる評価益が事業用資産ののれん価値部分や自己創設のれんにおける減価と対応しているならば、これらの無形資産の価値変動が財務諸表で認識されない限り、その評価益を完全に相殺することはできないので、「負債のパラドックス」の発生が避けられない。

第 2 に、自己信用リスクの改善によって負債の評価損が計上される場合、その評価損を特定の資産と関連づけることは事実上不可能であり、しかも事業用資産について評価益を計上することは基本的にないので、「負債のパラドックス」はほぼ不可避なものとなる。

これまで「負債のパラドックス」に関する研究は主に、負債の評価益の計上を中心として、負債の公正価値会計の是非の考察に集中している。これに対して、本章では、負債評価損の計上を「負債のパラドックス」の検討に持ち込み、評価益が計上される場合よりも大きな問

題をはらんでいることを明らかにした。

では、「負債のパラドックス」の発生が回避されない以上、負債の公正価値から自己信用リスクの影響を排除すべきであろうか。なぜ負債の公正価値に自己信用リスクの影響が含まれるようにしなければならないのか、この点については、次章において検討する。

第3章 負債の公正価値測定における自己信用リスクの変動の反映

I はじめに

前章で明らかにしたように、金融負債を公正価値で測定する場合、「負債のパラドックス」は不可避免的に生じる。それにもかかわらず、自己信用リスクの変動を公正価値測定に反映すべきなのだろうか。本章の目的は、この問題に対する解答を導くことである。

IASB は、2018 年 3 月に改訂版の『概念フレームワーク』を公表した (IASB [2018])。そこでは、資産は「企業が過去の事象の結果として支配している現在の経済的資源」であり、経済的資源は「経済的便益を生み出すことのできる権利である」と定義されている。さらに、負債は「企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である」と定義されている。これらの「権利」を享受する能力は企業を問わずほぼ同じであるのに対して、「義務」すなわち債務を履行する能力は企業の信用リスクの違いに応じて異なってくる。ゆえに、会計測定のあり方、とりわけ公正価値測定の適用を巡っては、資産と負債では論点が異なるのは当然のことである。

従来、自己信用リスクは負債の決済時点まで不変であるということが暗黙のうちに仮定されていたため、この問題はさほど論争を引き起こすことはなかった。しかし、実際には、企業の経営状況の変化に応じて信用リスクも変化しており、近年では、その変化を負債の評価にどのように反映させたらよいのかという点が、負債の公正価値測定において最も重要な論点となってきた。特に出口価格としての負債の公正価値には、制度上、自己信用リスクを反映することとされているものの、依然として反映すべきとする賛成論と反映すべきではないとする反対論が交錯している。さらに 2008 年金融危機の際に Citigroup などの金融機関が損失を計上する一方で、公正価値オプションの適用により自己信用リスクの変化に起因する金融負債の評価益を計上したことが批判的となった。そうしたことから、慎重な姿勢を求める意見も根強い。

そこで本章では、負債測定において計算要素として用いられる割引率への自己信用リスクの反映に関する論争を取り上げ、それぞれの妥当性を分析する。そのうえで、自己信用リスクの変動を継続的に反映することの意味とその根拠を明らかにしたい。

II 負債における公正価値測定の定着

1. 現在価値を巡る測定目的

負債の多くは、現金交換取引によって生じないし、それを売買する市場も存在しない。そ

のため、負債の公正価値が求められる当初認識またはフレッシュ・スタート測定において、多くの負債が現在価値によって測定されることになる。しかしながら、負債を現在価値で測定しようとする場合、いかなる測定目的を採用するかによって負債の金額の大きさおよびその意味は異なってくる。それでは、負債の現在価値測定において選択すべき測定目的について、会計基準設定機関はどのように考えているのであろうか。

FASB は、当初、SFAC No.7 の叩き台である 1997 年公開草案 (FASB [1997a]) において、負債の現在価値測定に関し、以下の 3 つの測定目的 (属性) を負債測定の目的として挙げた。

- ① 資産としての公正価値 (fair value as assets)
- ② 決済における公正価値 (fair value in settlement)
- ③ 企業による決済のための価値 (value in settlement by the entity)

ここで留意すべき点は、SFAC No.5 において、時価として「現在原価」(current cost)、「現在市場価値」(current market value)および「将来キャッシュ・フローの現在価値」(present value of future cash flows)の 3 つの測定属性が提示されていることである (FASB [1984], para.66; 訳 241 頁)。SFAC No.5 で列挙されている測定属性は、資産の立場から各々の意味や特徴が説明されている。

そこで、負債の立場から時価の特徴を有する属性を考えてみよう。負債の「現在原価」とは、同一または同等の債務を現在被った場合に受け取るであろう現金額または現金同等額である。また、負債の「現在市場価値」とは、債務を決済するために支払わなければならないであろう現金額または現金同等額である。そして、負債の「将来キャッシュ・フローの現在価値」とは、債務を正常な営業過程で決済するために必要とされる将来キャッシュ・アウトフローの現在価値である。

これらの 3 つの測定属性のうち「現在原価」と「現在市場価値」は、市場参加者によって合意された客観的な現在価値計算であるのに対して、「将来キャッシュ・フローの現在価値」は、経営者の主観的な現在価値計算である。したがって、上記の①は「現在原価」に、上記の②は「現在市場価値」に、そして上記の③は「将来キャッシュ・フロー現在価値」に対応している。以下、それぞれの属性特徴を検討していくことにする。

「資産としての公正価値」とは、現時点で、ある企業の負債を他の実体が資産として進んで保有する価格である (FASB [1997a], para.52)。これは、負債を被っている実体ではなく、負債を資産として保有しようとする債権者によって評価される当該資産の現在価値である。それゆえ、負債の将来キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性が、債権者または市場によって現在価値評価されるべきである。

「決済における公正価値」とは、現時点で、当該企業が第三者にその負債を引き受けても

らうために支払わなければならない価格である (FASB [1997a], para.53)。この測定属性も、負債を被っている企業ではなく、当該負債を引き受けようとする第三者によって評価される負債の現在価値である。それゆえ、負債の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性が、第三者によって現在価値評価されるべきである。

「企業による決済のための価値」とは、負債が存続する期間にわたり、企業が当該負債を決済するために犠牲を強いられる資産などの現在価値である (FASB [1997a], para.54)。これは、負債の「企業固有の価値」²⁴であり、市場の仮定ではなく企業自体が評価した負債の測定値である。それゆえ、負債によってもたらされる将来キャッシュ・アウトフローの金額、時期および不確実性が、企業自身によって現在価値評価されるべきである。

このように 1997 年の公開草案では、現在価値を用いることによって負債を測定する目的として、当該負債の公正価値もしくは企業固有の価値の見積もりが提示されていた。前者は、負債の取引価格もしくは市場価格を反映する客観的価値であり、後者は負債の決済に関して市場の他者がもたない企業ののれん価値を反映する主観的価値である。その意味で、1997 年の公開草案において提示された現在価値によって見積もられる「公正価値」は、のれん価値を含まない概念であり、現在価値によって見積もられる「企業固有の価値」は、のれん価値を含む概念である。

2. 企業固有の価値の削除とその理由

前述のように、FASB は、1997 年の公開草案の段階では、企業固有の価値を提示したが、その後に公表した 1999 年改訂公開草案さらに SFAC No.7 においては、企業固有の価値を負債の現在価値測定目的から取り除き、公正価値だけを唯一の測定目的として規定した (FASB [1999a], para.19; FASB [2000], para.25)。なぜ FASB はこのような結論を下したのであろうか。その背後に存在する FASB の考慮ないし理論を要約すれば、次の通りである。

- ① 企業固有の価値の測定が、当初認識測定またはフレッシュ・スタート測定において公正価値より目的適合的な情報を提供する状況を識別できない (FASB [1999a], para.108)。
- ② 資産および負債の企業固有の価値と公正価値との差額は、当該資産または負債を保有する企業によって支配され、市場における他者によって利用不可能な「リアル・オプション」²⁵の価値である。この「リアル・オプション」は、自己創設無形財の特性を有

²⁴ 企業固有の価値 (entity-specific measurement) は、使用価値 (value in use) または主体にとっての価値 (value to the entity) と呼ばれることがある。

²⁵ リアル・オプションの本質は、不確実性のもとでの意思決定問題において企業が有する経営上の柔軟性をオプションに準えて分析する考え方である。この選択権の価値が、リアル・オプションの価値とされている。

している。そのため、たとえこのような無形財の一部を認識すべきもっともな理由が存在するにしても、無形資産の認識問題は概念フレームワークの範囲外であるので、現時点では自己創設無形財を織り込む企業固有の価値を負債測定目的として選択しない（FASB [1999a], paras.106 and 109）。

- ③ 企業経営者の期待はしばしば有用かつ有益であるが、資産・負債の価値の最終的な裁定者（final arbiter）は市場である。それゆえ、公正価値は、現在価値測定を行う企業から独立した測定目的をなし、企業間比較のための中立的な基盤を提供する。また、公正価値は、資産また負債の経済的特徴の最も完全で表現上忠実な測定値を提供する（FASB [1999a], para.25; FASB [2000], para.36）。

これらの理由からは、会計測定の対象とされる負債の価値として、市場価格が特に重視されることがうかがえる。そのため、現在価値を測定に利用することによって算定される金額は、市場価格を表現する手段としての公正価値であることが要求されている。

これに対して、「企業による決済のための価値」は、企業固有の価値の範疇に含まれる属性であり、公正価値よりも優れていると考える論者も存在している。このような考え方から、経営スキルや自己創設無形財を含んだ使用価値を中心とする公正価値を提唱するのが Barth である。Barth [2007] は、資産および負債の測定に使用価値を用いた結果生じる利益は、その企業が自身の計画および特別な権利または経営スキルによりその期間にどの程度業績を上げたかを反映することができると述べて、使用価値の理論的有用性を示している（Barth [2007], p.13-14）。

しかしながら、負債を企業固有の価値で測定するか否かの問題は、自己創設無形財をオンバランスするか否かの問題と同じである。それゆえ FASB では、現時点では自己創設無形財がオンバランスされない以上、企業固有価値も受け入れられるべきではないとして、負債の現在価値測定目的から削除されることになった。その結果を受けて、SFAC No.7 においては、現在価値に基づく負債の測定目的は、負債の公正価値の見積もりへと一本化されたのである。

3. 出口価格で定義される負債の公正価値

SFAC No.7 において負債の公正価値は、入口価格に属する「資産としての公正価値」と出口価格に属する「決済における公正価値」という 2 つの属性によって捉えられる。このような 2 つの属性は、いずれも独自の意味および特徴を有しており、それぞれが負債について固有の情報を提供するものである。ゆえに、入口価格および出口価格のいずれが負債の公正価値として採用されるべきかの問題が生じる。そこで FASB は、2006 年に公表した SFAS No.157 において、つぎのような基本的思考で、負債の公正価値を表す属性の選択に対して 1 つの理論的フレームワークを提供している。

SFAS No.157 では、公正価値の目的は、測定日において資産に対して受け取るまたは負債を移転するであろう価格、すなわち出口価格を決定することにあるとされている (FASB [2006], para.16 and para.A2)。これは、負債を負っている市場参加者の視点から出口価格を採用することを FASB は明確にしている、と見るべきであろう。負債の公正価値を出口価格とすることによって、将来キャッシュ・アウトフロー（将来経済的便益の犠牲）に対する期待を反映するという趣旨が明確になる (FASB [2006], para.C26)。このことは、FASB が現在の負債概念における測定額として出口価格たる公正価値が最も整合していると考えていることを示している。

こうした特徴を突き詰めれば、SFAS No.157 における負債の公正価値は、前述の「決済における公正価値」を指すのであり、出口価格の算定に際しては、決済ではなく市場参加者への移転を想定していることになる。では、なぜ「決済」を「移転」に置き換えたのだろうか。それは、移転は決済にあたり考慮される企業特殊的効率性（非効率性）が排除されるので市場目的と整合的であり、より望ましいと FASB は考えているからである。例えば、報告企業は市場に比べて有利性（不利性）を有しており、当該負債を、内部資源を用いて返済したり、他の方法で決済したりするかもしれない。かくして FASB は、企業が第三者に当該債務を移転する意図を有していないとしても、公正価値測定は、負債に対して負債が測定日に市場参加者に移転されることを仮定するのである。

以上みてきたように、FASB は、負債の公正価値において「決済における公正価値」を強調するとともに、出口価格の意味をその公正価値に加えている。IASB も 2011 年に公表した IFRS No.13 の中で、SFAS No.157 と概ね同様の方針を採用している。

Ⅲ 自己信用リスクを反映させることの導出

1. 自己信用リスクの反映に関する最初の議論

自己信用リスクの問題は、負債の測定に特有の問題であり、特に負債の公正価値測定を検討する際に避けては通れない問題である。FASB の 1997 年公開草案の段階では、負債の現在価値測定に関しては、「資産としての公正価値」と「決済における公正価値」という公正価値範疇の属性を提示したが、自己信用リスクが考慮される程度については、前者が負債を被っている企業の信用リスクを反映するのに対して、後者は企業の信用リスクを反映しない点で異なる。

具体的に、1997 年公開草案では、負債を現在価値計算しようとする際、「資産としての公正価値」については、当該負債を資産として保有する時の価格を測定するならば、デフォルト・リスクに対する調整は常に必要であるとされる (FASB [1997a], para.55)。すなわち、借入金や社債のように、他の企業が資産として保有するような負債は、支払義務のある企業

の信用リスクを反映した利子率で現在価値を算定することによって、その公正価値が決定されることになる。

一方、「決済における公正価値」は、当該企業が他の企業にその債務を引き受けさせるために支払わなければならない資産（現金）の価値である。第三者が一度その債務を引き受けたなら、当該企業の支払い能力は関連がなくなる（FASB [1997a], para.56）。すなわち、「決済における公正価値」を算定する際に用いられる利子率は、債務を引き受けた企業の信用リスクを反映した利子率であり、それは当該企業の信用リスクとは関連性を有さない。それゆえ、当該企業の信用リスクを反映すべきでないと考えたのである。

2. 自己信用リスクの反映に関する議論の転回

FASB は、公開草案以後に公表した 1999 年改訂公開草案さらに SFAC No.7 において、負債の最も目的適合的な測定値は、常に負債を被っている企業の信用リスクを反映すべきであると結論するに至った（FASB [2000], para.78）。このように、当該企業の信用リスクを利子率に反映して現在価値を算定することによって、「資産としての公正価値」と「決済における公正価値」を差別化する要因はなくなる。

FASB は、「決済における公正価値」についても自己信用リスクを反映すべきであるとする論拠を、決済取引の可能性と関連づけて示している（FASB [1999a], para.62; FASB [2000], para.80）。以下、簡単な例を用いてこの点を説明していくことにする。

【設例 1】

企業 A は企業 B から利子率 12% で 3 年後に \$500 を返済するという約束で資金を借り入れたとしよう。その時、企業 A が実際に受け取る資金は $\$356(500/1.12^3)$ になる。そして、企業 A は、企業 B から資金を受け取ると直ちに異なる信用状態にある 3 つの企業 C、C₁、C₂ のうちの 1 つの企業にその債務を引き受けてもらう契約を結んだとする。また、これら 3 つの企業の借入れの利子率は、それぞれ 14%、6%、12% であるとする。ゆえに、企業 C、C₁、C₂ が企業 A の債務を引き受けるための価格は、それぞれ \$337、\$420、\$356 となる²⁶。その場合、各企業における企業 A の負債を引き受けてもらう可能性は、以下の通りである。

① 企業 C との決済の可能性

企業 A の立場から考えてみると、債務を買い戻す場合より低い金額で当該債権を決済し、\$18 の利益を獲得する。しかし、企業 B は、企業 A よりも信用状態の悪い企業と企業 A が入れ替わることを決して認めないであろう。それゆえ、企業 C への移転は実現の可能性がないと考えられる。

²⁶ 各々の企業は通常の取引において、企業 B から上記の金額を借り入れることができるので、これらの金額以下では、各々の企業は企業 A の債務を引き受ける動機はない。

② 企業C₁との決済の可能性

企業 B は、債務者が企業 A から信用状態の良い企業C₁に代わることをよろこんで認めるであろう。しかし、企業 A の立場から考えてみると、通常、企業 A には\$420 を支払ってまで自らの負債を企業C₁に引き受けてもらう動機はないだろう。なぜなら、企業 A は企業 B との資金借入取引において\$356 しか受け取っていないからである。それゆえ、通常、企業C₁への移転は実現の可能性がないと考えられる。

③ 企業C₂との決済の可能性

企業 A にとっては債務を買い戻すことと同じであり、また、企業 B にとっては債務者の信用状態は同一である。それゆえ、企業C₂への移転は実現可能である。

この例において、企業 A から信用状態の悪い企業 C への移転は不可能であることと、企業 A からそれと同じ信用状態にある企業C₂への移転は可能であることについては説明する必要がないであろう。一方、企業 A から信用状態のよい企業C₁への移転については説明を加える必要がある。それは、自らの負債の公正価値以上の金額を支払って、負債を第三者に引き受けてもらうようなケースも、現実には存在するからである。この例でいえば、企業 A は、自らの負債を引き受けてもらうために、企業C₁に対して\$420 を支払うが、それは、自らの負債の公正価値\$356 に加えて、その負債の信用状態を高める金額\$64 が含まれているということを意味する。

このように、ある企業が他の企業に決済取引を同意させるために追加的金額を支払うケースは存在するかもしれない。そうしたケースは信用保証を購入することと同じであると見なされる (FASB [1999a], para.63; FASB [2000], para.80-81)。このような取引が意味することは、信用保証の購入に係わる金額は、借入金の「決済における公正価値」を構成しないということである。その結果、FASB は、SFAC No.7 における「決済における公正価値」を算定するにあたっては、同等の信用状態の第三者との取引を前提として、当該企業の信用状態を反映した利子率を用いることが必要になるとの結論に至ったのである。

3. 負債の出口価格における信用リスク不変の仮定

SFAS No.157 は、SFAC No.7 で提示された概念を受け継ぎ、負債の公正価値を出口価格で定義するとともに、自己信用リスクを反映することを規定している。そのうえで FASB は、公正価値による測定は、当該負債が測定日において市場参加者に移転され、当該負債に関連する不履行リスク²⁷は移転の前後で同じであるということを仮定している、と述べている (FASB [2006], para.15)。つまり、負債の公正価値測定にあたっては、同程度の信用状態を前提とした第三者の引受けを擬制しているのである。

²⁷ 負債の不履行リスクは、企業自己信用リスクに限られるものではないが、金融負債では自己信用リスクが公正価値変動の主要因の 1 つとなる。

この仮定について、SFAS No.157 では、報告実体は自己の内部資源を用いることにより履行またはその他の決済をすることで、市場に対する優位性（または劣位性）を持つかもしれないが、このような状況であっても、報告実体がどのように決済する意図を持っているかにかかわらず、市場参加者の観点による負債の公正価値は等しいことに FASB は同意したとしている（FASB [2006], para.C40）。つまり、特定の企業が負っている金融負債であっても、その公正価値は企業から独立した 1 つの金融商品とみなした時に成立する価額として位置付けられるのである。このように考えると、自己信用リスクは負債の期待キャッシュ・フローに影響するものであるから、市場参加者間の取引において当然に考慮される不履行リスクの一部分として公正価値に反映されることになる。

IV 自己信用リスクの反映に関する論争

1. 当初認識時の反映

当初認識時には、債券発行や借入金のように対価が確定している負債を取引価格²⁸によって測定することにより、おのずから自己信用リスクがその測定額に含まれることになる。仮に、当初認識の際に自己信用リスクを度外視するならば、それは信用リスクの異なる社債の価値を同額と見ることを意味するからである。当初認識時における自己信用リスクの反映の必要性を理解するために、Crooch and Upton [2001] が提示する設例を次に取り上げることとしたい。

【設例 2】

X 社は事前償還のない 10 年満期のゼロ・クーポン債 \$10,000 を資金提供者に発行する。X 社の信用格付けは AA であり、それに合わせて当該債券は金利 7% で割引され、A 社は \$5,083 ($10,000/1.07^{10}$) を現金で受領する。同日、Y 社も事前償還のない 10 年満期のゼロ・クーポン債 \$10,000 を資金提供者に発行する。B 社の信用格付けは B であり、それに合わせて当該債券は金利 12% で割引され、B 社は \$3,220 ($10,000/1.12^{10}$) を現金で受領する。同日におけるこれらのゼロ・クーポン債と比較可能なアメリカ財務省証券の利率は 5.8% である（Crooch and Upton [2001], p.2）。

この設例における X 社と Y 社の資金調達の結果から分かるように、それぞれの受領金額は、各社の信用リスクを反映したものである。結果として、将来において同一の金額を支払

²⁸ SFAS No.157 では、資産または負債の交換取引において資産が取得または負債が引き受けられる際の、当該資産を取得するために支払われる、あるいは負債を引き受けるために受領される価格（入口価格）を取引価格と呼び、公正価値と分けている（FASB [2006], para.16）。

う約束をした場合、信用リスクの低い企業の方が信用リスクの高い企業よりも受領する金額は多くなることに、負債間の経済的実態の相違が明確に表われる。

もし自己信用リスクを測定に反映しないとすると、両社はともにリスクフリーレート 5.8%で\$10,000 を割引いた現在価値\$5,690 で負債を計上すべきことになる。そうすると、両社は、社債発行日に直ちに損失を計上することになってしまう。つまり、Y 社の信用リスクを除外して負債を測定するならば、負債が発生した日に受領した金額との差額\$2,470 ($\$5,690 - \$3,220$) の損失が生じることになる。他方、X 社は信用格付けが良好であるため、より少ない\$607 ($\$5,690 - \$5,083$) の損失でおさまるが、いずれにしても、もちろん、このような会計処理を受け入れる経営者はいないはずである。

以上のように、負債を、仮に自己信用リスクを除外して測定するのであれば、X 社債と Y 社債がともにリスクフリーレートで割引かれて測定額が同一となるため、負債間の経済的実態の相違が明らかにならず、しかも損失が計上されてしまう。したがって、経済実態が同様である負債についての比較可能性を保証するためには、負債の当初認識時における測定に自己信用リスクを反映しなければならないということになる。

2. 当初認識後の反映

自己信用リスクは、絶対不変のものではなく、企業の経営状況の変化に応じて変化する。しかし、従来の自己信用リスクに関する論争は、当初認識後において負債の公正価値に自己信用リスクの変化を反映させるべきか否か、という点に集中している。こうした論争はもともと、IASC が 1997 年に公表した討議資料『金融資産及び金融負債の会計処理』（IASC [1997a]）において提起されたが、新たに議論されるようになったのは、2008 年の金融危機直後のことである。具体的には、2009 年公表の IASB スタッフ・ペーパー『負債の測定における信用リスク』（IASB [2009]）では、自己信用リスクの変化を反映させるべきか否かに関して、賛成および反対の主張がそれぞれ示されている。そこで以下では、IASB [2009] の内容を検討していくこととする。

(1) 自己信用リスクの変化を反映することへの賛成論

IASB [2009] は、信用リスクを反映することに賛成する根拠として、①当初認識との整合性、②富の移転、および③会計上のミスマッチという 3 点をあげている。

① 当初認識との整合性

債券を発行した場合のように現金との交換によって発生した金融負債の当初認識時測定に、担保、保証および契約上のその他の要素を調整した、借り手の信用リスクの影響を含めることに関してはどの会計士も認めるところである。事後の測定において、当初測定において含めていた要素の変更を除外すべき理由は見当たらない（IASB

[2009], para.21)。すなわち、この賛成論は主として金融負債を公正価値で評価する場合には、測定基準の一貫性を持たせ、当初および事後の測定において共に信用リスクを反映することを主張している。

② 富の移転

負債と持分は、企業の資産に対する 2 種類の請求権を表す。企業の負債に係る信用リスクの変化は、これら 2 種類間での富の移転を意味する。多くの場合、債権者の利益は持分所有者の利益に優先し、潜在的な利得と損失は契約条件に依存する。企業の持分所有者は、企業の損失を補填するために追加出資を行うという拘束力のある義務を負う場合を除き、そのような追加出資を行うことは求められていない。企業の負債支払能力が減少する一方で、持分所有者への影響はその出資額に限定されている。それゆえ、借り手の見掛け上の利益は、持分所有者と債権者の間の請求権の再配分と見られる (IASC [1997a], chapter.5, para.6.9; IASB [2009], para.32)。すなわち、報告企業の信用リスクが上昇する場合では、債務者からみれば負債の公正価値が減少し、また債権者の立場からは債務者への請求権の価値が減少することになる。持分所有者は、債権者に対し損失を補填する必要がなければ、結果としてその価値の減少を享受できると考えられる。こうした企業の返済能力を表す信用リスクの変化による富の変動を、会計的にも反映すべきであると主張されている。

③ 会計上のミスマッチ (解消)

もし、企業の資産が公正価値で測定されているならば、これらの資産における信用スプレッドの変化は公正価値および純損益または OCI に影響を与える一方で、負債の測定に信用スプレッドの変化が反映されないならば、会計上のミスマッチが発生し、純損益または OCI の金額がそのミスマッチにより歪められる (IASB [2009], para.42)。この根拠は、負債の公正価値の変動は、こうした資産の公正価値の変動とは無関係に起こるものではなく、負債の測定から信用リスクの変化を除外することはミスマッチをもたらすことになるというものである。

(2) 自己信用リスクの変化を反映することへの反対論

一方、上述の賛成論とは対称的に、IASB [2009]では、負債の測定に信用リスクを反映することに反対する根拠として、次の 3 つが挙げられている。

① 直観に反する結果

直観に反する結果とは、負債の測定に信用リスクを反映した場合に、企業は自己信用リスクの上昇に起因する利得を計上することが、情報利用者に対して誤解を与える可能性があり、悪化している状況を隠すことになる、というものである (IASB [2009], para.48) この見解は IASC [1997a] でも示されており、自己信用リスクの反映に反対

する理由として最も多く主張されるものである。

② 会計上のミスマッチ（発生）

信用リスクを反映することへ賛成論の 1 つでもある会計上のミスマッチは、ここでは反対の論拠として挙げられている。IASB [2009] は、信用リスクの変化を反映することは、資産と負債の間のミスマッチを増加させる可能性があるとは指摘している。企業の信用状態の悪化は、通常、固定資産およびのれんのような現在価値基準で測定されないかもしれない資産、未認識の無形資産、および企業の経営における信頼の価値の低下の前兆となる。これらの項目の変動が財務諸表に認識されていないため、負債の信用リスクの変動も同様に排除されるべきである（IASB [2009], para.53）。

③ 実現

金融資産が抵当に入れられるなどの制限がない限り、企業は売却しようと望むときにはいつでも資産を売却できる。その一方、負債はめったに移転されない。移転には通常、相手先の許可が必要であり、一部の負債は、実際には移転が不可能である（IASB [2009], para.58）。この反対論は、信用リスクを反映することによる利得は、実現可能性が極めて低いと考えられることから、測定に含めることはできないと主張するものである。

このように、当初認識後における自己信用リスクの変化を反映することについての代表的な賛成論と反対論が 3 つずつ示されている。以下、それぞれについて検討を加えることにしたい。

まず、賛成論の①、すなわち、当初認識との整合性を保つために、当初認識後における自己信用リスクを反映させるべきという主張について、IASB は、2004 年 4 月に公表した『金融商品認識および測定の新案の公開草案—公正価値オプション』（IASB [2004d]）において、当初認識時の金融負債の公正価値は、その負債に関する信用リスクがすでに反映されているので、当初認識後においてあえて除外することは適当ではないと主張している（IASB [2004d], para.BC89）。また、2008 年 3 月に公表したディスカッション・ペーパー『金融商品の報告における複雑性の低減』では、金融負債の当初の公正価値測定に信用リスクを含めておきながら、その後の金融負債の測定にこれを含めないのは不整合であるという類似の観点が述べられている（IASB [2008c], para.3.74）。

先にも論じたように、経済的合理性の観点からすれば、当初認識時には自己信用リスクを反映させるべきという結果となる。それゆえ、測定基準の一貫性の観点からみて、負債を公正価値で測定する場合には、当初認識時および当初認識後のいずれにおいても自己信用リスクを反映することが論理的である。ただし、このように測定された数値を純利益に計上すべきか、それとも OCI に計上すべきかについては、別の議論が必要である。

次に、賛成論の②富の移転について検討する。これは、すなわち自己信用リスクの変化に

関する持分所有者と債権者の相対的シェアに言及したものと考えられるが、この見方を最初に提示したのは Barth and Landsman [1995] である。同様に、FASB の SFAC No.7 も、もし信用状態が悪化すれば、債権者の請求権の公正価値は減少すると指摘している (FASB [2000], para.87)。さらに、JWG [2000]、古賀 [2000]、草野 [2006]、Upton [2009] および中村 [2013] は、上記と類似の観点を指摘している。

このような富の移転という根拠は、企業主体理論に基づく「資産 = 債権者持分 + 資本主持分」という会計等式に立脚するものといえる。これは、債務者の資産価値が一定不変であることを前提とし、負債の公正価値の減少に起因する債権者持分の低減を認識する場合には、資本主持分の増加という結果をもたらすと解する説である。

会計主体理論について、IASB は、2004 年に公表したアジェンダ・ペーパー第 10 号『概念フレームワーク』(IASB [2004a]) において主要な会計主体論として資本主理論と企業主体理論をあげたうえで、会計主体論についての当時の IASB の現状認識としては、いずれの説でもなく、両者を併用した混合モデルを使用していると述べていた (IASB [2004a], 40-43)。その後、2008 年に公表された予備的見解『報告企業』(IASB [2008b]) において IASB は、会計主体論として、混合モデルではなく企業主体理論を反映しなければならないと暫定的に結論づけた (IASB [2008b], para.107)。このように IASB は、会計主体論に関して、混合モデルから企業主体理論へ移行することによって報告企業などの内容について統一的な説明を試みようとした。

しかし、岩崎 [2014] は、企業主体理論では説明しきれない多くの矛盾が生じることで、IASB は結果としてそれに成功していないと指摘している。具体的に、IASB の財務諸表の構成要素の定義では、負債をマイナスの資産 (経済的便益を引き渡す義務) と定義しており、かつ負債と持分とを明確に区別し、持分が資産から負債を差し引いた残余持分、すなわち「資産 - 負債 = 持分」と計算されている。さらに IASB は、配当を資金調達コスト (費用) としてではなく利益処分と考えている。これらの考え方は、企業主体論というよりも、資本主理論に属する考え方であるといえる。つまり、IASB の概念フレームワークは資本主理論の域を脱していないのである。

また、注意すべきことは、企業資産の価値が一定であるという前提自体が成り立たないかもしれない、ということである。なぜなら、自己信用リスクの上昇が、企業の保有する資産の期待収益率の低下を原因とするならば、資産の減損も同時に計上されることによる資産価値の変動をもたらすからである。こうした連動関係は、賛成論の③会計上のミスマッチ (解消) が成立するうえでの基礎であるといえる。したがって、単純な経済分析の視点からは富の移転という根拠の合理性は認められるものの、この根拠を支える企業主体論に遡って考えるならば、当該見解は説得力に欠けているのみならず、賛成論の③と矛盾しているのである。

さらに、賛成論の③会計上のミスマッチについて、認識済みの資産側の価値減少を原因と

して信用リスクの悪化が生じる場合に、資産が公正価値で測定され、対応する負債が償却原価で測定されるならば、期間損益にミスマッチが生じる。このような問題に対して、資産・負債の双方が同じ認識・測定ルールに基づいて報告されるならば、資産の評価損は、負債の評価益と相殺され、その結果、損益がマッチングされると期待される。

こうした考え方からすれば、資産負債間の測定上の整合性を金融負債の公正価値の根拠とすることには説得力がある。しかし、負債の公正価値の当初認識後における自己信用リスクの反映を支持する根拠とするには、理論的には不完全である。なぜなら、負債の評価益の計上は、対称の関係で資産の評価損が計上される場合には両者の相殺によって削除することができるが、そのような対称の関係が全面的に保証されない限り、その評価益を完全に相殺することはできないので、会計上ミスマッチの発生が避けられないからである。

一方、当初認識後における自己信用リスクの変化を反映することに反対する理由①および②は、主に「負債のパラドックス」の問題に焦点を当て、特に資産サイドにおいて未認識の無形資産があることから、自己信用リスクの悪化に起因する評価益のみが認識されると「負債のパラドックス」がクローズアップされることを指摘している。

これは一見すると、もっともな指摘であるが、その問題の根源は金融負債の会計にではなく、無形資産の会計の側にあることを考えれば、妥当とはいえない。極言すれば、このような議論は、無形資産の会計における欠陥とみなされる問題を、金融負債に関する適切な会計を歪めるために利用するものであろう。IASBやFASBは、事業用資産ののれんや自己創設のれんを含めない混合会計モデルを採用する現行の会計基準の下では、無形資産に関する認識上の制限が存在することを認めている。言い換えれば、それらの無形資産の認識上の問題は、金融負債に関する適切な会計が検討される前に存在するので、自己信用リスクの変化がどのように解決されても、無形資産の認識に影響を与えない。また、未認識の無形資産の存在を反論の根拠として自己信用リスクの影響を否定したら、別の欠陥を引き起こすかもしれない。さらには、事業用資産ののれん価値部分や自己創設のれんも含めてすべての資産、負債を公正価値で評価するという主張は、全面公正価値に属する考え方とみなされる。しかし、全面公正価値は、将来において会計のモデルになるかどうか未だ不明であるから、無形資産の計上における会計制度上の欠陥を根拠に自己信用リスクの反映の可否を判断するのは適切ではない。

最後に、反対論の③実現に関して検討を加える。資金調達とその返済の観点から、自己信用リスクの悪化により生じる評価益については、一般に調達した資金はすでに事業資産に投資されているため、実質上返済の資金がなく、その評価益を実現させる可能性が低いのは確かである。しかしながら、例えば、債務者が負債の一部を返済できるようなケースでは、その実現の可能性はあると考えられる。さらに、FASBが指摘しているように、借入などの場合とは異なり、デリバティブの負債については、満期前に公正価値で決済することが可能な場合も少なくない (FASB [2016], BC111)。こうした場合には評価益が実現することにな

るので、反対論③の欠陥が露呈することになる。

以上のように、負債を公正価値によって測定する場合の評価差額に、当初認識後における自己信用リスクの変化を考慮することに対する賛成論および反対論を深く吟味してみると、結局は、いずれの主張も妥当とはいえないことが分かる。したがって、当初認識後における自己信用リスクの変化を反映すべきか否かについて、別途検討する必要がある。

(3) 追加的検討

FASB と IASB による共同プロジェクトの成果たる SFAC No.8 においては、財務報告の目的は情報利用者の意思決定に役立つ情報を提供することにあるとしたうえで、その目的を達成するために、会計情報には目的適合性 (relevance) と忠実な表現 (faithful representation) という基本的な質的特性を満たすことが要求されている (FASB [2010b], OB2 and QC5)。公正価値会計は当該理解を前提とする会計領域であるから、実際の会計処理は必ずその 2 つの基本的な質的特性を満たさなければならない。この点を踏まえると、当初認識後における自己信用リスクの反映の是非は、目的適合性および忠実な表現という 2 つの視点からそれぞれに別個に検討される必要がある。

まず、目的適合性のある財務情報とは、利用者が行う意思決定に差異をもたらすことを意味する。財務情報が目的適合的であるには、財務情報が予測価値、確認価値あるいはそれらの両方を備えていなければならない (FASB [2010b], QC7)。予測価値を有する財務情報は、情報利用者が将来の結果を予測するために用いられるような情報である。確認価値を有する財務情報は、情報利用者が過去の評価を確認するか、それを変更する場合に用いられるような情報である (FASB [2010b], QC8-9)。

古賀 [2001] によれば、資産・負債の増減から損益を測定する資産負債アプローチにおいては、一会計期間における資本取引以外での経済的資源・責務の変動である公正価値変動を忠実に反映する「変動性ある利益」が有用ということとなる。

自己信用リスクの変化に関する情報自体は、企業の全体的危険性の判断、企業が苦境に陥ったかの識別、企業の資産が減損している兆候の判定、企業の将来の財務費用の見積などのために予測価値を備えている財務情報である。ここで検討の対象となっている自己の信用リスクの変化を引き起こす原因を考えると、その変化は、あくまでも経営成績の優劣などに起因するものであるから、過年度における経営者の経営業績およびリスク管理の有効性を評価することができるという意味で、確認価値を備えていると考えられる。したがって、財務情報の目的適合性を考慮すると、当初認識後において自己信用リスクを反映させることが望ましいであろう。

また、忠実な表現とは、財務情報が表現しようとする事象を、完全²⁹で、中立³⁰で、かつ誤謬がない³¹ように記述することを意味する（FASB [2010b], QC12）。こうした考え方はSFAC No.7ですでに言及されていた。すなわち、SFAC No.7では、公正価値を目的とした現在価値による測定は、自らの計算に見積の要素を織り込むが、負債（または資産）の経済的特徴に照らして最も完全でかつ表現上忠実な測定値を提供するものであると述べている（FASB [2000], para.36）。そこで、当初認識後において自己信用リスクを反映させない会計処理は、忠実な表現という質的特性を損なうか否かを、前節の設例を用いて明らかにしたい。

前節の設例2のY社の信用格付けが6年目のはじめにAA格に改善し、Y社は新たに事前償還のない5年満期のゼロ・クーポン債\$10,000を発行したと仮定しよう。Y社の改善された信用リスクに合わせて当該債券は金利7%で割引され、\$7,130 ($10,000/1.07^5$)の現金を受領した。Y社当初の債券も信用リスクの変化を考慮して金利7%で割引され、その公正価値は同じく\$7,130となる。これによって、Y社には2つの5年満期の債券があるが、この2つの債券に対して信用リスクの変化を測定から除外するならば、当初の債券の残高は5,675 ($10,000/1.12^5$)であり（金利12%による）、新しい債券の残高は\$7,130である。

この設例について、2つの債券ともY社が5年後に\$10,000を支払うことを要求するから、こうした2つの債券は経済的特徴が同一であるといえる。しかしながら、自己信用リスクの変化を測定から除外すれば、負債間の経済的差異を無視することになり、市場がそれぞれのキャッシュ・フローの質を互いに類似するものとして評価するはずの2つの債券に対して異なる外観を与える、という結果がもたらされる。このことは、会社の真実の財政状態に関して、情報利用者に対して誤解を与えかねない。したがって、忠実な表現という質的特性に照らせば、当初認識後において自己信用リスクを反映させることが望ましいことになる。

V おわりに

負債を公正価値で測定する場合には、必ず自己信用リスクの反映の問題がついて回るので、この点の抜本的な検討が重要である、ということが本稿の問題意識であった。そこで本章では、自己信用リスクの反映に関する会計基準形成の過程とそれを巡る論争を整理した

²⁹ 情報の完全な記述とは、情報利用者が記述される事象を理解するために必要な情報をすべて含んでいることを意味する（FASB [2010b], QC13）。

³⁰ 情報の中立な記述とは、財務情報の選択または表示において偏向がないことを意味する（FASB [2010b], QC14）。

³¹ 誤謬がない記述とは、現象の記述において誤謬または脱漏がまったくなく、報告される情報を作成するために使用されたプロセスには、まったく誤謬がなかったということを意味する（FASB [2010b], QC15）。

うえで、金融負債を公正価値で測定するにあたって、自己信用リスクの変動を反映しなければならない理由を明らかにした。

まず、負債の公正価値で選択されるべき測定目的に焦点をあてて考察した。その結果、FASBにおいて負債の公正価値が「決済における公正価値」を測定目的として展開されていることを示した。そこでは、負債を被っている企業と同じ信用状態にある第三者を決済取引の相手として想定することが要求されている。SFAS No.157はこの考え方を援用したものであり、それゆえ、自己信用リスクの反映について FASB においては大きな論争を引き起こさない。

続いて、IASB によって提起された自己信用リスクの反映に関する賛成および反対の主張を検討した結果、いずれも欠陥をはらんでいることが分かった。そこで次に、目的適合性および忠実な表現という 2 つの質的特性を手掛かりに考察を進めた。その結果として、目的適合性および忠実な表現という 2 つの質的特性に照らせば、当初認識後において自己信用リスクを反映させることが必要であるという結論を導き出した。

以上のように、本章での考察により、負債の公正価値測定においては、自己信用リスクの変動に起因する金額を反映させなければならないということが明らかになった。それらの変動差額を純利益に計上すべきか、それとも OCI に計上すべきか、またそれらの表示方式が財務諸表の利用者にどのような影響を与えるのか、といった点については次章で考察することにした。

第4章 自己信用リスクの変動による金融負債の公正価値変動額を 巡る会計基準の変遷とその評価

I はじめに

かつて IASC などが全面公正価値会計を提案したとき、自己信用リスクの取扱いが 1 つの論点となった。しかしながら、負債の公正価値に自己信用リスクの変動を含めると、自己信用状態が悪化する際には評価益が認識される一方で、自己信用リスクが改善する際に評価損が認識されることになるため、このような事態は不合理な帰結であるという指摘もなされた。その後 2008 年に世界的な金融危機が発生したことに伴い、金融負債の公正価値測定によるパラドックスといわれる事象が生じた際にも、激しい議論が展開されたことは記憶に新しい。このように、金融負債を公正価値で測定する際に自己信用リスクを反映させるべきか否か、特に当該負債信用リスクの変動に起因する金額を財務諸表にどのように表示させたらよいのかに議論の焦点が当てられてきた。

この点について、前章では、負債の公正価値測定においては、自己信用リスクの変動に起因する金額を反映させるべきであるということを明らかにした。実際、IASB と FASB の現行ルールにおいても、負債の公正価値には自己信用リスクの変動を反映することが規定されている。

IASB の IFRS No.9 は、金融負債の公正価値測定に自己信用リスクの変動を含めることを前提として、自己信用リスクの変動に起因する金額は、会計上のミスマッチが生じる、または増幅される場合を除いて OCI で表示することを求めている。一方、FASB は SFAS No.159 において、公正価値オプションを採用した負債については、自己信用リスクの変動に起因する金額も含め全体の評価差額を当期純利益に計上すると規定していた。しかし、自己信用リスクが悪化したときの負債評価益を純利益に計上するのは会計情報の意思決定有用性を低下させるという財務諸表利用者からのフィードバックを受けて、2016 年 1 月に ASU 2016-01 を公表し、自己信用リスクの変化に起因する変動額については、IFRS No.9 と同様に OCI に計上することを要求するが、実現した場合には純利益にリサイクリングすると規定した。

そこで本章では、IASB と FASB における自己信用リスクに関する基準設定に着目して、それぞれの会計処理規定の形成過程を明らかにする。また、「負債のパラドックス」による直観に反するという効果を考慮して、上記の 2 つの会計処理方法が財務諸表利用者の判断にいかなる影響を及ぼすかについて考察を行う。

Ⅱ 全面公正価値会計と自己信用リスク

金融負債の公正価値測定における自己信用リスクの影響の検討は、かつての全面公正価値の提案のなかで 1997 年の IASC 討議資料、1999 年の FASB 予備見解、2000 年の JWGD ラフト基準、2008 年の IASB 討議資料（複雑性低減）で積極的に行われてきた。利益計算のあり方という観点からすれば、全面公正価値会計の提案は、公正価値評価差額を実現・未実現にかかわらず、発生した期の損益として認識するとしている点で、従来の実現利益のみを計上するという考え方に一石を投じるものであり（鈴木 [2002], 17 頁）、画期的なものであるとみなされている。以下、金融商品の全面公正価値会計に関する IASC (IASB)、FASB 提案の特徴を概観した上で、自己信用リスクの変動に関する基準開発レベルでの議論を遡ってみることとする。

1. IASC における全面公正価値会計の基準開発

金融商品に関する会計基準については、1989 年に緊急課題として金融商品の認識、測定および開示に関する会計基準を作成するためのプロジェクトが開始された。IASC が 1991 年 9 月に公表した公開草案 40 号『金融商品』(Exposure Draft E40, Financial Instruments) と、1994 年 1 月に公表した公開草案 48 号『金融商品』(Exposure Draft E48, Financial Instruments) は、このプロジェクトの成果である。E40 と E48 はともにすべての金融商品を経営者の意図に基づいて償却原価と公正価値の両方を測定属性として用いる混合属性会計モデルを提唱している。

このような混合属性会計モデルは、経営者の意図に基づいて測定属性が使い分けられること、および資産と負債の間に損益のミスマッチが生じることから、かかる損益のミスマッチを解消するためにヘッジ会計が必要とされ、会計処理が複雑になることの問題に直面していた (IASC [1997a], paras.4.15 and 4.16)。こうした混合属性会計モデルの問題点を解決することを目的の 1 つとして、IASC は 1997 年 3 月にカナダ勅許会計士協会 (Canadian Institute of Chartered Accountants: CICA) と共同で討議資料『金融資産および金融負債の会計処理』(IASC [1997a]) を公表した。

金融商品に関する E40 および E48 とは異なり、1997 年の討議資料では、公正価値は、①予測可能性、②比較可能性、③財務リスク管理との整合、④複雑さの減少などの望ましい性質を持っているので (IASC [1997a], paras.4.2-4.6)、金融資産または金融負債を当初認識する場合、当初認識後においても公正価値で測定すべきであり (IASC [1997a], paras.2.1 and 3.1)、公正価値の変動から生じるすべての損益は利益の構成要素であって、その発生時に直ちに損益として認識されるべきであるとした全面的公正価値モデルを提案した (IASC [1997a], para.5.1)。つまり、公正価値と償却原価を使い分けるこれまでの混合属性モデルとは、まったく異なるモデルが提唱されたのである。

その後、IASC [1997a] で提案された諸原則を基準として具体的に展開するために、IASC および主要各国の会計基準設定主体の共同作業グループである JWG は、2000 年 12 月に基準案『金融商品および類似項目』(JWG [2000]) を公表した。JWG [2000] は IASC [1997a] と同様に、公正価値が金融商品の最も目的適合的な測定属性であり、財務報告を利用するために十分に信頼性のある公正価値の推定は一般の可能であることを根拠として、原則として負債を含むすべての金融商品を、経営者の意図といったものに関わりなく当初測定および以後の各測定において公正価値で評価し、その評価差額を、実現・未実現にかかわらず、当期の損益として損益計算書で認識すること、およびヘッジ会計を不要とすることを要求する全面的公正価値測定モデルの採用を提案したものである。そのなかで、金融負債の公正価値評価もさらに検討された (JWG [2000], paras.1.7, 69 and 136)。すなわち、金融負債の公正価値に自己信用リスクの変動が含まれることが明記されている (JWG [2000], para.4.55)。

2. FASB における全面公正価値会計の基準開発

IASC [1997a] の公表以後、全面公正価値会計を巡る議論が活発化してきた。具体的には、FASB は 1999 年 12 月に予備的見解『金融商品および特定の関連する資産と負債の公正価値での報告』(Preliminary View, on major issues related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value: FASB [1999b]) を公表し、原則としてすべての金融商品を公正価値会計で報告することを提案した (FASB [1999b], para.3)。また、公正価値評価差額については、金融商品の公正価値を財務諸表本体で認識することとした場合は、その評価差額を、発生した期の損益として認識することを主張した (FASB [1999b], para.85)。

しかし、金融負債の公正価値における現在価値の利用と企業の自己信用リスクについて、FASB [1999b] では、金融負債の現在価値に企業自身の信用状態を反映させなければならないと結論付けるだけであり (FASB [1999b], para.83)、その論拠は明確にはされていなかった。この提案および検討を経て、負債の公正価値に自己信用リスクが反映されることを最初に具体的に明示したのは、FASB が 2000 年 2 月に公表した SFAC No.7 においてである。負債の測定にあたり、SFAC No.7 は、負債の公正価値の見積に現在価値法を利用するとき自己信用リスクを反映させるように要求している。その後、2006 年 9 月に公表された SFAS No.157 では、SFAC No.7 で提示された概念を受け継ぎ、負債の公正価値による測定にあたっては、当該負債を公正価値により測定するすべての期間にわたる当該負債の公正価値への企業自身の信用状態を考慮しなければならないと明記されている (FASB [2006], para.15)。

3. 複雑性低減プロジェクトにおける全面公正価値会計の基準開発

IASC [1997a]、JWG [2000] および FASB [1999b] で提案された金融商品に対する全面公正価値会計の導入は、多くの批判を受け、最終基準化には至らなかった。ところで、当時の国際会計基準第 39 号 (IAS No.39) は複雑な会計基準であるため、多くの財務諸表作成者および利用者から、理解や解釈が困難であるなどの指摘がなされた。金融商品会計が複雑であることは、米国会計基準も同じであり、IFRS および米国会計基準の間のコンバージェンスを求める意見も多かったことから、IASB および FASB は、金融商品会計を改善して簡素化を図る共同作業を 2005 年から開始するに至った。いわゆる複雑性低減プロジェクトであり、2006 年 2 月に IASB および FASB が締結した覚書『IFRS と米国会計基準との間のコンバージェンスに向けたロードマップ 2006-2008』に基づき、2008 年までにデュー・プロセス文書を公表することが目標とされた。

それを受けて、IASB は、2008 年 3 月に討議資料『金融商品の報告における複雑性の低減』(IASB [2008c]) を公表した。FASB でも、IASB との共同資料ではないが、同時期にこの討議資料を添付資料とするコメント募集を行っている。IASB [2008c] は、金融商品に関する測定方法及び利益計上方法が多岐にわたるため、同一企業がまったく同じ金融商品を複数保有している場合でも、経営者の意図や選択可能な会計処理の許容によって異なる測定属性や損益になることを指摘した上で、その結果から生じる金融商品会計の複雑性は、財務諸表の作成者、監査人、財務諸表利用者にとって問題であり、長期的な解決策として、単一の測定属性をすべての金融商品に用いることを提案した (IASB [2008c], para.3.1)。単一の測定属性は、公正価値会計とし、公正価値の変動損益を純損益に計上することで複雑性は大幅に緩和するほか、財務情報の理解可能性や比較可能性が高まると主張された。そこで、IASB [2008c] では、金融商品の財務報告における複雑性の主要な原因を挙げ、その改善に向けて長期的解決策 (long-term solution) および中間的なアプローチ (intermediate approach) を提案している。

① 長期的解決策

すべての金融商品を対象に公正価値および純損益を適用する単一の測定属性モデルを採用する (IASB [2008c], paras.3.1 and 3.2)。

② 中間的なアプローチ

現行基準の改善と複雑性緩和のための次の 3 つのアプローチを提示した (中間的なアプローチの適用に際しては組み合わせによる適用も許容する)。

アプローチ 1: 現行の測定規定の改訂

当該アプローチは、既存の測定基準を修正する方法である。IAS No.39 には、4 つの測定区分が含まれているが、この区分の削減または区分に係る要件などを簡素化・

削減する。具体的には、満期保有目的投資もしくは売却可能金融資産、または両方を廃止する（IASB [2008c], para.2.9）。

アプローチ 2: 現行の測定規定から公正価値測定原則への置き換え

当該アプローチは、公正価値測定を原則としつつ、例外規定を充足した金融商品に限って取得原価基準による測定の選択を認め、それ以外のすべての金融商品の測定属性は公正価値とする原則に置き替える（IASB [2008c], para.2.15）。

アプローチ 3: ヘッジ会計の簡素化

当該アプローチでは、現行のヘッジ会計基準を簡素化する方法である。具体的には既存のヘッジ会計を全廃する方法、もしくはヘッジの有効性テストなどを含むヘッジ会計の適格要件を簡素化する方法が示されている（IASB [2008c], para.2.23）。

一方、IASB [2008c] では、公正価値測定に対する根強い批判を考慮して、金融負債に関する未実現利益の計上のような懸念事項があることを認めている（IASB [2008c], Section 3, part B）。特に事業用資産ののれん価値部分や自己創設のれんにおける減価を原因とする自己信用リスクの悪化において、資産側の価値減少は認識されないのに対して、自己信用リスクの悪化に起因する未実現評価益のみを認識することは、純利益に対するノイズになると批判されている。これに対して IASB [2008c] では、公正価値測定に賛成する立場で金融負債の公正価値を報告することが一義的目的とされており、未実現評価益を計上する問題については将来の検討事項として結論を見送った。

Ⅲ 全面公正価値会計の頓挫と公正価値オプションの導入

1. 全面公正価値会計の頓挫

IASC [1997a] の提案は、各国の会計慣行および法的な制約などを考慮していなかったため、批評的な意見が数多く寄せられ³²、特に金融負債について公正価値評価を認める上でなお検討すべき点多かったため、全面公正価値評価モデルを採用することが困難であった。つまり、短期間で全面公正価値アプローチの内容に基づいて会計基準を作成することは不可能であることが判明したのである。そこで、IASC は、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）によって要求されたコア・スタンダード（国際的に必要な中核となる会計基準）³³を完成させるため、暫定基準として 1998 年 12 月

³² IASC [1997a] の提案に対して、コメントレター応答者 148 のうち 113 (約 76%) が反対を表明した。

³³ 海外市場で資金調達する際に求められる財務諸表の会計基準の選択肢の 1 つに IAS を採用するため IASC および IOSCO (1986 年結成) は、1995 年 7 月に IAS コアスタンダード作成プロ

に IAS No.39『金融商品：認識と測定』を公表した。

IAS No.39 では、経営者の意図にしたがって金融資産を、①損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産(デリバティブ資産、売買目的有価証券)、②満期保有投資、③貸付金および債権、④売却可能金融資産の 4 つに分類し、①および④については、公正価値評価を求め、②および③については償却原価による評価を認めた (IASC [1998], paras.45-46)。また、金融負債の評価は、負債の種類に応じて公正価値または償却原価で測定することになっていた。売買目的の負債やデリバティブ負債は、公正価値で評価し、その差額を損益計算書に計上金融負債に含まれ、公正価値で評価し、それ以外の負債は原則として償却原価で測定する (IASC [1998], para.47)。こうした基準は、米国の SFAS No.115 と類似しており³⁴、金融資産と金融負債を保有する際の経営者の意図に基づく混合属性会計モデルが依然として採用され続けた。

IAS No.39 の制定にあたり、全面公正価値評価モデルの検討を一層推奨した JWG [2000] については、批判的なコメントが相次ぎ、解決すべき課題が多いことを理由とした反対意見が大半であった。銀行業界は、全面公正価値会計はトレーディング活動とバンキング活動の違いによるリスクを区別せず、また両方の収益稼得過程の違いも忠実に表現できず、多くの主観的な判断を必要とするので、混合属性会計と比較して、目的適合性と信頼性が十分に確保できないと指摘した (ECB [2004], p.70)。

さらに、全面公正価値の提案から惹起された金融負債の公正価値における自己の信用リスクを反映することに対して反対の意見が出された。代表的なものは、自己の信用リスクの変動は、少なくとも部分的には、現行の会計基準の下では認識されない自己創設のれんの変動を反映するという指摘からも明らかであるように、未認識のれんの潜在的な相殺となる変動を報告しない一方で、自己の信用リスクの変化が企業の金融負債に及ぼす影響を報告することは根本的に矛盾している、というものや、デフォルトの可能性を反映する企業自己の信用リスクを考慮に入れた測定なので、ゴーイング・コンサーンの一般的前提に反している、というものであった (JWG [2000], Appendix. paras.A.6 and A.1.7)。そのため、JWG [2000] の提案は、その後 IASB でも主要な国のいずれにおいても基準化されていない。

以上のように、混合属性会計が抱える問題点を解決するために、IASC [1997a] および

グラムに同意し、IASC は IAS に準拠した財務諸表の作成に必要な会計基準の包括的な体系、すなわちコアスタンダードの作成に着手した。IASC によるコアスタンダードは、2000 年 4 月公表の IAS No.40 を最後に完成し、IOSCO は 2000 年 5 月のシドニー総会において「多国籍の証券募集およびクロスボーダー上場を容易にするための IAS 使用に関する決議」を公表して、コアスタンダードとして承認するに至った。

³⁴ SFAS No.115 では、有価証券を保有目的別に、売買目的有価証券、満期保有目的債券、売却可能有価証券の 3 つに分類し、このうち売買目的有価証券および売却可能有価証券は公正価値により評価される。また、売買目的有価証券の評価差額は当期損益として計上する一方、売却可能有価証券の評価差額は、同差額を貸借対照表の持分の変動として計上する取扱いとされた。他方、金融負債については、額面金額にて評価される。

JWG [2000] は全面公正価値会計を提案した。こうした過激な改革に対して、世界から反発があったのは、公正価値評価するということは、当初認識以後において、金融負債の評価に金利リスクの変化のみならず債務企業の信用リスクの変化を反映することを意味したこと、に主因がある（徳賀 [2011], 135 頁）。このように IASC は短期間での基準化を断念し、金融商品会計の複雑性低減プロジェクトを通じて、中長期的な視点からあるべき全面公正価値会計の開発作業を続けるための体制整備を図っていった。2001 年 7 月に IASC から改組された IASB は、混合属性会計を前提に IAS No.39 を改善するプロジェクトを開始した。

こうしたプロジェクトの成果としての IASB [2008c] では、示された長期的解決策である「公正価値および純損益」とする単一測定属性モデルの採用は、IASC [1997a] および JWG [2000] を通じてかねてから IASB が提案してきた内容であり、FASB も基本的に同じ考え方であった。しかしながら、長期的解決策に対する批判の声は根強く、IASB [2008c] でも、公正価値に対する懸念事項として、公正価値の変動を純損益に計上する際の目的適合性の解釈、純損益に対する未実現損益の反映の是非などがあることを認めている（IASB [2008c], para.3.40）。したがって、IASB [2008c] は、公正価値による単一測定属性モデルを長期的解決策としつつ、そこに至るには解決すべき課題が多いため、当面は現行の公正価値および償却原価による混合属性モデルを前提として、中間アプローチによる複雑性低減を提案している。

2. 公正価値オプションの導入

上述したように、IASB においても FASB においても、公正価値が最も目的適合的な測定値であるとされていたが、すべての金融商品に対して公正価値測定を要求するためには多くの作業が残されていた。それゆえ、IASB も FASB も自発的に公正価値の範囲を広げようとする企業に対して、公正価値オプションという選択肢を与えることにより、徐々に理想に近づけようとしてきた。

(1) 国際会計基準における公正価値オプション

IASB は 2003 年 12 月に IAS No.39『金融商品：認識と測定』（IAS No. 39 revised 2003）を公表した。当該会計基準は、IASC が 1998 年 12 月に公表し、2000 年 10 月に一部改訂を行った IAS No.39（revised 2000）を改訂したものであるが、従来のものとは異なり、当初認識時にあらゆる金融資産または金融負債を公正価値測定し、その変動額を損益として認識することを企業に容認する全部公正価値オプションを導入した（IASB [2003b], para.9）。

こうした全部公正価値オプションは、一見すると混合属性会計の問題から生じる解決策として捉えられるが、その一方で多くの懸念を惹起している。例えば、公正価値が客観的に立証可能ではない金融資産・金融負債（活発な市場が存在しない場合）について、公正価値

オプションが適用されると、これらの金融資産・金融負債の評価が主観的になり、企業の利益操作に使われる余地があることが懸念される。これについて、Benston [2003] は、市場価格によらない公正価値の推定は、利益操作の温床になると警告を発した。また BIS [2002] でも、全部公正価値オプションは、負債に公正価値オプションを適用すると、自己の信用リスクの悪化による評価利益が容認される、という問題を指摘した。さらに、銀行監督・規制機関は、全部公正価値オプションが不適切な形で使用されるかもしれないと懸念していた (IASB [2004d], para.BC9)。

このような指摘および懸念に対処するため、IASB は 2005 年 6 月に一定の条件を満たす場合に限って公正価値オプションを容認する改訂版 (revised 2005) を公表した。IAS No.39 (revised 2005) は、下記の 3 つの条件のいずれかに該当する場合に限り、公正価値オプションを容認する (IASB [2005], para.9,11A,12)。

- ① 「会計上のミスマッチ」を除去するか、または大幅に低減する場合。
- ② 金融資産、金融負債、または両方のグループが文書化されたリスク管理または投資方針に準拠して管理され、その業績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ③ 組込デリバティブを含む複合金融商品の場合。

また、IAS No.39 (revised 2005) は、公正価値オプションの適用範囲に金融負債を含めるので、自己信用リスクの変動に起因する損益として認識されることに変わりがない。

このように、IASB は、改訂作業を進める際に、当初は全部公正価値オプションによって混合属性会計から生じる問題の解決を図ろうとした。しかしながら、全部公正価値オプションは、多くの問題を惹起する可能性があったので、銀行監督・規制機関を中心として反対意見が出された。結果として IASB は、公正価値オプションの使用を制限する IAS No.39 (revised 2005) を公表した。

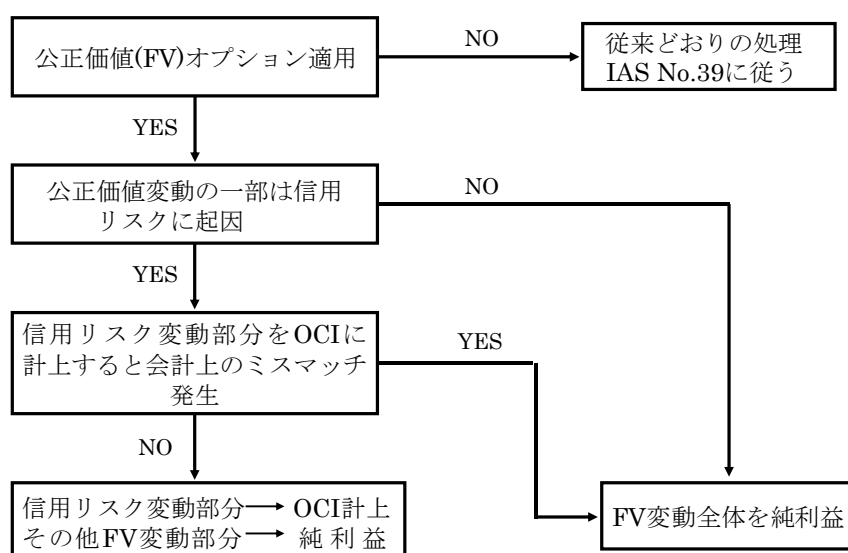
2008 年の金融危機以後、金融危機への対応の一環として 2009 年 4 月に開催された G20 金融サミットでは、会計設定主体が、2009 年までに金融商品の会計基準に関する複雑性を低減することを含む措置を採るべきであるとされた。これを受けて、IASB では同月の会議において IAS No.39 の改訂プロジェクトの見直しをすることになり、2009 年 6 月の会議において、プロジェクトを、①金融商品の分類と測定、②金融資産の減損、③ヘッジ会計の 3 つの段階 (フェーズに分け、IAS No.39 を IFRS No.9 に置き換えるプロジェクトを進めることとされた (IASB [2010b], IN.6)。この結果、2009 年 11 月に金融資産の分類及び測定について IFRS No.9 が、2010 年 10 月に金融負債の分類と測定に関する定めを追加したものが公表されたほか、2013 年 11 月にヘッジ会計に関する規定も IFRS No.9 の中に組み入れられ、2014 年 7 月に IFRS No.9『金融商品』として最終公表された。

IFRS No.9 において、IASB は大半の金融負債については償却原価測定を維持することを決定した。また、測定または認識の不整合 (会計上のミスマッチ) を除去するまたは大幅に

低減する場合などの要件を満たした場合には、企業の選択で公正価値測定を認めるという公正価値オプションが規定されている（IASB [2010b], para.4.2.2）。

IAS No.39 においては公正価値変動をすべて純損益で表示するものとされていたが、IFRS No.9 ではローン・コミットメントおよび金融保証契約以外の金融負債に公正価値オプションを適用した場合には、図表 4-1 のように公正価値全体の変動のうち、自己信用リスクの変動に起因する部分については、それにより会計上のミスマッチが生じる、または増幅される場合を除いて、純利益ではなく OCI に表示し、純損益にリサイクリングせず、その他の公正価値の変動分は純損益に表示することとされた（IASB [2010b], paras.5.7.7, 5.7.8, 5.7.9）。

図表4-1 IFRS No.9における金融負債の公正価値測定



出所：金子・竹埜・山本 [2012], 134頁をもとに筆者作成

(2) 米国会計基準における公正価値オプション

2007 年 2 月、FASB は SFAS No.159『金融資産および金融負債に対する公正価値オプション』を公表した。これは、2007 年 11 月 15 日以降に開始する事業年度から適用され、財務諸表作成者の選択した金融資産および金融負債の一部について、公正価値で評価する公正価値オプションを適用できるようになった。

SFAS No.159 は、企業が公正価値に基づく測定を義務づけられていない多くの金融商品に、公正価値を選択することを認めるものであるとしており、その目的は複雑なヘッジ会計

規定を適用することなしに、関連資産および負債に異なる測定属性を用いることから生じる報告利益のボラティリティを緩和することによって、財務報告を改善することであるとされた。さらに SFAS No.159 の公表は、IAS No.39 において公正価値オプションを導入した IASB との一層の収斂することも目的とされていた (FASB [2007], para.A3)。

具体的に、SFAS No.159 は、ある特定の選択日³⁵に、適格な項目について当初測定およびその後の測定において公正価値で測定し、その変動額を損益として認識することを、企業が選択できるような公正価値オプションを導入した (FASB [2007], para.3)。そのうち、公正価値オプションを採用した金融負債については、自己信用リスクの変動部分も含め全体の評価差額が当期純損益に計上されることとされた。

以上のように、IASB と FASB はともに、公正価値が最も目的適合的な測定値であると考えられるものの、すべての金融商品に対して公正価値測定を要求するためには多くの作業が残されているとしていた。それゆえ、両基準設定機関は、公正価値オプションを、現行の混合属性モデルによる問題を緩和し、金融商品に関する公正価値測定の利用を拡大することができる「折衷方法」と位置付けたのである。しかしながら、公正価値オプションの制度化の過程では、自己の信用リスクの変動に起因する金融負債の変動額に関して、IASB の IFRS No.9 と FASB の SFAS No.159 では、異なる会計処理が採用された。すなわち前者は OCI に計上することを求めたのに対して、後者は純利益に計上することを求めたのである。

IV 2つの会計処理方式とその収斂

自己信用リスクの変動から生じる評価損益に関する問題点として挙げられるのは、直観に反する「負債のパラドックス」の存在である。この負債のパラドックスについて、会計基準設定機関が、利得は企業の財政状態の悪化ではなく、改善によりもたらされるべきであるから、信用リスクの上昇による評価益の報告は、財務諸表の利用者に誤解を与え、悪化する状況を覆い隠す可能性がある、という懸念を表明してきた経緯がある (IASB [1997a], para.6.8; IASB [2009], para.48)。したがって、自己信用リスクの変動に対する会計処理を検討する際に、適切な判断を誤らせる可能性を効果的に低減できるか否かは、重要な視点となる。

1. 会計処理方式とその効果

「負債のパラドックス」の問題が顕在化したのは、世界金融危機の影響を受けた 2008-

³⁵ 公正価値オプション選択日において、企業が個別の金融商品毎にその選択日に公正価値測定を選択するか否かを決定してもよいし、あるいは既存の方針に従って公正価値オプション会計を選択してもよいとされていた (FASB [2007], para.9)。

2009 年度の決算で、公正価値オプションを採用する米国の大手金融機関が巨額の負債評価益を計上した時である。具体例として SFAS No.159 を適用している Goldman Sachs は、2008 年第 3 四半期において 8.45 億ドルの経常収益を計上したが、負債の公正価値の変動による利益は 38 億ドルであり、仮にこの利益がなければ Goldman Sachs は、30 億ドルの損失となっていた。同様に、JP Morgan は同四半期に 5,400 万ドルの損失を計上したが、もし自己の信用リスクの悪化による負債の評価益がなかったとすれば、約 131 億ドルの損失を報告することとなっていたのである (Chung et al. [2012], p.1)。

また、Citigroup など米国大手金融会社 3 社が 2009 年の第 1 四半期に計上した負債評価益は 53 億ドルで 3 社の純利益の 67%に達していたと報じられた (日本経済新聞 2009 年 4 月 23 日)。特に金額が大きかったのが Citigroup (27 億ドル) と Bank of America (22 億ドル) であり、この負債の評価益がなかったとすれば Citigroup は 11 億ドルの最終赤字になり、Bank of America も利益が半減していた。これだけをみれば、これらの金融機関が SFAS No.159 による公正価値オプションを採用した理由は、経営状況の悪化を少しでもよくみせるように、負債の評価益を計上するためであったと考えられる。それゆえ、自己の信用リスクの変化に起因する変動額を純利益に含める処理は、企業が貸借対照表を粉飾し、利益を操作するための新しい扉を開くものであると指摘されたのである。このような状況を踏まえて、FASB は 2012 年 6 月に負債信用リスクの変動に起因する損益を純損益に計上せず、OCI に計上することを提案した (Whitehouse [2012])。

以上のように金融危機のもとでは、自己信用リスクの変動による評価益を純利益として計上する処理の欠点が露見したが、金融危機はあくまでも極端な経済状態であり、こうした状況が常に存在するわけではない。よって、正常な経済環境のもとでこの会計処理は、投資家に対してどんな影響を与えるかを、検討する必要がある。

SFAS No.159 の公正価値オプションを適用した米国金融機関を対象にして、純利益情報と株価との関連性について実証研究を行った Chung et al. [2017] は、資産・負債の評価益を含む四半期ごとの純利益情報の価値関連性 (value relevance) は SFAS No.159 の公表前よりも公表後の方が高まったが³⁶、他方で、負債の公正価値評価益に対しては市場が「過度の反応」(overreaction)を示していることを明らかにした。すなわち、投資家は負債の評価益を「過剰に高く」評価しているのであり、その傾向は機関投資家の株式保有割合が低い企業で顕著であった。これらの研究は、当期純利益に負債評価損益を計上することで、財務情報利用者がパラドックスによってミスリードされる可能性があることを示している。

前述のように、世界金融危機以降、SFAS No.159 の会計処理によって自社の負債の価値が下がった場合、その企業が利益を計上することができるという特徴について批判が高まった。自己の信用リスクの変化に起因する変動額を純利益に含める処理は、企業が貸借対照

³⁶ SFAS No.159 以前のデータを用いて信用リスクの変化による金融負債の公正価値変動と株価リターンとの関係を検証した実証研究としては Barth et al. [2008] などがある。

表を粉飾し、利益を操作するための新しい扉を開くものであると指摘されたのである。これに対して、IFRS No.9 は、公正価値オプションを適用し、公正価値により測定した負債の公正価値の変動のうち、自己信用リスクの変動による部分について、純利益ではなく、OCI に計上することを要求するようになった。では、OCI への計上は財務諸表利用者の判断にどのような影響を及ぼすのであろうか。

自己信用リスクの変化に起因する変動額を OCI に計上させる方法に対する財務諸表利用者の判断に関する研究としては、Lachmann et al. [2015] の実験研究を挙げることができる。Lachmann et al. [2015] は、ドイツの経済監査士（公認会計士）を被験者として、IFRS No.9 に従って計上される負債評価損益と企業の信用リスクの変化との関係を被験者が適切に判断できるか否かを検証した。その結果、OCI に計上されている場合は純利益に計上されている場合に比べて、被験者は信用リスクの変化に関する追加情報を取得しようとする可能性が高いことが明らかになった。すなわち、純利益に含まれる場合より、OCI に計上されている場合の方が、なぜその評価益が生じたのかを投資家は把握しようとする傾向が高まり、ミスリードされる可能性が低減するのである。

一般に、投資家は利益よりも損失に対して過敏に反応する。ところが、負債の公正価値評価の場合は、信用状態の悪化というバッド・ニュースが評価益となって現れるため、それが純利益にまぎれ込む場合は特に、純利益や包括利益といった様々な情報の相対的な重み付け（weighting）を投資家は誤ってしまう可能性が高くなると Lachmann et al. [2015] は指摘している。この点は、前述の Chung et al. [2017] の研究結果と整合的である。

2. 会計処理方式の部分的統一

FASB は、2016 年 1 月に ASU 2016-01『金融商品—全般：金融資産及び金融負債の認識と測定』を公表した。前述のように 2008 年の金融危機以前から、FASB と IASB は、両者の会計基準の主要な差異を解消するための覚書(Memorandum of Understanding)を締結し、共同で金融商品会計の複雑性低減プロジェクトを開始した。上記の会計基準更新書は、この共同プロジェクトによる FASB の成果の 1 つであり、公正価値オプションを選択した金融負債の公正価値の変動の認識を、大幅に変更するものである。

SFAS No.159 では、公正価値オプションを選択した金融負債の公正価値の変動のすべてが純損益に計上されていた。これは、自己信用リスクの悪化による金融負債の公正価値評価差額を利益として計上することになるため、直観に反する会計処理として批判されていた。そこで ASU 2016-01 では、金融負債の公正価値変動を、自己信用リスクに起因する部分とそれ以外の要因（例えば、金利リスクおよび市場流動性リスク）に起因する部分に区分し、前者は OCI に計上することを要求することにした（FASB [2016], p.95）。ただし、ASU 2016-01 では IFRS No. 9 とは異なり、自己信用リスクの変動に起因する金額が実現した場合（例えば、対象金融負債の期限前返済や途中譲渡時）には純利益にリサイクリングされる

(FASB [2016], p.96)。

V おわりに

本章では、公正価値測定を適用した金融負債における自己信用リスクの変化に起因する金額の計上を研究対象として、FASB と IASB が採用する会計処理を検討材料に、それぞれの方法の形成過程を明らかにした。また、財務諸表利用者の判断に照らして、「負債のパラドックス」による誤解を低減する効果という観点から、それらの会計処理方法を比較した。

混合属性会計による問題点を解決するために、IASC [1997a]、JWG [2000]、FASB [1999b]、そして IASB [2008c] は、強弱の差があるものの、いずれも金融商品に関しては、原則として全面公正価値会計の測定を提案した。IASC [1997a]、JWG [2000]、FASB [1999b] は、金融資産または金融負債を公正価値で測定すべきであり、自己信用リスクの変化に起因する金融負債の価値変動を含む評価差額を当期の損益として認識すると提案したが、財務諸表の作成者を中心に反対が表明された。そこで、IASB と FASB は、自発的に公正価値の範囲を広げようとする企業に対して、公正価値オプションという選択肢を与えることとした。当初、IASB は、経営者に公正価値の選択適用を認める全部公正価値オプションを提案したが、銀行監督・規制機関からの強い反対により、公正価値オプションの適用を制限した。その後、IASB と FASB は、金融商品の全部公正価値会計を長期的な目標として審議したが、現在の IFRS No.9 は SFAS No.159 と同様に混合属性モデルを採用し、IASB [2008c] が提案する中間アプローチを採用した形になっている。

こうした公正価値オプションの制度化の過程において、自己信用リスクの変化に起因する金融負債の変動額に関して、IASB の IFRS No.9 と FASB の SFAS No.159 では、異なる会計処理が採用された。すなわち、前者は OCI に計上することを求めるのに対して、後者は純利益に計上することを求めたのである。

次に、財務諸表利用者の判断の視点から上記の 2 つの会計処理を考察した。その結果、「負債のパラドックス」の影響で財務情報の利用者は評価損益の発生と信用リスクの関係を適正に判断できない可能性が高いこと、および、自己信用リスクの変動に起因する金額を純利益に計上させる場合にはミスリードされる可能性があることが明らかになった。さらに、純利益に計上する場合よりも OCI に計上する場合の方が、財務情報利用者がミスリードされる可能性が低減されることも明らかになった。

その後、FASB は、2016 年の会計基準更新書において、自己信用リスクの変化に起因する金融負債の変動額については OCI に計上することを求めるようになった。こうして、IASB と FASB は、自己信用リスクの変化に起因する金融負債の変動額の会計処理に関して部分的に一致することになったのである。しかし、依然として残されている差異もある。す

なわち OCI に計上された部分をリサイクリングするか否かということである。そのどちらが望ましいのは、第 5 章で考察を進めることとしたい。

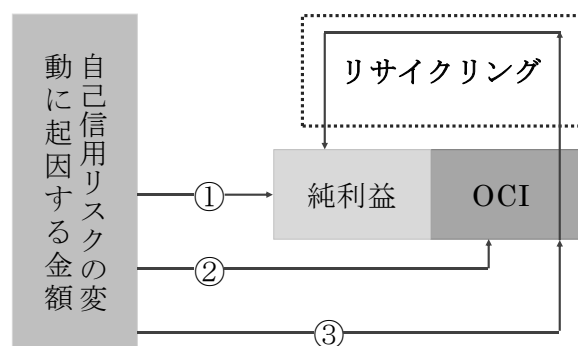
第5章 OCIに計上された金額のリサイクリングの要否

I はじめに

第4章で述べたように、自己信用リスクの変動に起因する金融負債の変動額は、IAS No.39とSFAS No.159においては、いずれも図表5-1における①の矢印のように、純利益で計上すると規定されていた。しかし、このように金融負債の公正価値評価差額を純利益に計上する会計処理は、財務諸表の利用者に誤解を与える可能性があるとして、各方面から強い懸念が表明されてきた。EUが当初、こうした「負債のパラドックス」の影響を考慮してIAS No.39をカーブ・アウトしたことは前述のとおりである。

このような状況を踏まえて、IASBが公表したIFRS No.9においては、図表5-1の②のように自己信用リスクの変動に起因する変動額を、会計上のミスマッチが生じる、または増幅される場合を除いて、OCIに表示するとともに、純利益にはリサイクリングしないこととされた。

図表5-1 自己信用リスクの変動の会計処理



出所：筆者作成

また、FASBも自己信用リスクが悪化したときの負債評価益を純利益に計上するのは、会計情報の意思決定有用性を低下させるという財務諸表利用者からのフィードバックを受けて（FASB [2016], p.3）、2016年1月にASU 2016-01『金融商品-全般的事項：金融資産金融負債の認識および測定』を公表した。そこでは、図表5-1の③のように自己信用リスクの変動に起因する変動額については、IFRS No.9と同様にOCIに計上することを要求するが、実現した場合には純利益にリサイクリングするとされた。

以上のように、自己信用リスクの変動に起因する金融負債の変動額に関して、IASBの会

計基準と FASB の会計基準はともに、当初は純利益に計上することを求めていたが、現在では、いずれも OCI に計上することとされている。この点について、前章での検討の結果、純利益に計上する場合よりも OCI に計上する場合の方が、財務情報利用者がミスリードされる可能性が低減されることが明らかになった。それゆえ、OCI への計上を求める IASB と FASB の会計基準は妥当であるといえる。だとすれば、両者の間における現時点で特に問題となる差異は、OCI に計上された部分をリサイクリングするか否かである。

そこで本章では、OCI に計上された自己の信用リスクの変動に起因する金融負債の変動額をリサイクリングすべきか否かについて、FASB と IASB が、異なる方法を採用している根拠を明らかにしたうえで、より妥当な会計処理を理論的に検討することを目的としている。

Ⅱ 包括利益概念の導入とリサイクリング

1. FASB における包括利益の制度化

包括利益は資産負債アプローチに基づいた利益概念であるが、資産負債アプローチを利益計算モデルとして体系的に提示したのは、FASB の 1976 年討議資料である。そこで、まず FASB における包括利益の導入を巡る経緯を見てみる。

FASB は、1976 年討議資料の公表時点から包括利益への接近を目指していたが、その後利益概念は変質を余儀なくされ、資産負債アプローチに基づく包括利益と、収益費用アプローチに基づく純利益と類似している稼得利益というまったく異質の利益概念の共存状態が生じた（津守 [2002], 154 頁）。しかし包括利益概念は、すぐには現実の会計基準に適用されなかった。

包括利益の概念は、FASB における概念フレームワークプロジェクトにおいて、営利企業の利益概念の 1 つとして、1980 年 12 月に公表された SFAC No.3『営利企業の財務諸表の構成要素における認識と測定』で初めて導入された。その後 1985 年に SFAC No.3 は、SFAC No.6『財務諸表の構成要素』に差し替えられたが、包括利益の定義は変わっていなかった。そこでは包括利益は、出資者以外の源泉からの取引、その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動と定義されている（FASB [1985], para.70; 訳 320 頁）。すなわち、包括利益は、株主との取引以外の取引から生じる営利企業のすべての持分の変動をいう。したがって、実現利益以外に未実現利益も包括利益として認識される。こうした持分の変動が資産と負債の差額として定義されていることから、包括利益は収益および費用といった要素から定義されているのではなく、「資産」→「負債」→「持分」→「持分の変動=包括利益」という順序に照らして決定される利益であり、資産負債アプローチを具体化した利益概念であるといえる（津守 [2002], 152 頁）。

また、1984年に公表された SFAC No.5『営利企業の財務諸表における認識と測定』は、十分かつ相互に連繋し合っている一組の財務諸表で稼得利益³⁷（純利益）と包括利益の双方が業績として提示されるべきと要求している（FASB [1984], para.13; 訳 217-218 頁）。稼得利益（純利益）と包括利益の関係を簡単に図示すると下掲の図表 5-2 のようになる（FASB [1984], para.44; 訳 232 頁）。

図表5-2 稼得利益と包括利益の関係

収	益
－ 費	用
＋ 利	益
－ 損	失
稼 得 利 益	
± 累積的会計調整	
純 利 益	----- (実 現)
＋ その他の包括利益	----- (実現可能)
包 括 利 益	

出所：（FASB [1984], para.44; 平松・広瀬訳 [2010], p.228頁）より筆者作成

しかし、概念書自体は会計基準ではないので、当時の実務には影響を及ぼされなかった。包括利益が会計基準レベルで問題になった契機は、SFAS No.115 の売却可能有価証券の評価差額が、損益計算書を経由せず貸借対照表の株主持分の部に直接計上されるようになったことである。FASB は、かかる資本直入項目を財務業績報告書において包括利益の内訳項目として示した上で、貸借対照表の株主持分に記載すべきとする要望を受けて、1997 年 6 月に SFAS No.130『包括利益の報告』(Reporting Comprehensive Income: FASB [1997b]) を公表した。

純利益のみを業績とする伝統的な見方に対して一石を投じた SFAS No.130 では、稼得利益概念を純利益概念に置き換え、純利益に含まれない評価差額などをその他の包括利益 (OCI) 項目とすることにより、包括利益は、純利益と OCI として求められることになったのである。その後の ASU 2011-05『Topic220 包括利益: 包括利益の表示』(Comprehensive

³⁷ SFAC No.5 によれば、稼得利益は、当期に認識されている前期までの一定の会計的修正の累積的效果を含まない。現行の純利益には含まれているが稼得利益からは排除されている主要な例は会計原則の変更に伴う累積的效果である…（中略）…稼得利益は、一期間の業績の 1 つの尺度であって、可能な限りにおいて、その期間とは無関係な諸項目－主として他の期間に属する項目－を排除する (FASB [1985], para.34; 訳 226 頁)。

Income (Topic 220), Deferral of the Effective Date for Amendments to the Presentation of Reclassifications of Items Out of Accumulated Other Comprehensive Income in Accounting Standards Update: FASB [2011])においても、包括利益の表示は SFAS No.130 と基本的に変わらないと考えられる。

このことによって、包括利益概念を受け皿として未実現利益の弾力的処理が可能となったのである（村瀬 [2005], 30 頁; 志賀 [2011b], 137 頁）。そして SFAS No.130 では包括利益の報告書の方式を、以下のように損益計算書方式と持分変動書方式とに二分し、さらに損益計算書方式については 1 計算書方式と 2 計算書方式に分類している（FASB [1997b], paras.22-23）。

- ① 全ての包括利益の構成項目、すなわち、純損益および OCI を単一の包括利益計算書に表示する形式（1 計算書方式）
- ② 純損益の内訳は、損益計算書において表示し、OCI の内訳と包括利益合計は、純損益により開始包括利益計算書に表示する形式（2 計算書方式）
- ③ 純損益の内訳は、損益計算書において表示し、OCI の内訳と包括利益合計は、持分変動計算書示する形式（持分変動計算書方式）

以上から、損益計算書方式によって包括利益を報告する場合、包括利益を企業の業績として取り扱うことになるが、持分変動書方式を採用する場合、業績を表示するものは損益計算書のみとなる。また、1 計算書方式では 1 つの報告書の中で当期純損益が包括利益の内訳項目として表示されることから、それは包括利益を企業の業績を示す指標として重視している方式であると考えられるのに対して、2 計算書方式と持分変動書方式を用いた場合は損益計算書の末尾が純利益となるため、純利益を重視しているといえる（河合[2010], 137 頁）。一方、持分変動書方式は、むしろ実務的な配慮に基づくものであり（FASB [1997b], para.67）、アメリカ会計基準により財務諸表を作成する企業の大多数は、これまで持分変動書方式を採用してきた（川西 [2011], 47 頁）。

これより SFAS No.130 における 1 計算書方式に基づく財務諸表の体系を理念型とすれば、持分変動書方式を代替型ないし現行実務型として位置付けることができ、2 計算書方式に基づく財務諸表の体系は、両者の中間型と称することができるであろう。

このようにアメリカ基準では、純利益と包括利益を併存させるために、OCI 項目は、実現したときに純利益に組み替えられる。例えば、売却可能有価証券が売却された際に、それまでの保有損益は売却損益の一部として当期純利益に算入される。図表 5-3 のように実現された保有損益を OCI 累積額から控除するとともに、その控除額を OCI から純利益に組み替える。

図表 5-3 損益および包括利益計算書

	売上高	50
	▶ 有価証券売却益	6
	総費用	20
	当期純利益	<u>36</u>
組替調整	その他の包括利益:	
	有価証券評価差額	3
	(当期発生額)	(9)
	(組替調整額)	<u>(△6)</u>
	その他の包括利益合計	<u>3</u>
	包括利益	<u><u>39</u></u>

出所：1 計算書方式より筆者作成

SFAS No.130 は、当期の純利益の一部として表示される包括利益項目のうち、当期または過年度においても OCI の一部としてすでに表示された項目の二重計上を回避するために調整しなければならないとし、OCI から純損益への組替調整を義務付けている（FASB [1997b], para.18）。こうした未実現の利益である OCI が実現した場合は OCI から純利益に組み替える会計処理はリサイクリング（recycling）と呼ばれている。

リサイクリングというものは、包括利益という新しい利益を導入しながらも、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供するためには引き続き従来と同様に純利益に関する情報を提供することが必要なことから、求められる処理として位置付けられる（小野 [2003], 144 頁）。貸借対照表指向と損益計算書指向の両方のニーズを満たすことができる点で、リサイクリングは画期的である。純利益項目と OCI 項目の区分は、実現（未実現）・実現可能性といったタイミングによるものであり、FASB においてはリサイクリングを要求されない OCI 項目は基本的に存在していない（山下 [2015], 89 頁）。リサイクリングを強制している点を踏まえると、FASB は包括利益より当期純利益を重視しているといえるだろう。

2. IASB における包括利益の制度化

包括利益の表示に関して、イギリスでは 1992 年に財務報告基準書 (Financial Reporting Statement: FRS) 第 3 号『財務業績の報告』(Reporting Financial Performance: FRS No.3) が、前述のように米国では 1997 年に SFAS No.130『包括利益の報告』が、さらには IASB の前身である IASC では 1997 年に IAS No.1『財務諸表の表示』(Presentation of Financial Statements) が、それぞれ公表されたことによって、包括利益の表示が制度化された。しかしながら、国際的に比較可能な業績報告という点からすると、多様な実務の存在は看過しえないのであって、業績報告に関して世界的なレベルで調和化が図られる必要があると考

えられた。そこで、各国基準間の違いを解消し、財務諸表の国際的な比較可能性を高めるためにオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、イギリス、およびアメリカの会計基準設定機関のメンバーに、オブザーバーとして IASC の代表者が加わって、G4+1 という組織を結成した。

G4+1 は、1998 年に『財務業績の報告：現状と展望』（Reporting Financial Performance, Current Developments and Future Directions: G4+1 [1998]）を公表し、その成果を踏まえて、1999 年にポジションペーパー『財務業績の報告：変更の提案』（Reporting Financial performance, Proposals for Change: G4+1 [1999]）を公表した。G4+1 [1998]では、図表 5-4 のように、利益に関する考え方を、包括利益と純利益のどちらも重視する利益の「二元観」と、包括利益のみを報告する利益の「一元観」に分類している（G4+1 [1998], para.5.2, 5.6）。「二元観」とは、異なる認識基準に基づいて財務業績の複数の写像を伝達する考え方で、これに対して「一元観」とは単一の認識基準に基づいて財務業績の一面的な写像を伝達する思考を指す（G4+1 [1998], footnote.23）。

図表 5-4 G4+1 [1998] によって検討されたアプローチの特徴

アプローチ	一般的特徴			
	業績の観点が一元 的または二元的か	「稼得・実現・対応利 益」測定値の報告	利用される報 告様式の種類	使用される主 要な区分の数
A	二元観	する	多欄式	2
B	二元観	する	調整式	2
C	一元観	しない	伝統的	2
D	一元観	しない	伝統的	3

出所：（G4+1 [1998], p32, figure1）より筆者作成

報告形式については、「二元観」を多欄式と調整式に分類している。多欄式（アプローチ A）は、歴史原価に基づく損益計算書に加えて評価修正を表示する 2 欄式の形式を採用するものである（G4+1 [1998], para.5.13）。調整式（アプローチ B）は、SFAC No.130 のように財務業績を、稼得・実現・対応利益区分（純利益区分）とその他の財務業績区分（OCI 区分）に分け、損益計算書に未実現利益を加減し、未実現利益を実現時点でリサイクリング調整をする様式である（G4+1 [1998], para.5.8-5.16）。

これに対して、「一元観」は、2 区分（アプローチ C）と 3 区分（アプローチ D）の報告形式に分かれる。前者では、操業活動および財務活動の成果とその他の活動の成果とを 2 区分に表示する。後者は、営業活動、財務活動、およびその他の活動からの損益の 3 区分を設ける方法である（G4+1 [1998], para.5.31-5.45）。このような「一元観」のもとでは、実現や対応は重要視されない。稼得・実現・対応利益情報は財務諸表の脚注や財務報告の場所で報告すればよいとされる。また、「一元観」はすべて財務業績の項目をその発生期間に一回

限りしか報告しないので、リサイクリングと相容れない考え方である（G4+1 [1998], para.5.20- 5.23）。

G4+1 [1998] では、どの方式を採用するかで意見が分かれたため、全員一致の結論を得ることはできなかったが、大多数の委員から支持を得ることのできたものはアプローチ D であった（G4+1 [1998], para.5.45）。そこで、G4+1 は、アプローチ D の報告形式を基礎にして、残された問題について検討を続け、その成果として G4+1 [1999] を公表した。

G4+1 [1999] では財務業績の構成要素を 3 区分とし、区分間のリサイクリングの禁止が提案された。言い換えれば、G4+1 は財務業績の構成要素の特徴という区分を実現・未実現という区分に優先させるためにリサイクルを行わないと主張している。なぜなら、実現利得と未実現利得はともに、同じ経済事象を反映するものであり、実現とは単にその利得の裏付けがあることを示すに過ぎないからである。つまり、成果である純利益ではなく、結果的利得である包括利益を企業の最終業績を示す指標としようとしている。

以上のことから G4+1 [1999] では、もはや実現概念は表示上重要ではないとされ、稼得・実現・対応利益も表示面での重要性を低下せしめられているので、FASB の SFAS No.130 のように実現概念を重視し、すべての財務表務項目を最終的に純利益の一項目として報告するためのリサイクリングは棄却される。

上述のような状況の下において、IASC から 2001 年 9 月に改組して設置された IASB は、業務報告プロジェクトを開始した。IASB は当初、すでに業績報告制度化に経験を積んでいるイギリスの会計基準審議会（Accounting Standards Board: ASB）とパートナーを組んで、G4+1 [1999] を実質的に引き続く形で進めていたが、純利益の開示を廃止し（その結果、リサイクリングも禁止する）、包括利益をボトムラインとするという業績報告書提案に対する各方面からの強い反発に遭った。結局、最終基準には至らず、ASB との共同作業は打ち切られ、2004 年 4 月により FASB との共同プロジェクトとなり、改めて業績報告プロジェクトの審議が立ち上げられることが決定された。その後、共同プロジェクトは、業績報告書のみならず財務諸表全体に検討の対象を広げて「財務諸表の表示プロジェクト」と名称を変更し、財務諸表全体の表示の問題を取り扱うセグメント A と、純利益開示やリサイクリングの可否を検討するセグメント B とに区分して検討が進められることになった。

セグメント A において、2005 年 4 月の段階で両審議会は、包括利益計算書に関しては、1 計算書方式を要求し、ボトムラインの利益を包括利益として、純利益は包括利益算定の過程の小計として表示することで暫定的に合意していた。この暫定合意に対し、ボトムラインが純利益でなくなってしまうのは、財務諸表利用者の誤解を招くといった批判が相次ぎ、2005 年 11 月には、1 計算書方式と 2 計算書方式のいずれかによる包括利益の表示を決定した（川西 [2006], 153 頁）。この決定を踏まえて 2006 年 3 月に財務諸表の表示プロジェクトの成果物の 1 つとして、IASB から IAS No.1 の改訂公開草案が公表された。その後、

2007 年 9 月に最終基準が公表され、SFAS No.130 と実質的に同様の包括利益報告が定められることになった。これをもってセグメント A は完了した。

セグメント A では、IASB と FASB の相違点の解消に主眼が置かれていたのに対して、2006 年 3 月に開始されたセグメント B では、財務諸表の表示に関する見直しが行われた。セグメント B の当初の議論は、純利益を廃止して（2 計算書方式も削除）、包括利益を 1 計算書方式で表示しようという包括利益一元観が主張された。この取り組みの一環として IASB と FASB は、2008 年 10 月に検討資料「財務諸表の表示に関する予備的見解」と 2010 年 7 月に「財務諸表の表示に関するスタッフ・ドラフト」を公表したが、結局さしたる成果物を生み出せないまま、両審議会のリソースを他の優先度が高いとされる項目に集中することになった。その後、包括利益、純利益、および OCI については、IASB 単独で行う概念フレームワークのプロジェクトで検討の対象とされることとなった。

IASB は、FASB との財務諸表の表示プロジェクトを経て、基準の改訂を進めるというアプローチを取った。セグメント A の結果を受けて改訂した IAS No.1 (2007)において、包括利益、純利益、および OCI の定義づけが行われている。包括利益とは、所有者との取引による資本の変動以外の取引または事象による 1 期間における資本変動であり、純利益および OCI のすべての構成要素を含むとしている。純利益とは、収益から費用を差し引いた合計額であり、OCI とは、他の IFRS が要求または許容するところにより純損益に認識されない収益および費用（組替調整を含む）と定義付けている（IASB [2007],, para.7）。このように、IASB の包括利益および OCI の概念は、FASB のそれと異なるところはない。また、IAS No.1 (2007)において最も注目されるのは、包括利益をボトムラインとする包括利益計算書の開示が義務付けられた点であり、包括利益と純利益の差額である OCI については、リサイクリングが義務付けられた（IASB [2007], para.94）。

当該包括利益の表示に関して IASB は、2011 年 6 月には IAS No.1 を改訂し、①単一の「包括利益計算書」による 1 計算書方式と、②純利益の構成要素を示す従来の「損益計算書」と純利益から開始して OCI の内訳を表示する「包括利益計算書」から成る 2 計算書方式の選択適用を認めている（IASB [2011a], paras.10 and 10A）。また、OCI 項目のうちリサイクリング部分とノンリサイクリング部分とを区別して表示することとなった。そして、リサイクリングを行うか否かを、FASB の SFAS No.130 のように全体として決定するのではなく、会計基準毎に決定するとされており、この点は必ずしも一貫していない。

Ⅲ 利益の見方とリサイクリングの方式

以上のように、FASB と IASB のいずれの基準でも、当期純利益に OCI 項目を加算して包括利益を計算するとともに、貸借対照表に OCI 項目を、項目別に記載することが要求さ

れている。また、FASB と IASB のいずれにおいても、包括利益計算の過程でリサイクリングが行われる。しかしながら、OCI 項目のリサイクリングが行われる程度については、FASB と IASB との間に差異が現れている。例えば、金融負債の公正価値評価差額のうち自己信用リスクによる部分については、OCI リサイクリングと OCI ノンリサイクリングという 2 つの考え方がある。

一般に利益の諸問題を検討する際に、しばしば収益費用観と資産負債観という分析視角が用いられる。しかし、収益費用観が実務から帰納されたものであるのに対して、資産負債観が経済学から演繹された理論モデルを、実現可能性を制約条件として具体化したものである。両者は同一平面上で議論できるような対立の位置にないので、理念型としても実践的な会計モデルとしても比較は困難であると指摘されている（徳賀 [2011], 95 頁）。そこで徳賀 [2011] [2012] は、企業価値推定の観点から資産負債観よりも理念型として明確な「純資産価値モデル (book value of net assets model)」と、それと対置されうる理念型としての伝統的な「会計利益モデル (net income model)」を取り上げている。リサイクリングの方式を巡る考え方は、利益の見方と密接に関係しているので、以下では、徳賀 [2011] [2012] で提示されている 2 つの理念的な会計モデルを手掛かりに、リサイクリングの方式に関する議論を進めていきたい。

1. 伝統的「会計利益モデル」とリサイクリング

徳賀 [2012] は、利益を企業の経常的、正常的、中長期的な業績指標、成果指標または利益稼得能力の測定値として捉え、平準化された会計利益に基づいて将来キャッシュ・フローを推定し、自己創設のれん価値を含む企業の経済価値の推定を行う「会計利益モデル」を提示した。こうした会計利益モデルでは、平準化利益の算定のために、収益と費用の適切な対応が重視されている（徳賀 [2012], 149 頁）。また、草野 [2012] も、「フロー重視の会計」という視点から「会計利益モデル」を解釈した。当該モデルにおいては、純利益をボトムラインと捉え、OCI をある種の「貯蔵庫」と位置づけて、すべての損益取引の項目を最終的純利益として認識することになる（G4+1 [1999], para.4.6）。この意味で OCI は、あくまで純利益の立場から定義されるものであり、その純利益への推移的プロセスを一般的に示せば、①何らかの未確定事項、②OCI(テンポラリー項目)、③確定時にリサイクリング、④純利益となる（石川 [2013], 34 頁）。

こうした立場からすれば、企業価値評価等のために有用な利益は、確定したキャッシュ・フローに枠付けられ、実現利益を示す純利益であり、この純利益を計算表示するためには、OCI が実現した時に純利益へ、その金額をリサイクリングすることが必須であるということになる。

2. 「純資産価値モデル」とリサイクリング

徳賀 [2012] のいう「純資産価値モデル」においては、企業の経済価値が企業トータルで生み出す将来キャッシュ・フローの現在価値によって示されることから、企業に将来キャッシュ・フローをもたらすものはすべて公正価値でオンバランスされる。オンバランスされているすべての資産・負債を公正価値で評価するだけでなく、究極的にはオフバランスの自己創設のれんも公正価値で評価し、オンバランスすることが指向される（徳賀 [2012], 150 頁）。このような純資産重視の会計は、投資家の意思決定に有用な情報としてストックを重視する会計モデルである（草野 [2012], 15 頁）。当該モデルにおいては、包括利益をボトムラインと捉え、OCI を他の利益項目と同様に「継続性、反復性、安定性、リスク、および信頼性の観点から類似する特徴」（G4+1 [1998], para.3.22）を有する包括利益の重要な要素の1つとして認識することになる。

こうした立場からすれば、包括利益を広義の業績として捉え、業績は包括利益のどこかの区分（具体的には、純利益ないし OCI のいずれかの区分）で1度だけ計上すれば十分であると考えられることになる（岩崎 [2012], 75 頁）。

このように、リサイクリングの可否をめぐる問題は、利益の見方と密接に関わる。OCI 項目のリサイクリング処理は、会計利益モデルに基づく純利益を前提とした計算体系では必要な処理であった。期間損益として純利益を表示するのであれば、収益および費用は必ず一度、純利益に含められる必要があり、そのためには、リサイクリング処理が重要となる。これに対して、純資産価値に基づくボトムラインの利益が包括利益であるならば、リサイクリングを行う必要はないと考えられる。

3. 混合属性モデルの解釈

第1章で述べたように、経済的実態の開示のために、伝統的な取得原価主義会計は変化を余儀なくされた。そこで、それらが問題となる金融商品の会計において、公正価値が部分的に導入された。また、現在の会計理論形成の基盤を成している意思決定有用性に従って会計情報の要求を把握し、その情報要求に適う測定属性を特定することで、投資意思決定に資する情報を提供するという財務報告目的に具体化している。こうした財務報告目的を果たすため、近年において FASB と IASB は公正価値評価の適用範囲を拡張してきた。例えば、金融資産、金融負債の全面公正価値評価の提案（IASB [1997a]）、事業用資産の公正価値オプション（IASB [2003a]）、研究開発投資の公正価値によるオンバランス（IASB [2004b]）、金融負債の公正価値オプション（IASB [2010a]）などが挙げられる。こうして、混合属性モデルは公正価値が徐々に導入ないし拡大されることで形成されてきたのであるが、利益の見方という点で、それは2通りの異なる会計モデルとして解釈することができる。

まず、1つは純利益と包括利益を二重測定するという意味での混合測定モデルであり、すなわち歴史原価・実現主義の純利益に一部の資産負債の評価差額を OCI として加える会計

モデルである。徳賀 [2012] によれば、これは、フロー・ベースの伝統的な会計利益モデルの欠点を、ストック・ベースの会計利益モデルを重視する会計思考が、認識および測定において補完していると解釈される。従来の会計パラダイムを表す会計利益モデルでは稼得実現概念を重視する会計思考が貫徹される。一方、現在の混合属性モデルでは、純利益の計算プロセスにおいては、一部の資産負債を公正価値で測定するものの、稼得実現概念が依然として重視されるので、純利益と OCI を明確に区別する。

もう 1 つは、純資産価値モデルへのパラダイム転換のプロセスにあると捉える混合属性モデルである。すなわち、新パラダイムへの移行過程で、公正価値会計が貫徹できない領域に従来の会計利益モデルの処理が残されているという解釈である。この混合属性モデルにおいては、資産と負債を適切に測定するため、公正価値による測定が求められる一方で、従来の会計利益モデルを支える稼得実現概念は軽視される。そこでは、純利益と OCI の区分規準は曖昧なまま残されている。

今までの FASB と IASB の基準等をみれば、FASB は少なくとも現時点では OCI 項目の全面リサイクリング (full-recycling) を要求していることから、依然として純利益も重視する立場をとっている、言い換えれば、従来の基準に比べてストックモデルの観点が強調されているとはいえ、純利益と包括利益の両方を重視する立場を採用しているとみることができる。それゆえ、FASB における利益の見方は、前者の混合属性モデルとして位置づけることができる。

これに対して、図表 5-5 から分かるように、IFRS においてはリサイクリングする項目とノンリサイクリング項目が混在し、リサイクリングを行わない OCI 項目の方が多い。また、IASB ではリサイクリングを行うか否かの理由は、個々の基準ごとの判断に拠っている。このように、括利益を重視し、純利益およびリサイクリングを比較的軽視している IASB の利益の見方は、後者の混合属性モデルに位置づけることができる。

以上のように、リサイクリングの程度からみれば、実現利益概念を維持する形で包括利益概念を採用した FASB と、実現利益概念を解消する方向の IASB との間で、考え方が異なっている。FASB は、伝統的な会計利益モデルと純資産価値モデルとの「二元観」、IASB は、純資産価値モデルによる「一元観」ということもできる。

図表5-5 IFRS におけるOCI項目とリサイクリングの可否

リサイクリングを行う項目	リサイクリングを行わない項目
・IAS No.21在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額 ・IFRS No.9キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得及び損失 ・IFRS No.9オプション契約に含まれる時間価値 ・IFRS No.9先物契約に含まれる先物要素及び金融商品の外国通貨ベース・スプレッドの価値の変動	・IAS No.16及びIAS No.38固定資産の再評価差額 ・IAS No.19確定給付制度での数理計算上の差異 ・IFRS No.9 OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資による利得及び損失 ・IFRS No.9 OCI を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジすヘッジ手段に係る利得及び損失 ・IFRS No.9当期純利益を通じて公正価値するものとして指定された特定の負債について当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額

出所：山田 [2014]、丸岡 [2016] を参考に筆者作成

IV 意思決定に有用な利益モデル

利益は、経営者のさまざまな成果が集約的に投影され、業績評価の中心的な指標となっているとともに、会計学の体系においてその中核に位置する概念である（伊藤邦雄 [2011], 18 頁）。よって、基準設定機関や研究者は、純利益と包括利益のどちらが有用であり、ボトムラインに位置づけるのが望ましいのかに関する議論を長年にわたり展開してきた。

リサイクリングを行うということは、純利益と包括利益のいずれもが重要な利益概念として想定されるということを意味する。仮にどちらか一方だけを公表することでより良い意思決定に有用な情報が提供されるのであれば、純利益と包括利益の橋渡しのためのリサイクリングは不要となるだろう。IASB と FASB はともに、財務報告の目的は財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することにあるという認識を示している。だとすれば、どのような利益のモデルが財務諸表利用者により役に立つ情報を提供することができるかが、会計基準を設定するうえでの重要な判断基準となるはずである。

そこで本節においては、有用性な利益モデルという視点から、純利益中心で包括利益の表示を支持する見解、および包括利益中心で包括利益を支持する見解、の 2 つを検討したうえで、リサイクリングの是非を吟味する。

1. 純利益の有用性

純利益は、ほぼ 1 世紀をかけて市場が作り上げてきた、恒久利益の予想に役立つ会計上の利益概念である。これに対して、資産・負債の変動だけで測られた包括利益は、基本的には情報価値を望めない指標であるとされる。なぜならば、認識された資産の総額そのものに企業価値との直接の関係がない以上、その変動で測った包括利益に株価が連動することは一般には考えにくいからである（斎藤 [2011], 9 頁）。

包括利益よりも純利益のほうが株価との相関関係があり、情報価値が高いという結果を報告している実証研究は数多い。例えば、包括利益の有用性に関する実証研究の嚆矢となった Dhaliwal et al. [1999] は、1994 年から 1995 年のアメリカのデータを利用した研究であり、包括利益の見積値を SFAS No.130 にしたがって算定している。その結果、株価や株式リターンとの関連性という視点でも、将来業績の予測可能性の視点でも、金融業を除き、包括利益よりも純利益の価値関連性が高いことを実証した。O'Hanlon and Pope [1999] はイギリス企業、Cahan et al.[2000] はニュージーランド企業をサンプルに、包括利益よりも純利益のほうが有用であることを明らかにしている。これらの研究からは、包括利益が純利益に代替することを支持するほど、将来キャッシュ・フローの予測能力や株式リターンの説明力が高いことを裏付ける証拠はえられなかった。

日本については、若林 [2002] が、当時注記で示されていた有価証券の評価損益をダーティープラス項目とみなして、株式リターンに対する情報内容の研究を行っている。その結果、有価証券の評価損益は、純利益を所与とした場合に包括利益よりも純利益の価値関連性が高いことを明らかにした。久保田・須田・竹原 [2006] は、包括利益よりも純利益のほうが株式リターンとの関連性が強力であることを析出した。

また、包括利益の構成要素である純利益と OCI 情報は、その性質が異なることや情報環境が異なることにより、株価反応が異なるかもしれないと予想される。そこで若林 [2014] は、四半期決算発表日において、純利益と OCI 情報に対する株価反応を短期と長期に分けて分析した。分析の結果、短期（決算発表周辺 4 日間）においても長期（決算発表後 60 日）においても、純利益に対する有意な株価反応は確認されたのに対して、OCI に対する有意な反応は検出されなかった。つまり、純利益のほうが優れた利益指標であることを支持する証拠が示されており、このことから、純利益を廃止し、包括利益のみを利益指標として認めることは、現段階では、必ずしも妥当な業績開示のあり方とはいえないと指摘している。

以上のような実証研究の結果に鑑みると、現在の包括利益計算のもとで純利益を報告するのであれば、純利益の情報価値を守らなければならない。ここから、リサイクリングの必要性が導き出される。

2. 包括利益の有用性

一方、包括利益概念は、金融商品の公正価値評価を背景として生まれた。それを支える理

論は、包括利益概念の枠の中で、資産・負債の変動損益を実現・未実現を超えた「業績」表示として理論化し、時価評価が当面する障害を克服しようとしたのである（今田 [2003], 23 頁）。また、包括利益と純利益では、そもそも計算構造が異なるのであり、割引計算が会計領域において取り上げれば取り上げられるほど、会計計算構造としては、キャッシュ・フロー会計の方向に傾き、包括利益の優位性が主張される（北村 [2007], 10 頁）。

実証的研究としては、包括利益が有用であることを実証したものも少なくない。例えば、Biddle and Choi [2006] は、株式リターンではなく、累積異常リターンを従属変数にすると、純利益に比べて包括利益が有用であるということを実証している。Chambers et al. [2007] は、SFAS No.130 の導入に伴い、純利益よりも包括利益の価値関連性が高くなったことを報告した。Kanagaretnam et al. [2009] は、アメリカにクロス上場しているカナダ企業を対象として、SFAS No.130 の導入後のデータに基づいて Chambers et al. [2007] と同様の分析を行った。その結果、包括利益の方が純利益により株価や株式リターンとの関連性が強く、OCI の一項目であるその他の有価証券評価差額金に統計的に有意的な増分情報内容があることを検出した。Gazzola and Ameliob [2014] は、チェコ証券取引所に上場している企業のデータ（2010-2012）に基づいて、投資意思決定により有用な情報を提供することを絞って、包括利益と純利益のどちらが有用であるかについての実証分析を行った。その結果、純利益に比べて包括利益の方が、財務業績の評価に詳細な情報を提供することができるので優位性があるという結論を導いている。

日本については、井出 [2004] は、純利益と包括利益を比較した場合、株式リターンに対する説明力はほとんど差がないが、産業別に分析した場合、製造業においては包括利益の有用性が純利益のそれを上回ることを明らかにした。また、薄井 [2015] は、包括利益表示基準の適用前後の時期を区別したモデルを利用して、包括利益の価値関連性を明らかにした。

以上のように、近年、包括利益の優位性や OCI の価値関連性を示唆する研究が増えていく。こうした結果を踏まえると、純利益の重要性が徐々に低下するとともに、リサイクルの必要性も失われてきている、と考えることができる。

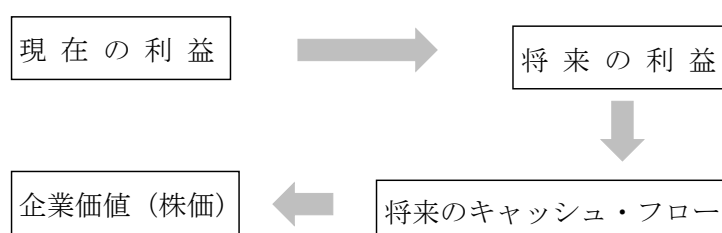
3. 企業価値評価と有用な利益モデル

以上みてきたように、価値関連性の視点から包括利益と純利益の相対的な有用性を比較した場合、包括利益と純利益のいずれが業績指標として優れているのかについて、実証研究では首尾一貫した結果は得られていない。そこで、以下では、企業価値評価に対してどのような利益モデルが適切であるかという観点から検討したい。

企業価値評価を行う際に多く用いられ、会計情報を主たるインプットとするモデルは、割引キャッシュ・フローモデル（Discounted Cash Flow : DCF）、配当割引モデル（Dividend Discount Model: DDM）、残余利益モデル（Residual Income Model : RIM）の3つとされている。これらはいずれも、図表 5-6 のように、現在までの過去利益を基礎として将来の

利益（の流列）を予測する。その利益に基づいて所与の会計ルールのもと、利益の質や発生項目の特性などが企業ごとに加味されたうえで将来キャッシュ・フローの予測が形成される。そうして予想された将来キャッシュ・フローを基礎にして、現在の企業価値は推定されるのである（大日方 [2002], 379 頁）。

図表5-6 企業価値評価の考え方



出所：大日方 [2002]、岩崎 [2012]を参考に筆者作成

このうち、配当割引モデルと割引キャッシュ・フローモデルでは、企業の将来における期待配当（ないしキャッシュ・フロー）の流列の割引現在価値によって企業価値が評価される。この際、会計上の利益は、前述のような①現在の利益と将来の利益、②将来の利益と将来の配当（ないしキャッシュ・フロー）、③将来の配当（ないしキャッシュ・フロー）と現在の企業価値という 3 つの関連性を通して、企業価値評価に間接的に役立っている（岩崎 [2012], 80 頁）。このとき利益情報が意味を持つのは、将来の期待キャッシュ・フローの予測と結びつく実質的なキャッシュ・フローとしての実現利益（純利益）である。これに関して斎藤 [2013] でも、包括利益に比べて純利益は、臨時的な要素を除くなどの調整を加えることで、企業価値評価の基礎となる恒久利益（permanent income）の予測に実務上も広く利用されており、また、利益と営業キャッシュ・フローでは期間帰属が違うだけだから、結局は現在の純利益が将来キャッシュ・フローの予測と企業価値の評価に役立つ、ということが指摘されている。

残余利益モデルに関する研究としては、包括利益と純利益を比較し、いずれが企業成果の予測と企業価値の評価に資する有用な情報であるかの検証を、2001 年から 2007 年までの日本企業のデータをもとに行った若林 [2010] がある。まず、残余利益モデルへのインプットとして、2 つの利益の持続性および予測可能性を分析した結果、純利益のほうが包括利益よりも持続性および予測可能性に優れた利益であることが判明した。さらに、2 つの利益をインプットとして算定した企業価値と株価時価総額の誤差を比較した結果は、持続性およ

び予測可能性と首尾一貫し、概ね純利益に基づく方が企業価値評価の正確性が高かった。したがって、残余利益モデルを用いた実証研究において、株式市場の投資家が包括利益よりも純利益情報に影響を受けていることが確認された。

以上のことから、純利益を維持することが重要であり、そのためにも OCI の純利益へのリサイクリングが必要であると考えられる。

V IASB 概念フレームワークにおけるリサイクリングの検討

本節では IASB による概念フレームワーク・プロジェクトにおけるリサイクリングを巡る検討も参考にしながら、その提案および議論の到達点について論じることとしたい。

業績表示に関する共同プロジェクトの展開と並行して、第 1 章で述べたように、IASB は FASB と共同で概念フレームワークの開発を進め、2010 年 9 月に概念フレームワークのうちの第 1 段階「一般目的財務報告の目的」と「財務情報の質的特性」のみを改訂した。その後、概念フレームワークプロジェクトは中途半端な状態に置かれることとなったが、2012 年 9 月に IASB の単独のプロジェクトとして再開され、2013 年 7 月に討議資料『財務報告に関する概念フレームワークの見直し』（A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting: IASB [2013a]）が公表された。次いで IASB は、この討議資料に寄せられたコメントを踏まえて、2015 年 5 月に公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』（the Conceptual Framework for Financial Reporting: IASB [2015]）を公表した。

IASB [2013a] [2015] では、財務業績の計算書を 1 計算書方式とするのか、それとも 2 計算書方式とするのかについては検討されていないが、包括利益計算書における表示、特に純利益と OCI の表示が詳細に検討されている。そこで以下は、IASB [2013a] [2015] におけるリサイクリングを巡る議論を取り上げ、そこで論じられている要点を明らかにする。

1. リサイクリングのアプローチ（IASB [2013a]）

IASB は、まず、純損益すなわち純利益を財務報告における重要な情報としてみていることを認識した上で、純利益を合計または小計として要求するという予備的見解、およびリサイクリングする結果となる可能性を示した（IASB [2013a], para.8.26）。次に、IASB は、リサイクリングの可否に関して、図表 5-7 のようなアプローチを提案している。

図表 5-7 IASB [2013a] におけるリサイクリングのアプローチ

アプローチ 1	リサイクリングを禁止するアプローチ
アプローチ 2A	OCI の範囲を狭くとするアプローチ「狭いアプローチ」 (橋渡し項目 ³⁸ とミスマッチのある再測定 ³⁹ のみを計上し、すべてをリサイクリングする)
アプローチ 2B	OCI の範囲を広くとするアプローチ「広いアプローチ」 (橋渡し項目とミスマッチのある再測定、一時的な再測定 ⁴⁰ を計上し、これらの一部をリサイクリングする)

出所：IASB [2013a] を参考に筆者作成

アプローチ 1 は、収益および費用は、純利益および OCI を表示する計算書に 1 回だけ認識されるべきであり、リサイクリングすべきではないというものである。このような考え方は、純資産価値モデル（またはストックモデル）による包括利益一元観を反映しているが、純利益の合計または小計を要求すべきであるという予備的見解と両立しないので、当該アプローチは採用されない。

アプローチ 2A および 2B を含むアプローチ 2 は、リサイクリングを維持するアプローチである。このような考え方は、伝統的な会計利益モデルと純資産価値モデルとの折衷「二元観」であり、純利益と包括利益の 2 つのボトムラインを維持する利益思考を反映している。しかし、この際に問題となるのは、①純利益に認識される収益および費用の項目と、OCI に認識される項目との区別は、何によって判断されるか、②OCI 項目に含めた項目を、純利益にリサイクリングを行うか否か、リサイクリングを行う場合、どのようなタイミングで行うべきか、ということである。IASB [2013a] は、現行の概念フレームワークと同様、純利益を直接的な定義付けておらず、純利益と OCI 項目との区別を、何を純利益に認識できるのではなく、それよりも先に OCI に認識できる項目を記述することによって行うとしている (IASB [2013a], para.8.35)。

³⁸ 橋渡し項目 (bridging item) については、損益を算定する際に使用する測定基準と財政状態計算書で使用する測定基準が異なる場合、2 つの測定基準の差異の変動を調整する項目である (IASB [2013a], para.8.56)。

³⁹ ミスマッチのある再測定 (mismatched remeasurement) については、結び付きのある項目で形成される集合のうち、ある項目を公正価値などで再測定するが、それに結び付いた他の項目を再測定しないなどで、その集合体を非常に不完全にしか表現しない収益および費用の項目である (IASB [2013a], para.8.62)。

⁴⁰ 一時的な再測定については、資産と負債の再測定による変動のうち、①資産の実現または負債の決済が長期にわたり行われること、②当期の再測定が、資産または負債の保有期間中にすべて元に戻るまたは著しく変動する可能性が高いこと、③当該変動額を OCI に認識することにより、純利益の目的適合性と理解可能性が高まることという条件をすべて満たす項目である (IASB [2013a], para.8.88)。

このようなアプローチを取った理由として、純利益に含まれる項目が幅広いことが挙げられている。換言すれば、OCI に該当しない収益・費用を純利益に収容するという間接的な定義をしているわけである。このように IASB の概念フレームワーク・プロジェクトは、純利益を直接的に定義付けていないため、OCI を原則としてリサイクリングを行う理由は必ずしも明確ではないが、アプローチ 2A では、純利益と OCI の項目を決定するに当たって、以下の 3 つの原則を適用するとしている (IASB [2013a], para.8.40)。このうち原則 3 は、OCI から純利益へのリサイクリングの原則である。

原則 1： 純利益に表示する収益および費用の項目は、企業がある期間に自らの経済的資源に対して得たリターンに関する主要な情報源を提供する。

原則 2： すべての収益および費用の項目は、ある項目を OCI に認識することで当該期間の純利益の目的適合性が高まる場合を除いて、純利益に認識すべきである。

原則 3： OCI に認識した項目は、その後、純利益へリサイクリングをしなければならない。これは、リサイクリングによって目的適合性を有する情報がもたらされる場合に行われる。

このようなアプローチ 2A「狭いアプローチ」では、「橋渡し項目」と「ミスマッチのある測定」に該当する項目のみが OCI として認識され、純利益に全面的にリサイクリングされるから、リサイクリングのときに目的適合性を満たすものしか OCI 項目として認識しないことになる。その結果、純利益にノイズを与える項目は、最初から、利益の要素として認識されない。しかし、アプローチ 2A は、リサイクリングできる項目しか OCI として認識しないアプローチであるため、これまで OCI で認識されてきた項目の一部が、OCI で認識できなくなり、また、OCI で認識される項目のすべてをリサイクリングすることが有用な情報を提供しない可能性もある。したがって、IASB [2013a] は、OCI で認識した一部項目のみをリサイクリングする「広いアプローチ」を提案した。

アプローチ 2B「広いアプローチ」では、狭いアプローチの「橋渡し項目」と「ミスマッチのある再測定」に加えて、「一時的な再測定」に該当する項目も OCI として認識される。また、このアプローチ 2B では、純利益と OCI のいずれで認識するか判断については、アプローチ 2A と概ね同じ原則を使用するが、原則 1・原則 2 をより広く解釈し、原則 3 を修正する。原則 3 は、OCI に認識する収益および費用の項目をリサイクリングすべきどうかを決定するためのより大きな裁量を IASB に与える。アプローチ 2B における原則 3 は、以下のようなものである。

原則 3： 過去に OCI に認識した項目は、リサイクリングが目的適合性のある情報をもたらす場合にのみ、純利益へのリサイクリングをすべきである。

このような「広いアプローチ」は、OCI として認識された項目は、「狭いアプローチ」よ

りも幅広く認識されるが、リサイクリングについては、やはり純利益の目的適合性を高めるか否かという観点から判断することとされている。

以上のように、IASB [2013a] では、リサイクリングについて「狭いアプローチ」、「広いアプローチ」という 2 つの処理方法が提案されたが、どちらの方法を採用するのかによって純利益と OCI の位置づけが異なる。「狭いアプローチ」では、純利益をボトムラインとして強調し、OCI で認識されたすべての項目をリサイクリングする考え方で、FASB の SFAS No.130 と類似している。「広いアプローチ」では、純利益はボトムラインとして捉えることはできず、OCI で認識された項目を部分的にリサイクリングする考え方で、IASB の IAS No.1 と整合的である。ただし、いずれの方法も、純利益の目的適合性の確保が基礎となっている。

2. 目的適合性の再強調 (IASB [2015])

IASB は、2013 年の討議資料に寄せられたコメントを踏まえて、2015 年 5 月に公開草案『財務報告に関する概念フレームワーク』(the Conceptual Framework for Financial Reporting: IASB [2015]) を公表した。IASB [2015] では、純利益は財務業績の構成要素として位置づけられておらず、定義が与えられていない。定義が不可能な理由は、純利益や OCI に共通する単一の特徴を見せず、有用な情報を提供する方法で両者を整合的に分割できないためだとしている (IASB [2015], BC7.34-7.36)。このように、整合的に純利益の内容を決めることができないとしながら、個別のケースごとに情報の目的適合性を判断して、純利益か OCI かを決めることを提案している。

しかしながら、純損益計算書の目的は、企業が当期中に自らの経済的資源に対して得たリターンを描写し、将来キャッシュ・フローの予測価値および経済的資源についての経営者の受託責任の評価に資する情報を提供することである (IASB [2015], para.7.20)。したがって、IASB [2015] は IASB [2013a] の姿勢を承継し、純利益を企業の当期財務業績に関する主要な情報源と位置づけ (IASB [2015], para.7.21)、すべての収益および費用が純損益計算書に含めるとの推定を置いたうえで、純損益計算書から除外することによって純損益計算書の目的適合性を向上させる項目については、反証を通じて OCI で表示するとした (IASB [2015], para.7.24)。つまり IASB [2015] は、原則としてすべての業績を (OCI を介在させることなく、最初から直接) 当期純利益に反映させるという基本方針を示している (米山 [2015], 69 頁)。

一方で、純損益計算書は財務業績に関する情報の唯一の源泉ではないことも強調し、業績の深い理解には OCI に含まれた収益および費用の分析が必要になるとしている (IASB [2015], BC7.40)。つまり、OCI は、財務諸表利用者が財務業績の中の情報を読み取る際に補助的な役割を果たすものとみなされている。

また、IASB [2015] では、OCI に含めた収益・費用項目は、将来のいずれかの期間におい

て純利益にリサイクリングされることが推定されるとし(IASB [2015], para.7.26)、OCI が計上される例として複数の測定属性を挙げて、リサイクリングは必然的な結果であるとしている (IASB [2015], paras.7.26, BC52) 。そのうえで、OCI に含めた収益・費用項目は、その後、純利益へのリサイクリングを行うべきか否か、リサイクリングを行う場合どのようなタイミングでリサイクリングを行うのかということについて、IASB [2015] は、その期の純利益情報の目的適合性が高まるのか否かを判断基準とすることを再び明確にしている。しかし、リサイクリングが純利益の情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するため明確な基礎がなく、恣意的な基礎でしかリサイクリングを行えない場合には、この推定は反証可能(リサイクリングしないことができる)であり、その場合にはそもそも当該収益および費用は OCI に含めるべきではないとされている (IASB [2015], para.7.27)。

以上のように、IASB [2013a] と IASB [2015] は、財務業績に関する情報源泉として形式的には純損益計算書を重視している。その意味で、これまでの「純利益を廃止すべき」といった極端な論調を放棄し、包括利益一辺倒の利益観という硬直的な考え方を修正する方向を模索しているように見える。しかし他方で、これまで OCI とされていた項目をなるべく純利益の計算に反映させようとしていることは、従来の純利益を包括利益に近づけるということの意味するものであり、それはいわば「純利益の包括利益化」である。また、複数の測定属性を採用するため、OCI を純利益にリサイクリングすることを必然の結果として肯定しているが、リサイクリングの可否に対して、統一的な指針を定めるわけではなく、これらの判断を目的適合性に委ねていることは、議論の火種を抱えることになるだろう。一貫した方針もなく、その都度の判断で決定するのであれば、会計基準設定が混迷するのは必至である。

VI 自己信用リスクを巡る会計処理の根拠とその合理性

以上では、マクロな視点から、リサイクリングという会計処理の形成、FASB と IASB におけるリサイクリング程度上の差異とその原因、およびリサイクリングの要否に関する検討の到達点を俯瞰してきた。次に上記の議論を踏まえて、本章の主題に立ち戻って、OCI に含まれた自己信用リスクの変動に起因する金額を純利益へリサイクリングすることの要否を明らかにする。

1. IASB における会計処理の根拠

OCI は包括利益と当期純利益との間の差額であるが、その発生の要因は、価格変動、株価変動、為替相場変動、金利変動等であり、事業活動の遂行上、経営者がコントロールできない外部的経済事象から生じる純資産の変動であるため、基本的には、不確定要因・見積要因・変動要因の外部的経済事象から生じている点に特徴があるということが指摘されている

(菊谷 [2013], 69 頁)。このような OCI の項目は純利益の性質を満たすときに、あるいは IASB のいう「目的適合性が高まる時」に純利益にリサイクリングされる。では、OCI に計上される自己信用リスクの変動に起因する金額は、いかなる意味内容を持つのであろうか。

公正価値で測定される負債が短期債務である場合、その評価益は財務諸表作成時点での返済可能性を仮定した、資金的な意味での実現可能利益を表しているとみることができる。この解釈は、当年度末での返済という非現実的な仮定の下で当該企業の資金的能力の増減をその利益は測定していると考ええるものである。つまり、現実には返済していないのに、「返済したら」という仮定に立っての解釈である。よって、自己信用リスクの変動に起因する金額の計上、およびリサイクリングの問題を検討するとき、評価益の実現可能性を考えなければならない。

自己信用リスクが高まると、金融負債が減価し評価益が発生するが、その評価益を実現させるためには当該負債を公正価値で決済できなければならない。しかし、通常はそのような負債を第三者に移転することはできず、したがって評価益は実現しないのが一般的である。また、金融負債で調達された資金が事業資産に投資され、拘束されている場合は、決済に必要な資金は新たな借入で賄うほかないが、仮にそうしてこの負債を決済することで評価益を実現できたとしても、その後に新規の借入金が負担する金利で評価益は相殺されてしまうから、その評価益を真の意味で実現させる可能性は低い。現実には返済資金等がない場合も多いと考えられる。

このように IASB は、リサイクリングを求めないことを規定した IFRS No.9 の設定にあたっては、実現可能性の問題に加えて、企業が契約金額を返済する場合には、公正価値が最後には契約金額と等しくなるため、当該金融商品の存続期間にわたっての負債の信用リスクの変動の累積的影響は、純額ではゼロとなることも考慮した、と述べている (IASB [2010b], BC5.53)。こうした主張を、以下の設例を用いて詳しく説明する。

【設例】

X 社は、20X0 年 1 月 1 日に社債を発行して資金調達を行った。社債は、発行金額 \$10,000、期間 3 年で、固定金利 5%とする (年 1 回後払い)。発行時の X 社の信用格付けは AA である。第 1 年の年末に X 社の信用リスクが悪化して、信用格付けは、A に引き下げられた。この時点で残存 2 年の固定金利の社債を発行する場合には、市場では 6%の金利が必要である。それ以降返済日まで X 社の信用リスクの変動はないとする。この設例では、X 社が発行した社債が公正価値で測定されることを仮定し、また、公正価値の変動は、自己信用リスクの変動のみが原因となっていることを前提としている。

図表 5-8 社債残高の変動の内訳

	20X0 年	20X1 年	20X2 年
期首金額	10,000	9,817	9,906
金利費用	500	500	500
金利の支払	△500	△500	△10,500
公正価値の変動 ^{注1}	△183	89	94
期末残高 ^{注2}	9,817	9,906	0

^{注1} 期末残高の計算
 ①20X1 期末 $10,000 \times 0.05 / (1 + 0.06) + 10,000 \times 1.05 / (1 + 0.06)^2 = 9,817$
 ②20X2 期末 $10,000 \times 1.05 / (1 + 0.06) = 9,906$
^{注2} 公正価値の変動の計算
 20X0 年 $9,817 - 10,000 = -183$
 20X1 年 $9,906 - 9,817 = 89$
 20X2 年 $10,000 - 9,906 = 94$

出所：筆者作成

図表 5-8 では、公正価値の変動の欄において、20X0 年末に X 社の信用リスクが悪化したことによって評価益\$183 が計上されたが、その後、社債の金利および元本の返済が行われたことから、20X0 年末に計上された\$183 が、振り戻された\$89 と\$94 の損失と相殺されることで、最終的には通算でゼロとなることが示されている。このように、自己の信用リスクの悪化に起因した評価益は、その後、社債の返済を行うことによって、結局は実現しないことになる。したがって、IASB は、自己信用リスクの変動に起因する金融負債の評価益の実現可能性を考慮する場合、多くの負債についてはリサイクリングの問題は関係がないのであるから、リサイクリングをしないことを要求した、というのである。

2. IASB の主張の欠陥

しかしながら、上記の設例では、20X0 年末に A 社の社債を第三者に公正価値で移転することができれば、\$183 の評価益が実現することになる。このようなケースでは、自己信用リスクの累積的影響が異なってくる。さらに、FASB が指摘しているように、借入などの場合とは異なり、デリバティブの負債については、満期前に公正価値で決済することが可能な場合も少なくない（FASB [2016], BC111）。こうした場合には評価益が実現することになるので、その部分を純損益へリサイクリングする必要がある、というのが現在の FASB の立場である。要するに、IASB とは違い FASB は、金融商品の存続期間にわたっての負債の信用リスクの変動の累積的影響が純額でゼロとなる否かを問題としているのではなく、一旦 OCI に計上された未実現の評価益が実現したか否かを問題としているので、リサイクリングは無関係ではなく、必要であるという立場をとっているのである。これは、純利益情報の有用性を損なうことなく包括利益情報を開示させる、という姿勢だと考えてよいだろう。

これに対して、IASB は、実現するのは稀であることをリサイクリングしない根拠の 1 つとして挙げている。めったに起こらないケースのために規定を置くことは会計基準の複雑性を増大させるので、コスト・ベネフィットの観点から純利益へのリサイクリングは認めない、というのが IASB の判断の理由の 1 つなのであろう⁴¹。そうした会計基準設定主体としての立場は理解できるが、このような稀な場合にこそ、その問題の本質が鮮明に表れることも少なくない。会計理論にとっては、その発生が、稀か否かが問題なのではなく、その稀な場合をどのように考えるかが重要である。特に当該負債を存続期間中に第三者に移転することで金融負債の公正価値評価益が実現する可能性は極めて低いということを、IASB はリサイクリングしない理由として挙げているが、これは「負債の移転によって支払うであろう価格」という負債の公正価値の定義を支える基礎と矛盾している。それゆえ、この理由は採用することができない。

一方、純利益が「主要な業績指標」であることを明示した点は、現在の IASB の最も大きな特徴の 1 つであると指摘されるが（米山 [2015], 69 頁）、純利益の概念定義がなされないため、純利益情報の全体的な性格や内容が決められない。ゆえに純利益情報の全体としての目的適合性を判断するのは困難であり、個別情報ごとにそれぞれの有用性を検討しなければならない。リサイクリングについても、純利益情報の目的適合性を高めるか否かという抽象的な説明に始終して、基準ごとの対応に委ねている。しかし、この方針からすれば、自己信用リスクの変化に起因する負債評価損益を OCI から純利益にリサイクリングしたら目的適合性が低下する、あるいは少なくとも高まらないということを証明する責任は IASB にある。それにもかかわらず、IASB はそのことを証明できていない。

また、純利益の構成要素である個別情報を切り放して目的適合性を判断するという考え方には、豊田 [2015] が疑問を呈している。会計基準の開発にあたって考慮すべき目的適合性は、企業価値評価のために財務会計システムが提供する情報の全体としての信頼性を担保するものでなければならない。すなわち、投資プロジェクトの成果を洩れなく表示するという純利益情報の統一的性格を保証することが不可欠であり、そのためには、クリーン・サープラス関係を満たしていなければならない（豊田 [2015], 109 頁）。言い換えれば、OCI に含まれた項目は、その後のいずれかの段階で、必ず純利益へのリサイクリングされなければならないのである。

実証研究の結果をみると、Dong et al.[2014] は、アメリカの商業銀行をサンプルとして、OCI に含まれた売却可能有価証券の未実現利益が、実現したときには純利益にリサイクリングされた場合、当該実現利益は他の純利益の構成要素と同じように将来業績の予測能力が高く、株式リターンの追加的説明力も高いのに対して、OCI に計上されている未実現利益については、同様の結果が検出されないことを明らかにした。この結果からみれば、市場

⁴¹ たしかに、世界金融危機のとき、IASB は金融商品の会計基準が複雑すぎると G20 および金融安定化フォーラムから批判されていた（大石 [2012]）。

は、一度 OCI に計上された項目を純利益へリサイクリングすることを支持している。

VII おわりに

本章では、OCI に計上された自己信用リスクの変動に起因する金額のリサイクリングの要否について、FASB と IASB が採用する相違の会計処理を検討材料に、それぞれの方法の根拠を明らかにするとともに、より妥当な会計処理を検討してきた。

はじめに、FASB、IASB それぞれにおける包括利益、OCI およびリサイクリングについて概観した。その結果、FASB と IASB における概念にはいずれも違いがないことが確認された。リサイクリングの程度に関しては、FASB がこれを全面的に強制するアプローチを採るのに対して、IASB においては、該当する各基準でリサイクリングの有無を決定するアプローチを採用していることが明らかになった。リサイクリングの程度に関する差異は、利益の見方と密接に関連する。FASB は、純利益と包括利益をともに重視する立場、言い換えれば、純利益情報の有用性を損なうことなく包括利益情報を開示させるという伝統的「会計利益モデル」による混合属性モデルの立場であった。こうした実現利益概念を維持する形で包括利益概念を採用したモデルには、リサイクリング処理が重要となる。

これに対して IASB は、純粋型資産負債観（純資産価値モデル）へのパラダイム転換を目指している過渡期としての混合属性モデルの立場で、包括利益一元観に置き換えようとする思考を頑なに主張してきた。しかし、その後の妥協により、純利益の表示を容認した。以降、OCI から純利益へのリサイクリングする項目としない項目をケース・バイ・ケースで使い分けることとなったのである。

次に、有用性な利益モデルの視点から考察した。投資家の意思決定に有用性な利益モデルという点で、包括利益が純利益と比べて相対的に有用ではないことを示す実証研究がある一方で、包括利益がより有用であることを実証した研究もある。そのような実証結果が混在する中で、リサイクリングの要否を決定することはできない。しかし、企業価値評価において、基礎数値としてキャッシュ・フローに枠づけられた実現利益としての純利益が有用であることには疑う余地がない。このような立場からすれば、OCI の純利益へのリサイクリングは必要不可欠である。

さらに、IASB におけるリサイクリングの要否に関する検討の到達点を明らかにした。現在の IASB は、それまでの姿勢を改め、純利益を企業の当期財務業績に関する主要な情報源であると位置づけており、純利益と OCI に分けて財務業績を伝達することを提案している。しかしながら、純利益と OCI の概念や区分のみならず、OCI を純利益にリサイクリングする基準を定めておらず、その判断をすべて目的適合性に委ねている。この点が大きな問題である。

最後に、OCI に計上された自己の信用リスクの変動に起因する金額を、純利益へリサイクリングすることの可否を検討した。IASB はリサイクリングしない根拠として、第三者に移転することで金融負債の公正価値評価益が実現する可能性は極めて低いということを挙げているが、これは「負債の移転によって支払うであろう価格」という負債の公正価値の定義を支える基礎と矛盾しているので、採用することができない。さらに、基準ごとに目的適合性の達成を図ろうとする IASB の思考は、企業価値評価のために財務会計システムが提供する情報の全体としての信頼性を阻害している。それゆえ、OCI に計上された自己の信用リスクの変動に起因する金額は、実現したときに純利益にリサイクリングすべきであると結論づけた。

終 章

I 本論文の総括

本論文では、金融負債を公正価値で測定するに当たって、自己信用リスクの変動に起因する金額の会計処理方法が複数併存する現状において、財務諸表利用者が「負債のパラドックス」によってミスリードされる可能性を低減しながら、最も合理的に経済的意思決定できる会計処理は何か、という問いを發した。それを明らかにすることが本論文の目的であった。この目的を達成するために、序章で述べた問題意識に立脚して、①なぜ、金融負債を公正価値で測定するのか、②なぜ、負債の公正価値測定に自己信用リスクの影響を反映すべきなのか、③OCI に計上された自己信用リスクの変動額をリサイクリングすべきか否か、といった段階的プロセスで、「財務諸表への計上」および「損益計算書の表示」という 2 つの面から議論を展開した。

1. 財務諸表に計上される自己信用リスク変動の原因

第 1 の面である「財務諸表への計上」は、公正価値を導入ないし拡大し、金融負債に適用することの意義を明らかにすることを主眼にしていた。そこで、第 1 章では、公正価値が導入ないし拡大されている背景を明らかにし、第 2 章で、金融負債を公正価値で測定する根拠および問題点を検討したうえで、第 3 章では、負債の公正価値測定に自己信用リスクの影響を反映させる原因を考察した。

第 1 章においては、外的要因「経済環境の変化」と内的要因「会計目的の変化」という 2 つ視点を通じて、公正価値測定が選択される要因およびその理論的進化の過程を考察することを基本とした。会計は実務であるから、企業を取り巻く経済環境が変化すると、それを描写する手段である会計理論およびそれに基づく測定方式もその変化に伴って変わるはずである。現代の経済社会において、従来の「プロダクト型市場経済」は存続し続ける一方、新しい「ファイナンス型市場経済」の規模は拡大し、世界経済にとって主要な、また成長する部門を構成している。

このような経済的実態を開示するため、伝統的な取得主義会計は変化を余儀なくされている。すなわち、「プロダクト型市場経済」を前提として構築されてきた伝統的な収益費用アプローチの中に、あるいはそれに代わって、「ファイナンス型市場経済」に適する会計モデルを構築しなければならないのである。そこで、金融商品に対して最も目的適合的な測定値であり、資産負債アプローチを理論基礎にする公正価値が、部分的に導入ないし拡大されるのは必然の帰結である。その結果、歴史的な原価と公正価値を適用領域に応じて使い分ける混合モデルが形成された。

現実からみれば、金融経済の規模はますます拡大しているが、それでもなお、実体経済が国民生活の物質的基礎である。金融経済は、実体経済に依存せず、完全に独立して存在することはできない。実物経済であれ金融経済であれ、経済基盤の構成要素であり、両者は排他的な対立関係にはないので、公正価値会計は取得原価主義会計と対立するものではない。取得原価主義会計の本質を変質させることなく公正価値測定を取り入れた混合属性モデルは、フロー・ベースの伝統的な会計利益モデルの欠点を補完するものとして位置づけることができる。

経済環境の極端な変化は、会計測定理論に多大な影響を与えてきたが、他方でそれは会計測定属性選択の効果を検証する手がかりともなる。1980年代のS&L危機は、伝統会計を支えている取得原価主義会計の信頼性を失墜させ、これに代わる公正価値の導入および拡大を促したが、2008年の金融危機を境に、金融商品プロジェクトは、1997年のIASC討議資料、1999年のFASB予備見解および2000年のJWGドラフト基準において提唱された全面公正価値会計（単一の測定モデル）から離脱し、混合属性モデルの維持へと転換した。

会計測定の発展は、会計の目的の変遷と密接に関係している。1929年の大恐慌の悲惨な経験を教訓として1930年代の米国において制度化された会計システムは、Paton and Littleton [1940] を経て、費用と収益を対応させる組織的なプロセスを通じた期間利益の計算を重視するようになった。しかしその後、ASOBATの公表を契機に、会計制度においては情報提供機能が重視されるようになり、首尾一貫した会計基準を導き出す米国の概念フレームワークにおいて、意思決定への有用性が基本目的として掲げられるに至った。FASBにおいてもIASBにおいても、一般にこうした財務報告の目的が先に示され、測定属性の選択はそれに続いて導かれるという構造になっている。このような構造のもとで、「財務報告の目的」→「質的特徴」→「認識と測定」という順で構成された概念フレームワークが、多元的属性測定から公正価値測定へと収斂し、さらに資産負債観の徹底をより促進してきた。ある時期まで、その行き着く先は全面公正価値会計と目されていた。こうした考え方に立てば、現在の混合属性モデルは、旧モデルから新モデルにパラダイム転換を目指すプロセスの途中の状態であり、いわば「純粋型資産負債観」へのパラダイム転換の過渡期に位置づけられることになる。

このような背景のもとで、公正価値の概念は、いくつかの変更を経て、最終的にはSFAS No.157とIFRS No.13において統一された。そこでの公正価値概念は、市場参加者の視点、出口価格の測定目的、および負債の移転という3つの点で特徴づけられる。そのうち、負債の移転を基礎とする負債の公正価値は、自己信用リスクの変動を反映することを求めている。

第2章は、金融負債の公正価値測定に関する論拠をさらに掘り下げて考察した。とりわけ負債への公正価値の適用を巡っては「負債のパラドックス」が生じる点が問題視されるので、金融資産と金融負債で論点が異なってくる。また、リーマン・ショック後の米国金融機

関が公正価値オプションを適用して多額の負債評価益を計上したことは、金融負債の公正価値会計に対する多くの批判や懐疑を惹起した。それゆえ、公正価値に基づく測定基準を金融負債に適用することの論拠を明確にしなければならないと考えて、「会計理論の転換」、「論理的対称性」、および「会計上のミスマッチの解消」という3つの観点から、金融負債に公正価値測定を適用する必要性を検討した。その結果、「負債のパラドックス」を完全に解消することは不可能であることが明らかになった。

負債の概念を根源に遡って検討すれば、FASB と IASC においてなされている負債の定義は、負債をマイナス資産とみなす点で資本主理論の特徴を有していることが分かる。このことを踏まえたうえで、金融負債の公正価値測定の論拠を考察した結果、それには主に3点があることが確認された。第1に、金融負債は、契約上の義務から生じると期待される将来キャッシュ・フローの現在価値によって統一的に評価することができる。第2に、資産は「将来の経済的便益」、負債は「将来の経済的便益の犠牲」という形で定義されているので、負債と資産との「定義上の対称関係」を測定面に延長して、その評価基準にも「論理的対称性」を求め、金融資産および金融負債にはともに公正価値を適用すべきである。この点は、前述の資本主理論の特徴と整合的である。第3に、現行の会計制度は、金融資産および金融負債のそれぞれを複数のモデルで測定する混合測定モデルを採用しているため、金融資産と金融負債が同じポートフォリオで管理される際に、両者の間に「貸借対照表上の対応関係」が存在する場合には、金融負債を償却原価で測定すると、「会計上のミスマッチ」が生じる可能性がある。この3つの観点から、金融資産に公正価値測定を適用するのなら金融資産も同様に公正価値で測定すべきである、ということになる。これが第1の問題意識「なぜ、金融負債を公正価値で測定するのか」に対する回答である。

第2章の後半は「負債のパラドックス」という直観に反する現象を取り上げ、その解消の可能性を検討した。その結果、次の2つのことが明らかになった。第1に、自己信用リスクの悪化によって負債の評価益が計上される場合、その評価益が財務諸表で認識されている資産価値の減少による評価損（減損損失）と相殺されるならば、「負債のパラドックス」としての実質を伴っておらず、基本的には問題は生じない。しかしながら、かかる評価益が事業用資産ののれん価値部分や自己創設のれんにおける減価と対応しているならば、これらの無形資産の価値変動が財務諸表で認識されない限り、その評価益を完全に相殺することはできないので、「負債のパラドックス」の発生が避けられない。第2に、自己信用リスクの改善によって負債の評価損が計上される場合、その評価損を特定の資産と関連づけることは事実上不可能であるので、「負債のパラドックス」は不可避なものとなる。

このように、金融負債の公正価値測定に当たっては、「負債のパラドックス」が避けられないことから、第2の問題意識である「なぜ、負債の公正価値測定に自己信用リスクの影響を反映すべきなのか」という疑問が生まれる。

そこで第3章では、負債の公正価値測定に自己信用リスクの影響を反映することに焦点

をあてて考察した。FASB は、当初、FASB [1997a] において、負債の現在価値測定に関し、①資産としての公正価値、②決済における公正価値、③企業による決済のための価値という 3 つの負債測定の目的をあげた。しかしその後、企業固有の価値に属する「企業による決済のための価値」は、自己創設無形財をオンバランスするか否かの問題と同じであり、現時点では自己創設無形財がオンバランスされない以上、企業固有の価値も受け入れられるべきではないとして、FASB [1999a] では削除された。また、SFAC No.7 では、負債の公正価値は入口価格に属する「資産としての公正価値」と出口価格に属する「決済における公正価値」という 2 つの属性によって捉えられていたが、その後に公表された SFAS No.157 では、公正価値は測定日において資産に対して受け取るまたは負債の移転するであろう価格、すなわち出口価格であるとされた。これ以降、負債概念における測定額として出口価格たる公正価値が形成されているのである。

このように FASB は、負債の公正価値としては「決済における公正価値」を強調するとともに、出口価格の意味をその公正価値に加えている。そこでは、負債を被っている企業と同じ信用状態にある第三者を決済取引の相手として想定することが要求されている。負債の決済可能性を重視するならば、自己信用リスクを反映させるのは必然の帰結である。したがって、金融負債の公正価値測定に自己信用リスクの変動を反映することは、FASB において大きな論争を引き起こさない。

続いて、IASB によって提起された自己信用リスクの反映に関する賛成および反対の主張を検討した結果、いずれも欠陥ははらんでいることが分かった。そこで次に、目的適合性および忠実な表現という 2 つの質的特性を手掛かりに考察を進めた。その結果として、目的適合性および忠実な表現という 2 つの質的特性に照らせば、当初認識後において自己信用リスクを反映させることが必要であるという結論を導き出した。この結論は、第 2 の問題意識である「なぜ、負債の公正価値測定に自己信用リスクの影響を反映すべきなのか」に対する回答である。

2. 損益計算書に自己信用リスクの変動を反映させる形式

第 2 の面での「損益計算書の表示」に関する検討（第 4 章および第 5 章）は、自己信用リスクの変動の表示形式に焦点をあてて考察を行った。

第 4 章では、これまで FASB と IASB が採用してきた会計処理を検討材料に、それぞれの方法の形成過程を明らかにした。また、財務諸表利用者の判断に照らして、「負債のパラドックス」による誤解を低減する効果という観点から、それらの会計処理方法を比較した。

混合属性会計による問題点を解決するために、IASB と FASB はいずれも、金融商品に関しては原則として全面公正価値会計の測定を提案した。しかし、各方面からの反発を受け、IASB と FASB は、自発的に公正価値の範囲を広げようとする企業に対して、公正価値オプションを認めた。公正価値オプションの制度化の過程において、自己信用リスクの変動に起

因する金融負債の変動額に関して、IASB の IFRS No.9 は OCI に計上することを求めたのに対して、FASB の SFAS No.159 は純利益に計上することを求めた。つまり、両者の間で相違が生じたのである。そこで、財務諸表利用者の判断の視点から、上記の 2 つの会計処理を理論的に考察し、実証研究および実験研究の成果と照らし合わせた結果、自己信用リスクの変動に起因する金額を純利益に計上する場合よりも OCI に計上する場合の方が、財務情報利用者がミスリードされる可能性が低減されることが明らかになった。

その後、FASB は、2016 年の会計基準更新書において、自己信用リスクの変動に起因する金融負債の変動額については OCI に計上し、それが実現した場合には純利益にリサイクリングすることを求めるようになった。一方、IASB はそうしたリサイクリングを認めていない。したがって、自己信用リスクの変動に起因する金額において、IASB の会計基準と FASB の会計基準との間の現時点で特に問題となる差異は、OCI に計上された部分のリサイクリングの可否である。

そこで第 5 章では、OCI に計上された自己信用リスクの変動に起因する金融負債の変動額はリサイクリングすべきか否かを検討した。

まず、FASB、IASB それぞれにおけるリサイクリングの程度に関しては、FASB がこれを全面的に強制するアプローチを採るのに対して、IASB は該当する各基準でリサイクリングの有無を決定するアプローチを採用していることが確認された。リサイクリングの程度の差異は、利益の見方と密接に関連する。FASB は、純利益と包括利益をともに重視する立場、言い換えれば、純利益情報の有用性を損なうことなく包括利益情報を開示させるという伝統的「会計利益モデル」の欠点を補完する混合属性モデルの立場であった。そのため、このような実現利益概念を維持する形で包括利益概念を採用した会計思考においては、リサイクリング処理が重要となる。

これに対して IASB は、純粋型資産負債観（純資産価値モデル）へのパラダイム転換を目指している過渡期としての混合属性モデルの立場で、包括利益一元観に置き換えようとする思考を頑なに主張してきた。しかし、その後の妥協により、純利益の表示を容認した。以降、OCI から純利益へのリサイクリングする項目としない項目をケース・バイ・ケースで使い分けることとなったのである。

投資家の意思決定に有用性な利益モデルという点で、包括利益が純利益と比べて相対的に有用ではないことを示す実証研究がある一方で、包括利益がより有用であることを実証した研究もある。そのような実証結果が混在する中で、既存研究の成果をもとにリサイクリングの要否を決定することはできない。しかし、企業価値評価において、基礎数値としてキャッシュ・フローに枠づけられた実現利益としての純利益が有用であることには疑う余地がない。このような立場からすれば、OCI の純利益へのリサイクリングは必要不可欠である。そうすることで、財務報告全体の信頼性が確保されるからである。

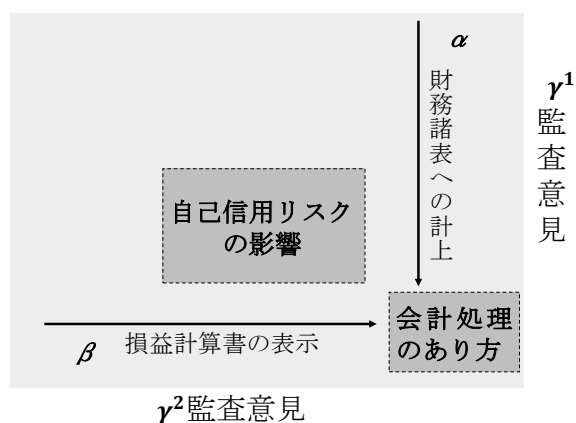
以上の検討を踏まえて、OCI に計上された自己の信用リスクの変動に起因する金額を、

純利益へリサイクリングすることの可否を検討した。IASB はリサイクリングしない根拠として、第三者に移転することで金融負債の公正価値評価益が実現する可能性は極めて低いということを挙げているが、これは「負債の移転によって支払うであろう価格」という負債の公正価値の定義を支える基礎と矛盾しているので、採用することができない。さらに、基準ごとに目的適合性の達成を図ろうとする IASB の思考は、企業価値評価のために財務会計システムが提供する情報の全体としての信頼性を阻害している。それゆえ、OCI に計上された自己の信用リスクの変動に起因する金額は、実現したときに純利益にリサイクリングすべきであると結論づけた。

以上、本論文では、金融負債の公正価値測定にあたっては自己信用リスクの変動を反映すべきであり、その際に不可避免的に生じる「負債のパラドックス」による誤解を低減し、投資家の意思決定に役立つ情報を提供する望ましい会計処理は、自己信用リスクに起因する金額は純利益ではなく OCI に計上し、実現したときに純利益にリサイクリングする方法であるということを明らかにした。

II 今後の研究課題

本研究に残された今後の課題としては、次の 3 点がある。



出所：筆者作成

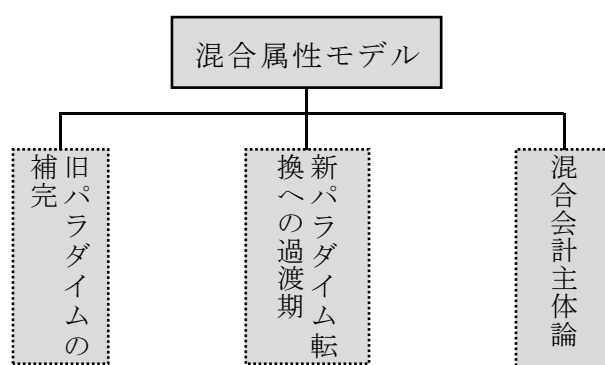
第 1 に、上の図表のように、本論文では、自己信用リスクの変動に起因する金額の会計処理を巡る問題を「 α 財務諸表への計上」と「 β 損益計算書の表示」という 2 つの面から、より妥当な会計処理のあり方を導き出したが、自己信用リスクの変動に起因する金額を財務諸表に計上させる場合、監査基準または監査実務にどのような影響を与えるのか、という問題が残っている（ γ^1 の位置）。また、自己信用リスクの増大は、企業のデフォルトの可能性を上昇させる。デフォルトは、企業の存続を不可能ならしめる主たる要因の 1 つであるの

で、自己信用リスクの影響を負債の測定に反映させることは、企業会計の基礎的前提の1つである「継続企業」の公準に抵触するかもしれない。そこで自己信用リスクの変動に起因する金額を OCI に計上させる場合、ゴーイング・コンサーン監査にいかなる影響を及ぼすのかについて検討も必要である (γ^2 の位置)。

第2に、本論文では、現在の混合属性会計について3つの解釈を示したうえ、それに「旧パラダイムの補完」と「新パラダイム転換への過渡期」という2つの解釈を分析の視点として、FASB と IASB におけるそれぞれの利益の見方を確認するとともに、自己信用リスクの変動に起因する金額の会計処理の問題を検討した。企業利益の帰属は、企業主体論の相違によって異なる。では、OCI は果たして誰の利益に属するのか。

この問題は、企業主体論と密接に関連している。例えば、資本主理論に立てば、資本の期間変動差額である包括利益は、すべて資本主に属することになる。そのため「自己信用リスクの変動に起因する金額」、「為替換算調整額」および「その他有価証券評価差額金」などの非反復的な事象から生じた OCI は、実現にせよ未実現にせよ、当期の利益あるいは利益剰余金として計上されるべきである。これに対して、企業主体理論に立てば、OCI は資本主に属するものではなく、企業実体に属するべき資本修正となる。資本修正項目は、貸借対照表に計上されるだけであり、包括利益計算書に計上させるのは不要である。

本論文の第3章によれば、現在の会計は資本主理論と企業主体理論との混合モデルである。そこで、このような混合主体論のもとで、OCI の帰属ないしリサイクリングに関わる問題を検討しなければならない。OCI とそのリサイクリングは、現代会計の最大の難問といっても過言ではない。この問題にさらに深く切り込むことが、第2の残された課題なのである。



出所：筆者作成

第3に、本論文の結論として提示した望ましい会計処理、すなわち、自己信用リスクに起因する金額を OCI で計上した後、実現したときに純利益にリサイクリングする会計処理に

については、今後、実証研究により検証していくことが重要である。自己信用リスクの変動に起因する金額について、FASB の会計基準 ASU 2016-01 が 2017 年 12 月に実施され、IASB においては IFRS No.9 が 2017 年 1 月に発効されたばかりなので、両者の基準を比較対象として、アーカイバルなデータをもとに、いずれが理論的優位性を持つのかを検証するような実証研究は今の時点では実行不可能である。それゆえ、今後のデータの蓄積を待って、実証研究を行いたいと考えている。

参考文献

- AAA [1948], Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements: 1948 Revision, *The Accounting Review*, Vol.23 (4), pp.339-344, American Accounting Association.
- AAA [1957], Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements-1957 (Revision), American Accounting Association. (中島省吾訳 [1964]『増訂 AAA 会計原則—原文・解説・訳文および訳註—』中央経済社)。
- AAA [1966], A Statement of Basic Accounting Theory, AIA. (飯野利夫訳 [1969]『アメリカ会計学会—基礎的会計理論』国元書房)。
- AIA [1953], Accounting Terminology Bulletins No.1- Review and Resume, American Institute of Accountants. (渡辺進・上村久雄共訳[1959]『アメリカ公認会計士協会・会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所)。
- AICPA [1970], APB Statement No.4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises, APB Accounting Principles, *Original Pronouncements as of June 30, 1973*, Vol. 2, Commerce Clearing House, Inc. (川口順一訳 [1973]『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』同文館出版)。
- AICPA [1973], Report of the Study Group on Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statements, American Institute of Certified Public Accountants. (川口順一訳 [1976]『アメリカ公認会計士協会財務諸表の目的』同文館出版)。
- ASB [1992], Financial Reporting Standards (FRS) No.3: Reporting Financial Performance, Accounting Standards Board.
- Barth, M. E. and W. R. Landsman [1995], Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.9 (4), pp. 97-107.
- Barth, M. E. [2007], Standard-setting measurement issues and the relevance of research, *Accounting and Business Research*, Vol. 37 (sup1), pp.7-15.
- Barth, M. E., L. D. Hodder, and S. R. Stubben [2008], Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk, *The Accounting Review*, Vol. 83 (3), pp. 629-664.
- Baxter, W. T. [1984], *Inflation Accounting*, Philip Allan, Oxford.
- Bedford, N. M. [1973], *Extensions in Accounting Disclosure*, Prentice-Hall. (武田隆二監訳, 原田満範訳 [1980]『会計ディスクロージャーの拡張』東洋経済新報社)。
- Benston, G. J [2003], The Quality of Corporate Financial Statements and Their Auditor before and after Enron, *Policy Analysis*, No.497, p.1-29.
- Biddle, G. C., and J. Choi [2006], Is comprehensive Income useful? *Journal of*

- Contemporary Accounting and Economics*, Vol.2 (1), pp.1-32.
- BIS [2002], Basel Committee on Banking Supervision, Re: Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS No.32 and IAS No.39 on Financial Instruments Accounting, Presentation and Disclosure, Bank of International Settlement.
- Bonbright, J. C. [1937], *The Valuation of Property*, McGraw-Hill.
- Bradbury, M. E. [2000], Issues in The Drive to Measure Liabilities at Fair Value, *Australian Accounting Review*, Vol. 10 (21), pp.19-25.
- Cahan, F. S., S. M. Courtenay, P. L. Gronewoller, and D. R. Upton [2000], Value Relevance of Mandated Comprehensive Income Disclosures, *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.27, pp.1273-1301.
- Canning, J. B. [1929], *The Economics of Accountancy*, The Ronald Press.
- Chambers, D., T. J. Linsmeier, C. Shakespeare and T. Sougiannis [2007], An Evaluation of SFAS No.130 Comprehensive Income Disclosures, *Review of Accounting Studies*, Vol.12 (4), pp.557-593.
- Chasteen, L. G. and C. R. Ransom [2007], Including Credit Standing in Measuring the Fair Value of Liabilities-Let's Pass This One to The Shareholders, *Accounting Horizons*, Vol. 21(2), pp.119-135.
- Chung, S. G., G. J. Lobo, and K. O. Yong [2017], Valuation Implications of FAS 159 Reported Gains and Losses from Fair Value Accounting for Liabilities, Working Paper. (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2978730).
- Couch, R and W. Wu [2016], the Fair Value Option for Liabilities and Stock Returns during the Financial Crisis, *The Quarterly Review of Economics and Finance* Vol.59, pp.83-98.
- Crooch, G. M. and W. S. Upton [2001], Credit Standing and Liability Measurement, Financial Accounting Standards Board.
- Desir, R., K. Fanning, and R.J. Pfeiffer [2010], Are Revisions to SFAS No. 5 Needed? *Accounting Horizons*, Vol. 24 (4), pp. 525-545.
- Dhaliwal, D., K. R. Subramanyam, and R. Trezevant [1999], Is Comprehensive Income Superior to Net Income as a Measure of Firm Performance?, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26, pp.43-67
- Dong, M., S. Ryan, and X. Zhang [2014], Preserving amortized costs within a fair-value-accounting framework: Reclassification of gains and losses on available-for-sale securities upon realization, *Review of Accounting Studies*, Vol.19 (1), 242-280.
- ECB [2004], The Impact of Fair Value Accounting on the European Banking Sector -A Financial Stability Perspective, *Monthly Bulletin*, February, pp.69-81, European

Central Bank.

Edwards, E. O. and P. W. Bell [1961], *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press. (中西寅雄監修, 伏見多美・藤森三男訳 [1964]『意思決定と利潤計算』日本生産性本部)。

Fanning, K. [2011], *Unintended Consequences of Lowering Disclosure Thresholds: Proposed Changes to SFAS No. 5*, Ph.D. Dissertation, University of Massachusetts Amherst.

FASB [1975], *Statements of Financial Accounting Standard No. 5, Accounting for Contingencies*, Financial Accounting Standards Board.

FASB [1976], *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, Financial Accounting Standards Board. (津守常弘監訳 [1997]『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社)。

FASB [1978], *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社)。

FASB [1980], *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社)。

FASB [1984], *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.5, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社)。

FASB [1985], *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.6, Elements of Financial Statements*, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社)。

FASB [1991], *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 107, Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board.

FASB [1993], *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Financial Accounting Standards Board.

FASB [1997a], *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Financial Accounting Standards Board.

FASB [1997b], *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.130, Accounting*

for Certain Investments in Debt and Equity Securities, Financial Accounting Standards Board.

FASB [1999a], Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, Financial Accounting Standards Board.

FASB [1999b], Preliminary View: on Major Issues Related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2000], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB 財務会計の諸概念 <増補版>』中央経済社。

FASB [2006], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157, Fair Value Measurements, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2007], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.159, The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2008a], Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Disclosure of Certain Loss Contingencies: as amendment of FASB Statements No. 5 and 141(R), Financial Accounting Standards Board.

FASB [2008b], FASB Staff Position, NO.157-3, Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset Is Not Active, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2009], FASB Staff Position, NO.157-4, Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset or Liability Have Significantly Decreased and Identifying Transactions that are Not Orderly, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2010a], Staff Draft an Exposure Draft on Financial Statement Presentation, Financial Accounting Standards Board

FASB [2010b], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.8, Chapter1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2011], Proposed Accounting Standards Update, Comprehensive Income (Topic 220), Deferral of the Effective Date for Amendments to the Presentation of Reclassifications of Items Out of Accumulated Other Comprehensive Income in

- Accounting Standards Update, Financial Accounting Standards Board.
- FASB [2016], Accounting Standards Update 2016-01, Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10), Financial Accounting Standards Board.
- FCAG [2009], Financial Crisis Advisory Group, Report of the Financial Crisis Advisory Group, Financial Crisis Advisory Group.
- Fisher, I. [1930], *The Theory of Interest*, Macmillan.
- FSF [2009], Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System, Financial Stability Forum.
- GAO [1991], Failed Bank: Accounting and Auditing Reforms Urgently Needed, United State General Accounting Office, GAO/AMFD.
- Gaynor, L. M., L. McDaniel, and T. L. Yohn [2009], Accounting for Liabilities at Fair Value: The Advantage of Relational Versus Informational Disclosures in Interpreting Credit Risk Changes, Working Paper.
- Gaynor, L. M., L. McDaniel, and T. L. Yohn [2011], Fair Value Accounting for Liabilities: The Role of Disclosures in Unraveling the Counterintuitive Income Statement Effect from Credit Risk Changes, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 36 (3), pp.125-134.
- Gazzola, P. and S. Amelio [2014], The impact of comprehensive income on the financial ratios in a period of crises, *Procedia Economics and Finance*, Vol.12, pp.174-183.
- G4+1 [1998], Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions, G4+1 Special Report FASB.
- G4+1 [1999], Reporting Financial Performance: A Proposed Approach, Position Report International Accounting Standards Committee.
- Gilman, S. [1939], *Accounting Concepts of Profit*, The Ronald Press Company. (久野光朗 訳 [1965] 『ギルマン会計学』 同文館)。
- Hatfield, H. R. [1909], *Modern Accounting: Its Principles and Some of its Problems*, D. Appleton & Co. (松尾憲橘訳 [1971] 『近代会計学: 原理とその問題』 雄松堂書店)。
- IASB [2003a], International Accounting Standards (IAS) No.16 (revision), Property, Plant and Equipment, International Accounting Standards Board.
- IASB [2003b], International Accounting Standards (IAS) No.39 (revised), Financial Instruments: Recognition and Measurement, International Accounting Standards Board.
- IASB [2004a], Agenda Paper No. 10, Conceptual Framework, International Accounting Standards Board.
- IASB [2004b], International Accounting Standards (IAS) No.38 (revision), Intangible

Assets, International Accounting Standards Board.

IASB [2004c], International Accounting Standard (IAS) No.32, Financial Instruments: Disclosure and Presentation, International Accounting Standards Board.

IASB [2004d], Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS No.39, Financial Instruments, Recognition and Measurement–The Fair Value Option, International Accounting Standards Board.

IASB [2005], Amendment to International Accounting Standards (IAS) No.39, Financial Instruments, Recognition and Measurement–The Fair Value Option, International Accounting Standards Board.

IASB [2006], Exposure Draft, Amendments to IAS No.1 Presentation of Financial Statements, A Revised Presentation, International Accounting Standards Board.

IASB [2007], International Accounting Standards (IAS) No.1 (Revised), Presentation of Financial Statements, International Accounting Standards Board.

IASB [2008a], Discussion Paper, Preliminary Views on Financial Statements Presentation, International Accounting Standards Board.

IASB [2008b], Discussion Paper, Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework Financial Reporting: The Reporting Entity, International Accounting Standards Board.

IASB [2008c], Discussion Paper, Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments, International Accounting Standards Board.

IASB [2009], Discussion Paper, Credit Risk in Liability Measurement, International Accounting Standards Board.

IASB [2010a], Exposure Draft, Fair Value Option for Financial Liabilities, International Accounting Standards Board.

IASB [2010b], International Financial Reporting Standard (IFRS) No.9, Financial Instruments, International Accounting Standards Board.

IASB [2011a], Amendments to IAS No.1, Presentation of Items of Other Comprehensive Income, International Accounting Standards Board.

IASB [2011b], International Financial Reporting Standards (IFRS) No.13, Fair Value Measurement, International Accounting Standards Board.

IASB [2011c], International Accounting Standards (IAS) No.19, Employee Benefits, International Accounting Standards Board.

IASB [2012a], International Accounting Standards (IAS) No.16, Property, Plant and Equipment, International Accounting Standards Board.

IASB [2012b], International Accounting Standards (IAS) No.21, The Effects of Changes

- in Foreign Exchange Rates, International Accounting Standards Board.
- IASB [2012c], International Accounting Standards (IAS) No.38, Intangible Assets, International Accounting Standards Board.
- IASB [2012d], International Financial Reporting Standard (IFRS) No.6, Exploration for and Evaluation of Mineral Resources, International Accounting Standards Board.
- IASB [2013a], Discussion Paper, A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting, International Accounting Standards Board.
- IASB [2013b], Staff Paper, Draft Discussion Paper, Elements of Financial statements, Agenda ref.10B (a), 22-26, International Accounting Standards Board.
- IASB [2015], Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting, International Accounting Standards Board.
- IASC [1982], International Accounting Standard (IAS) No.16, Accounting for Property, Plant and Equipment, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1989], Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1991], Exposure Draft E40, Financial Instruments, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1994], Exposure Draft E48, Financial Instruments, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1997a], Discussion Paper, Accounting for Financial Assets and Liabilities, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1997b], International Accounting Standards (IAS) No.1, Presentation of Financial Statements, International Accounting Standards Committee.
- IASC [1998], Financial Instruments, Recognition and Measurement, International Accounting Standards Committee.
- Ijiri, Y. [1967], *The Foundations of Accounting Measurement: A Mathematical, Economic, and Behavioral Inquiry*, Prentice-Hall.
- JWG [2000], Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard, Joint Working Group of Standard-Setters.
- Kanagaretnam, K., R. Mathieu, and M. Shehata [2009], Usefulness of comprehensive income reporting in Canada. *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 28 (4), pp.349-365.
- Kerr, J. St. G. [1984], *The Definition and Recognition of Liabilities*, Australian Accounting Research Foundation. (徳賀芳弘訳 [1989] 『負債の定義と認識』九州大学出版会)。

- Koonce, L., K. K. Nelson, and C. M. Shakespeare [2011], Judging the Relevance of Fair Value for Financial Instruments, *The Accounting Review*, Vol.86 (6), pp.2075-2098.
- Lachmann, M., A. Wöhrmann, and A. Wömpener [2011], Acquisition and Integration of Fair Value Information on Liabilities into Investors' Judgments, *Review of Accounting and Finance*, Vol.10 (4), pp.385-410.
- Leggett, D., A. Wilkins, and S. Clark [2015], The Frequency, Magnitude, and Measurement Subjectivity Associated with Liabilities Reported at Fair Value. *Academy of Accounting and Financial Studies Journal*, Vol.19 (1), pp.160-170.
- Lachmann, M., U. Stefani, and A. Wöhrmann [2015], Fair Value Accounting for Liabilities: Presentation Format of Credit Risk Changes and Individual Information Processing, *Accounting Organizations and Society*, Vol. 41, pp.21-38.
- Lipe, R. [2002], Fair Valuing Debt Turns Deteriorating Credit Quality into Positive Signals for Boston Chicken, *Accounting Horizons*, Vol.16, pp.169-182.
- Littleton, A. C. [1953], *Structure of Accounting Theory*, American Accounting Association. (大塚俊郎訳 [1955]『会計理論の構造』東洋経済新報社)。
- Miller, M. C. and M. A. Islam. [1988], *The Definition and Recognition of Asset*, Australian Accounting Research Foundation. (太田正博訳 [1992]『資産の定義と認識』中央経済社)。
- Moontiz, M. and R. T. Sprouse [1961], *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, American Institute of Certified Public Accountants.
- Nissim, D. and S. Penman [2008], *Principles for the Application of Fair Value Accounting*, Columbia Business School. (角ヶ谷典幸・赤城諭士訳 [2012]『公正価値のフレームワーク』中央経済社)。
- O' Hanlon, J. and P. Pope [1999], The Value-relevance of U.K. Dirty Surplus Accounting Flows, *British Accounting Review*, Vol.31 (4), pp.459-482.
- Paton, W. A. [1922], *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*, the Ronald Press Company.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association Monograph No. 3. (中島省吾訳 [1958]『会社会計基準序説 改訳』森山書店)。
- Power, M. [2010], Fair Value Accounting, Financial Economics and The Transformation of Reliability, *Accounting and Business Research*, Vol. 40 (3), pp.197-210.
- Ryan, S.G. [2008], Accounting in and for the Subprime Crisis, *The Accounting Review*, Vol.83 (6), pp.1605-1638.
- Sterling, R. R. [1979], *Toward a Science of Accounting*, Scholars Book Company. (塩原

- 一郎訳 [1995]『科学的会計の理論』税務経理協会)。
- SEC [2008], Report and Recommendations Pursuant to Section No.133 of the Emergency Economic Stabilization Act of 2008: Study on Mark-To-Market Accounting, Securities and Exchange Commission.
- Solomons, D. [1986], *Making Accounting Policy: The Quest for Credibility in Financial Reporting*, Oxford University Press. (加藤盛弘監訳 [1990]『会計原則と会計方針』森山書店)。
- Stevenson, K. M. [2007], Fair Value: The Right Measurement Basis? *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, pp.132-149.
- Tweedie, D. and G. Whittington [1990], Financial Reporting: Current Problems and Their Implications for Systematic Reform. *Accounting and Business Research*, Vol.21 (81), pp.87-102.
- Upton, Jr., S. W. [2009], Credit Risk in Liability Measurement, Staff Paper Accompanying Discussion Paper, International Accounting Standards Board.
- Vatter, W. J. [1947], *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports*, The University of Chicago Press.
- Whitehouse [2012], FASB Preps Fix for Credit Risk Reporting Glitch, *Compliance Week*. Oct. 10th.
- Whittington, G. [1983], *Inflation Accounting: An Introduction to the Debate*, Cambridge University Press. (辻山栄子訳 [2003]『会計測定的基础—インフレーション・アカウントティング』中央経済社)。
- 安藤英義 [2007]『会計学論考—歴史と最近の動向』中央経済社。
- 飯野利夫 [1993]『財務会計論<三訂版>』同文館出版。
- 石川純治 [2008]『変貌する現代会計—その形と方向』日本評論社。
- 石川純治 [2013]「OCI は何処から来るか—その性格と出所—」『週刊経営財務』第 3127 号, 25-35 頁。
- 石川純治 [2014]「情報開示、利益計算、包括利益—(その他の包括利益)と現代会計—」『会計理論学会年報』第 28 号, 26-36 頁。
- 井手健二 [2004]「包括利益情報の有用性に関する検討—わが国の証券市場を対象として」『曾計』第 165 巻第 2 号, 143-155 頁。
- 井手健二 [2017]「わが国における包括利益情報の開示について」『曾計』第 191 巻第 5 号, 28-42 頁。
- 伊藤邦雄 [2011]「包括利益開示の意義・影響・課題」『企業会計』第 63 巻第 3 号, 18-28 頁。
- 伊藤徳正 [2010]「ベドフォードの会計理論的フレームワークとサイクル論」『愛知学院大学論叢-商学研究』第 55 巻第 2・3 号, 53-64 頁。

- 伊藤徳正 [2011]『ベドフォードの会計思想史』成文堂。
- 伊藤真 [2011]「金融負債の当初認識後の現在測定における自己の信用リスク」『三田商学研究』第 54 巻第 3 号, 1-25 頁。
- 今田正 [2003]「公正価値評価と包括利益の理論」『熊本学園大学経済論集』第 9 巻第 3・4 号, 9-24 頁。
- 岩崎勇 [2011]「IFRS 導入と公正価値の拡大」『経済学研究』第 78 巻 2・3 合併号, 93-120 頁。
- 岩崎勇 [2012]「利益概念と情報価値」『経済学研究』第 79 巻第 1 号, 67-93 頁。
- 岩崎勇 [2014]「会計主体論と概念フレームワーク：簿記処理との関連において」『日本簿記学会年報』第 29 号, 173-181 頁。
- 岩村充「金融負債の時価評価を巡って—理論的整理」『COFRI ジャーナル』第 26 号, 38-45 頁。
- 井上良二 [2014]『新版財務会計論(改訂版)』税務経理協会。
- 井尻雄士 [1968]『会計測定の基礎』東洋経済新報社。
- 上野清貴 [2011]「公正価値概念の展開とその理論」『企業会計』第 62 巻第 9 号, 18-27 頁。
- 薄井彰 [2015]『会計制度の経済分析』中央経済社。
- 浦崎直浩 [2002]『公正価値会計』森山書店。
- 浦崎直浩 [2011]「公正価値」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念（体系現代会計学第 1 巻）』中央経済社, 363-392 頁。
- 小野正芳 [2003]「損益計算書外項目のリサイクルとその簿記処理」佐藤信彦編著『業績報告と包括利益』白桃書房, 135-146 頁。
- 大石桂一 [2011]「会計基準」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念（体系現代会計学第 1 巻）』中央経済社, 435-472 頁。
- 大石桂一 [2012]「会計規制の枠組み」大日方隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬』中央経済社, 167-201 頁。
- 大石桂一 [2015]『会計規制の研究』中央経済社。
- 興津裕康 [1996]「検討課題としての財務会計のフレームワーク」『企業会計』第 48 巻第 1 号, 4-10 頁。
- 小川淳平 [2013]「金融負債の公正価値評価の影響—Citigroup の事例」『オイコノミカ』第 49 巻第 2 号, 89-119 頁。
- 大日方隆 [2002]「利益の概念と情報価値(2)」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社, 375-417 頁。
- 笠井昭次 [2005]『現代会計論』慶応義塾大学出版社。
- 笠井昭次 [2009]『現代日本会計学説批判—評価論に関する類型論的検討Ⅲ』慶応義塾大学出版。

- 金子康則・竹埜正文・山本顕三 [2012] 『公正価値測定の実務 Q&A IFRS13 の総合解説と対象別留意点』中央経済社。
- 梶田龍三 [2016] 「概念フレームワークにおける質的特徴—制度的補完性理論と忠実な表現概念の関係—」『IFRS の概念フレームワークについて—最終研究報告—』国際会計研究学会研究グループ, 88-98 頁。
- 紙博文 [2004] 「現在価値測定序論」『経営情報研究: 摂南大学経営情報学部論集』第 12 巻第 1 号, 85-101 頁。
- 河合由佳理 [2010] 『包括利益と国際会計基準』同文館出版。
- 川西安喜 [2006] 「IASB 公開草案 「IAS 第 1 号『財務諸表の表示』の改訂: 改訂された表示」の解説」『JICPA ジャーナル』第 18 巻第 6 号, 152-156 頁。
- 川西安喜 [2011] 「包括利益の表示に関する新会計基準」『会計・監査ジャーナル』第 23 巻第 8 号, 47-52 頁。
- 河野明史 [2005] 「IAS1 真実かつ適正な表示」『情報センサー』(新日本有限責任監査法人), 2005 年 4 月号, 45-48 頁。
- 川村義則 [2014] 「アメリカにおける展開」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社, 29-57 頁。
- 菊谷正人 [2013] 「『その他の包括利益』の会計処理に関する理論的考察」『会計・監査ジャーナル』第 25 巻第 11 号, 67-74 頁。
- 木下裕一 [2005] 「包括利益概念否定論」『経営政策論集』(桜美林大学経営政策学部) 第 5 巻第 1 号, 1-16 頁。
- 北村敬子 [2007] 「利益概念と割引計算」『企業会計』第 59 巻第 6 号, 4-10 頁。
- 草野真樹 [2006] 「負債の公正価値測定と信用状態の変化—金融商品の公正価値オプション」『會計』第 170 巻第 5 号, 56-66 頁。
- 草野真樹 [2010] 「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」ディスカッションペーパー 2010-J-12, 日本銀行金融研究所。
- 草野真樹 [2010] 「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『會計』第 178 巻第 4 号, 59-70 頁。
- 草野真樹 [2012] 「会計モデルの変容と会計情報(1)」『會計』第 181 巻 5 号, 15-26 頁。
- 久保田敬一・須田一幸・竹原均 [2006] 「株式収益率と経営者報酬における包括利益の情報内容」『経営財務研究』第 26 巻第 1・2 号, 53-69 頁。
- 古賀智敏 [2000] 『価値創造の会計学』税務経理協会。
- 古賀智敏 [2001] 「金融商品と包括的公正価値会計—理論上からの意見」『企業会計』第 53 巻第 6 号, 58-65 頁。
- 古賀智敏 [2009] 『財務会計のイノベーション』中央経済社。
- 古賀智敏 [2014] 「財務会計の概念フレームワークと 2 つの会計目的観: ステュワードシッ

- プ会計と意思決定有用性会計の相剋と相互交渉』『同志社商学』第 65 巻第 6 号, 877-892 頁。
- 小見山隆行 [2013] 「会計主体論と企業会計グローバル化の課題」『愛知学院大学論叢・商学研究』第 54 巻第 1 号, 73-106 頁。
- 斎藤静樹 [2011] 「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」日本銀行金融研究所デスカッション・ペーパー2011-J-7, 日本銀行金融研究所。
- 斎藤静樹 [2013] 『会計基準の研究<増補版>』中央経済社。
- 齋藤雅子 [2012] 「会計主体論の変遷と財務報告」『大阪産業大学経営論集』第 14 巻第 1 号, 17-27 頁。
- 佐藤信彦 [1992] 「資産・負債の概念的依存性と貸借対照表示ーオフバランス取引の両建表示と相殺表示に関連して」『産業経理』第 52 巻第 2 号, 113-121 頁。
- 佐藤信彦編著 [2003] 『業績報告と包括利益』白桃書房。
- 志賀理 [2011a] 「FASB『財務会計概念ステートメント第 8 号』の本質的意味」『同志社商学』第 62 巻, 280-291 頁。
- 志賀理 [2011b] 『会計認識領域拡大の理論』森山書店。
- 杉本典之 [1991] 『会計理論の探究ー会計情報システムへの記号論の接近』同文館。
- 鈴木直行 [2002] 「金融商品の全面公正価値会計の提案に至るまでの米国会計基準の歴史的考察」デスカッションペーパー 2002-J-7, 日本銀行金融研究所。
- 高橋和幸 [2008] 『会計情報伝達論』創成社。
- 武田隆二 [2001] 「会計学認識の基点」『企業会計』第 53 巻第 1 号, 4-10 頁。
- 田中健二 [1999] 『時価会計入門』中央経済社。
- 田中弘 [1999] 『時価主義を考える』中央経済社。
- 田中弘 [2003] 「時価会計の七不思議」『商経論叢』(神奈川大学) 第 38 巻第 3 号, 47-67 頁。
- 辻山栄子 [2015] 「国際財務報告基準(IFRS)をめぐる理論的課題と展望」辻山栄子編著『IFRS の会計思考ー過去・現在そして未来への展望』中央経済社, 1-34 頁。
- 辻山栄子 [2018] 「現代会計の危機」辻山栄子編著『財務会計の理論と制度』中央経済社, 3-22 頁。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の理論』森山書店。
- 津守常弘 [2012] 「現代会計のメタ理論的省察」『企業会計』第 64 巻第 8 号, 17-30 頁。
- 徳賀芳弘 [1982] 「アメリカにおける負債概念の変化に関する一考察(1)」『経済論究』第 55 号, 43-75 頁。
- 徳賀芳弘 [1998] 「負債の公正価値評価ー測定値の比較可能性という視点を中心としてー」中野勲・山地秀俊編著『21 世紀の会計評論』勁草書房, 45-59 頁。
- 徳賀芳弘 [2010] 「公正価値会計の行方」『企業会計』第 62 巻第 1 号, 18-21 頁。
- 徳賀芳弘 [2011] 「負債と経済的義務」斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』中央

- 経済社, 113-163 頁。
- 徳賀芳弘 [2012] 「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』第 31 巻第 3 号, 141-203 頁。
- 徳田行延 [2001] 「混合属性測定モデルと現在価値測定—SFAC7 号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の使用』を中心として—」『立教経済学研究』第 55 巻第 2 号, 103-118 頁。
- 豊田俊一 [2015] 「IASB の概念フレームワーク公開草案の意義と課題 (前)」『企業会計』第 67 巻第 11 号, 104-109 頁。
- 中村英敏 [2013] 「金融負債の公正価値測定に関する考察と課題: 「マッチング」と「富の移転」を中心として」『商學論纂』(中央大学) 第 54 巻第 6 号, 443-469 頁。
- 成瀬継男 [2005] 「理論とは何か: 会計理論と会計実務」『経済と経営』第 35 巻第 2 号, 185-209 頁。
- 西川郁生 [2010] 「時価評価の論点」『企業会計』第 62 巻第 1 号, 22-25 頁。
- 服部孝洋・野村亜紀子 [2010] 「EU における IFRS 強制適用はどの程度強制的だったのか」『資本市場クォーターリー』2010 年冬号, 1-6 頁。
- 平松一夫 [1976] 「情報会計における会計測定の正当性」『商學論究』(関西学院大学), 第 23 巻第 4 号, 81-93 頁。
- 藤田敬司 [2006] 「負債会計の基礎概念と実践課題(Part1)」『立命館経営学』第 44 巻第 6 号, 1-25 頁。
- 増村紀子 [2016] 「金融負債の時価評価と株価形成」『會計』第 188 巻第 5 号, 82-95 頁。
- 松本敏史 [2002] 「対立的会計観の諸相とその相互関係」『大阪経大論集』第 53 巻第 3 号, 103-120 頁。
- 松本敏史 [2003] 「収益費用中心観における収益認識」『企業会計』第 55 巻第 11 号, 26-34 頁。
- 丸岡恵梨子 [2016] 「リサイクリングの会計的意味」『商學論纂』(中央大学) 第 57 巻第 3 号, 533-560 頁。
- 万代勝信 [2011] 「測定属性」斎藤静樹・徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』(体系近代会計学), 中央経済社, 335-400 頁。
- 三和裕美子 [2015] 「経済の金融化とファンドによる企業支配」『経営学論集第 86 集』日本経営学会編, 千倉書房発行, 86-95 頁。
- 村瀬儀祐 [2005] 「会計認識拡大理論の制度的機能」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』, 森山書店, 1-38 頁。
- 山口忠昭 [2004] 「会計上の利益測定に関する諸問題」『生駒経済論叢』(近畿大学), 第 2 巻第 1 号, 33-48 頁。
- 山口忠昭 [2009] 「会計上のカレント・バリューの測定を巡る諸問題」『商経学叢』(近畿大

- 学), 第 56 巻第 2 号, 293-312 頁。
- 山口忠昭 [2011] 「財務報告における公正価値とその測定」『商経学叢』(近畿大学), 第 58 巻第 1 号, 61-81 頁。
- 山口忠昭 [2015] 「財務会計のフレームワークに関する考察—収益費用アプローチと資産負債アプローチを中心として—」『商経学叢』(近畿大学) 第 62 巻第 2 号, 75-99 頁。
- 山下奨 [2015] 「財務諸表の表示プロジェクト—財務諸表の表示 (業務報告) プロジェクトの帰結の理由」辻山栄子編著『IFRS の会計思考—過去・現在そして未来への展望』中央経済社, 75-98 頁。
- 山田辰巳 [2014] 「その他の包括利益とリサイクリング (上)」『税経通信』第 69 巻第 6 号, 158-175 頁。
- 山田辰巳 [2014] 「その他の包括利益とリサイクリング (中)」『税経通信』第 69 巻第 7 号, 146-161 頁。
- 吉田康英 [2016] 『IFRS9「金融商品」の構図—IAS39 置換プロジェクトの評価』同文館出版。
- 米山正樹 [2014] 「概念フレームワーク—概念フレームワークに関する分析視座」平松一夫・辻山栄子編著『企業会計の基礎概念 (体系現代会計学第 4 巻)』中央経済社, 85-117 頁。
- 若林公美 [2002] 「包括利益情報に対する株式市場の評価—有価証券の評価差額を手がかりとして」『會計』第 162 巻第 1 号, 81-94 頁。
- 若林公美・八重倉孝 [2010] 「企業価値評価モデルのインプットとしての利益」桜井久勝編著『企業価値評価の実証分析』中央経済社, 194-229 頁。
- 若林公美 [2014] 「包括利益情報と株価のドリフト」藤井秀樹編著『国際財務報告の基礎概念』中央経済社, 161-186 頁。